

# 第 61 回 CSW 公式文書

福島有子・房野 桂 訳

## 注釈つき暫定アジェンダと作業組織の提案<sup>1</sup>(E/CN.6/2017/1)

### 暫定アジェンダ

1. 役員選出
2. アジェンダとその他の組織上の問題の採択
3. 第 4 回世界女性会議と「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会のフォローアップ
  - (a) 重大問題領域の戦略目標と行動及びさらなる行動とイニシアティブの実施
    - (i) 優先テーマ: 変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメント
    - (ii) 見直しテーマ: 女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の実施における課題と業績
  - (b) 新たな問題、傾向及び女性の状況または男女間の平等に影響を及ぼす問題への新たな取組み: 先住民女性エンパワーメント
  - (c) ジェンダー主流化、状況及びプログラム上の問題
4. 女性の地位に関連する通報
5. 経済社会理事会決議と決定のフォローアップ
6. 第 62 回委員会の暫定アジェンダ
7. 第 61 回委員会報告書の採択

### 注釈

#### 1. 役員選出

経済社会理事会機能委員会手続規則の規則 15 に従い、理事会決議 1987/21 と決定 2002/234 に従って、女性の地位委員会は、2 年の任期でビューローを選出する。2015 年 3 月 20 日の第 60 回会期の第 1 回会議で、委員会は、第 60 回・61 回会期の副議長として、Fatmaalzahraa Hassan Abdelaziz Abdelkawy(エジプト)を選出した。2016 年 3 月 24 日の第 61 回会期の第 1 回会議で、委員会は、第 61 回会期の議長として Antonio de Aguiar Patriota(ブラジル)を、副議長として齋藤純(日本)、Seila Durbuzovic(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ)及び Andreas Glossner(ドイツ)を拍手喝采により選出した。同会議で、委員会は、第 61 回委員会の副議長兼報告者として、Ms. Durbuzovic を指名した。

経済社会理事会決議 2009/16 に従って、委員会は、経済社会理事会決議 1983/27 に従って設立された女性の地位に関する通報作業部会に 2 年の任期で務める 5 名の委員を任命する。第 61 回会期の第一回会議で、委員会は、第 61 回会期の通報作業部会の委員として、ベラルーシ、イラン・イスラム共和国、リベリア及びウルグァイを任命した。西欧及びその他の諸国からの指名がなかったので、委員会は、作業部

<sup>1</sup> 作業組織の提案は、E/CN.6/2017/1/Add.1 として発行される。

会による支持に基づき、支持された委員が、作業部会の手続きに完全に参加することが認められるとの了解の下に、通報作業部会の残る委員の選出を後日に延期した。第2回会議で、委員会は、作業部会の残る委員の任命を要請される。

## 2. 議事及びその他の組織上の問題の採択

手続き規則の規則7は、委員会が各会期の初めに、暫定アジェンダに基づいてその会期のアジェンダを採択することとすると規定している。

第61回委員会の暫定アジェンダと公式文書は、経済社会理事会決定2016/224によって承認された。

第61回委員会の準備は、女性の地位委員会の今後の組織と作業方法に関する経済社会理事会決議2015/6に従って、行われた。従って、委員会ビューローは、会期の作業組織を検討するために、代表団との非公式の説明会や協議会のみならず、いくつかの会議を開催した。

過去の慣行に従って、一般討論中に委員会の委員国やオブザーヴァーの代表団の代表者によって行われるステートメントは、5分に限られるものとし、代表団のグループを代表して行われるステートメントは10分に限られるものとする。会期に関連するテーマでのNGOからの発言は、地理的バランスを考慮に入れて、一般討論と意見交換専門家パネルに統合されることも勧められる。

## 3. 第4回世界女性会議と「女性2000年：21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会のフォローアップ

### (a) 重大問題領域の戦略目標と行動及びさらなる行動とイニシアティブの実施

#### (i) 優先テーマ：変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメント

#### (ii) 見直しテーマ：女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の実施における課題と業績

決議2016/3で、経済社会理事会は、2017年の第61回委員会が、優先テーマとして「変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメント」を検討することを決定し、見直しテーマとして、第58回委員会が採択した合意結論(E/2014/27-E/CN.6/2014/15を参照)のフォローアップとして、「女性と女兒のための『ミレニアム開発目標』の実施における課題と業績」を検討することも決定した。

理事会は、決議2015/6で、委員会の会期には、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメント並びにその人権を実現するという政治的公約を再確認し、強化し、高官のかかわりと委員会の審議の可視性を確保するために閣僚セグメントが含まれ、このセグメントには、第4回世界女性会議と第23回特別総会のフォローアップに関する一般討論のみならず、経験・学んだ教訓・好事例を交換するための閣僚ラウンド・テーブルまたはその他の高官意見交換対話が含まれることを決定した。理事会は、ステートメントが、優先テーマと見直しテーマに関連するギャップを埋め、課題に応えるために、達成された目標、遂げられた業績及び進行中の努力を明らかにするよう勧告した。

理事会は、決議2015/6でも、以下を含む意見交換対話を通して、その見直しテーマとして、以前の会期の優先テーマに関する合意結論の実施における進歩を評価することを決定した：

(a) 国内及び地域の経験を通して、促進された実施のための手段を明らかにする学んだ教訓・課題及び好事例を任意で様々な地域の加盟国が示すこと。

(b) 国内・地域・世界レベルで、データ・ギャップとテーマに関連するデータの強化された収集、報告、利用及び分析における課題に対処することを通して、促進された実施を支援し、達成する方法。

### 閣僚セグメント

議長による協議に加えて、一連の閣僚ラウンド・テーブル及びその他の高官意見交換対話が、一般討論に加えて、第61回委員会中に開催される。

### 優先テーマに関する意見交換専門家パネル

委員会は、優先テーマと取り組んでいる各国政府、国連システム、市民社会及びその他の利害関係者グループからの専門家の参加を得て、1つの意見交換専門家パネルを開催する。

### 見直しテーマに関する意見交換対話

委員会は、見直しテーマに関して、異なった地域からの加盟国による任意のプレゼンテーションのある2つの意見交換対話とデータとジェンダー関連の統計の利用可能性と利用の強化に関する1つの意見交換専門家パネルを開催する。

### 公式文書

変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメントに関する事務総長報告書(E/CN.6/2017/3)

関係セグメントのための討議ガイド: 事務局メモ(E/CN.6/2017/5)

女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の実施における課題と業績に関する事務総長報告書(E/CN.6/2017/4)

### **(b)女性の状況または男女間の平等に影響を及ぼす新たな問題、傾向、新たな取組み**

経済社会理事会は、その決議 2015/6 で、委員会が、必要に応じて、世界・地域レベルでの開発並びにジェンダーの視点への注意がますます必要とされる国連内での計画された活動を考慮に入れて、理事会のアジェンダにある関連する問題、特に適宜、その年次主要テーマに関連する問題に注意を払って、新たな問題、傾向、重点領域及び時宜を得た検討を必要とする男女間の平等を含めた女性の状況に影響を及ぼす問題への新たな取組みを討議し続けることを決定した。

理事会は、同決議の中で、会期に先立って、地域グループを通してすべての加盟国と相談して、その他の関連利害関係者からのインプットを考慮に入れて、意見交換対話を通じた委員会の審議のために、そのような新たな問題、傾向、重点領域または新たな取組みを明らかにするよう委員会ビューローに要請した。

決議 2015/6 に従って、委員会ビューローは、会期に先立って、第 61 回会期の重点領域として「先住民族女性のエンパワーメント」を明らかにした。

### **(c)ジェンダー主流化、状況及びプログラム上の問題**

#### ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の作業の規範的側面

総会決議 64/289 のパラグラフ 67(c)に従って、国連ウィメンの作業の規範的側面と委員会によって提供された政策ガイダンスの実施に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)事務次長・事務局長の年次報告書が委員会に提出される。

#### パレスチナ女性の状況と支援

パレスチナ女性の状況と支援に関する決議 2016/4 の中で、経済社会理事会は、「ナイロビ将来戦略」特にパレスチナ女性と子どもに関するパラグラフ 260、「北京行動綱領」及び第 23 回特別総会の成果の実施を継続して監視し、これに関して行動を起こすよう委員会に要請した。経済社会理事会は、状況を監視し続け、あらゆる手段でパレスチナ女性を支援し、決議の実施において遂げられた進歩に関して、西アフリカ経済社会委員会によって提供される情報を含めた報告書を第 61 回委員会に提出するようにも事務総長に要請した。

## 女性に対する暴力

女性に対する暴力をなくす際の国連婦人開発基金(今では国連ウィメン)の役割に関する決議 50/166 で、総会は、その定期報告書の中に女性に対する暴力をなくすための国内的・地域的・国際的行動を支援する信託基金の設立に関する情報を含め、そのような情報を委員会に提供するよう「基金」に要請した。

## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第 21 条 2 に従って、女子差別撤廃委員会の報告書が、情報のために委員会に転送される。

## 公式文書

機関の作業の規範的側面に関するジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関事務次長・事務局長報告書(E/CN.6/2017/2)

パレスチナ女性の状況と支援に関する事務総長報告書(E/CN.6/2017/6)

女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関報告書を伝える事務総長メモ(A/HRC/35/3-E/CN.6/2017/7)

第 61 回・62 回・63 回女子差別撤廃委員会報告書(A/71/38)

第 64 回・65 回女子差別撤廃委員会の結果を伝える事務総長メモ(A/CN.6/2017/10)

## 4. 女性の地位に関する通報

経済社会理事会は、その決議 76(V)で、委員会が女性の地位に関連する通報を受け、検討するための手続きを確立した。理事会は、その決議 304 I(XI)で決議 76(V)を修正し、委員会の各会期前に、それぞれの通報の内容を手短に示す機密と非機密の通報のリストを編集するよう事務総長に要請した。

理事会は、その決議 1983/27 で、女性の地位に関する機密及び非機密の通報を検討する委員会のマンドートを再確認し、そのような通報を検討し、委員会のためのそれについての報告書を準備する作業部会を任命する権限を委員会に与えた。

理事会は、その決議 1993/11 で、そのような通報で明らかにされた女性差別の新たな傾向とパターンに関してどのような行動をとるべきかに関して理事会に勧告を行うよう委員会がエンパワーされることを再確認した。

理事会は、その決議 2002/235 で、委員会の通報手続きをより効果的で効率的なものにするために、以下を決定した：

(a)委員会は、第 47 回会期から、各会期で、委員会によるアジェンダの採択 3 日前に事務局が報告書を出すために委員が集まれるように、次回会期のための女性の地位に関する通報作業部会の委員を任命すること。

(b)事務総長に以下を要請すること：

(i)委員会によって検討されるそれぞれの通報について関係する各国政府に伝え、作業部会によるそのような通報の検討前の少なくとも 12 週間を各国政府に与えること。

(ii)作業部会の委員が、委員会が調査するための報告書を準備することを考慮に入れて、もしあれば、各国政府からの回答を含めた通報の一覧表を前以て受け取ることを保障すること。

経済社会理事会は、その決議 2009/16 で、委員会が、その第 54 回会期から、2 年間の任期で女性の地位に関する通報作業部会の委員を任命することを決定した。

## 公式文書

女性の地位に関連する機密の通報の一覧表を伝える事務総長メモ(E/CN.6/2017/R.1 及び Add.1)

### 5. 経済社会理事会の決議と決定のフォローアップ

必要に応じ委員会の検討と行動のために、経済社会理事会が採択した決議と決定に関する経済社会理事会理事長からの書簡が委員会に提出される。

総会決議 68/1 に従って、経済社会理事会は、理事会で合意されたテーマに沿って、適宜、その作業に貢献するよう、その補助機関及び基金・計画・専門機関の統治機関に勧めることとする。

理事会の 2017 年会期のテーマは、「持続可能な開発の推進、機会の拡大及び関連する課題の対処を通して、あらゆる形態と側面の貧困を根絶する」である。

## 公式文書

女性の地位委員会議長に当てた経済社会理事会議長からの 2016 年 11 月 15 日付書簡(E/CN.6/2017/8)

持続可能な開発に関する経済社会理事会と高官政治フォーラムへの女性の地位委員会による貢献に関する事務局メモ(E/CN.6/2017/9)

### 6. 第 62 回委員会の暫定アジェンダ

理事会の機能委員会手続規則の規則 9 に従って、委員会には、その検討のために提出される公式文書の一覧表を含んだ第 62 回会期の暫定アジェンダ案が提出される。

### 7. 第 61 回委員会報告書の採択

理事会機能委員会手続規則の規則 37 に従って、委員会は、第 61 回会期の作業に関する報告書を理事会に提出することとする。

## 付録: 第 61 回女性の地位委員会(2017 年)委員国 (45 委員国: 任期 4 年)

委員国	任期終了年	委員国	任期終了年
アルバニア	2019	バングラデシュ	2018
ベラルーシ	2017	ベルギー	2019
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	2019	ブラジル	2020
ブルキナファソ	2017	コロンビア	2019
コンゴ共和国	2018	エクアドル	2017
エジプト	2018	エルサルヴァドル	2018
赤道ギニア	2019	エリトリア	2020
ドイツ	2017	ガーナ	2018
グアテマラ	2020	グアイアナ	2018
インド	2018	イラン・イスラム共和国	2019
イスラエル	2017	<b>日本</b>	<b>2017</b>
カザフスタン	2018	ケニア	2018
クウェート	2020	レソト	2017
リベリア	2019	リヒテンシュタイン	2019
マラウイ	2019	モンゴル	2019
ナイジェリア	2020	ノルウェー	2020
パキスタン	2017	パラグアイ	2020
カタール	2018	韓国	2020
ロシア連邦	2019	スペイン	2017
スイス	2018	タジキスタン	2018
トリニダード・トバゴ	2020	ウガンダ	2017
タンザニア連合共和国	2018	英国	2020
ウルグアイ	2018		

## 作業組織の提案(E/CN.6/2017/1/Add.1)

日時	議事項目	プログラム
3月13日(月) 10a.m.~1p.m.  3p.m.~6p.m.  3p.m.~4.30p.m. 4.30p.m.~6p.m.	1 2 3  3(a)(i)	役員選出 暫定アジェンダ及びその他の組織上の問題の採択 閣僚セグメント 第4回世界女性会議と第23回特別総会のフォローアップ、達成された目標、遂げられた業績、格差を埋め、優先テーマと見直しテーマに関連する課題に応えるために進行中の努力 開会ステートメント 報告書の紹介 一般討論 <sup>2</sup> 閣僚セグメント 優先テーマ: 変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワメント 変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワメントに関する経験、学んだ教訓、好事例を交換するための閣僚ラウンド・テーブル ラウンド・テーブルAとB(並行) ラウンド・テーブルCとD(並行)
3月14日(火) 10a.m.~1p.m.  10a.m.~1p.m. (並行) 3p.m.~6p.m.  3p.m.~6p.m. (並行)	3  3(a)(i)  3  3(a)	閣僚セグメント 一般討論(継続) 優先テーマ: 変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワメント 閣僚間の高官意見交換対話 閣僚セグメント 一般討論(継続) ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワメントのための合意結論の公約の実施の促進 意見交換対話
3月15日(水) 10a.m.~1p.m.  10a.m.~1p.m. (並行) 3p.m.~6p.m. 3p.m.~6p.m. (並行)	3  3(b)  3 3(a)(ii)	閣僚セグメント 一般討論(継続) 重点領域: 先住民族女性のエンパワメント 意見交換対話 一般討論(継続) 見直しテーマ: 女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の実施における課題と業績 加盟国による任意のプレゼンテーション、続いて意見交換対話
3月16日(木) 10a.m.~1p.m. 10a.m.~1p.m. (並行) 3p.m.~6p.m. <sup>3</sup>	3 3(a)(ii)  3	一般討論(継続) 見直しテーマ: 女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」 加盟国による任意のプレゼンテーション、続いて意見交換対話 一般討論(継続)
3月17日(金) 10a.m.~1p.m.	3(a)(i)	変化する仕事の世界の状況での世界のケア・エコノミー
3月20日(月) 10a.m.~1p.m.	3(a)(ii)	「北京行動綱領」と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の促進された実施を支えるデータとジェンダー関連の統計の利用可能性と利用を高める 意見交換専門家パネル討論
3月21日(火) 3p.m.		事務局への議事項目3の下での決議案提出期限
3月22日(水) 10a.m.~1p.m.	4  5  3	女性の地位に関する通報 女性の地位に関する通報作業部会報告書の検討(非公開会議) 経済社会理事会決議と決定のフォローアップ 一般討論 決議案の紹介 一般討論(継続)
3月24日(金) 3p.m.~6p.m.	3 6	決議の採択 第62回委員会の暫定アジェンダ 第62回委員会の暫定アジェンダの検討

<sup>2</sup> 一般討論の発言者のリストの登録者の期限は、2017年3月13日の1p.m.である。

<sup>3</sup> 合意結論に関する非公式協議は、3月20日3p.m.から6p.m.まで、3月21日10a.m.から1p.m.までと3p.m.から6p.m.まで、3月22日の3p.m.から6p.m.まで、3月23日の10a.m.から1p.m.までと3p.m.から6p.m.まで及び3月24日の10a.m.から1p.m.または必要に応じて開催される。

7	第 62 回委員会報告書の採択 報告書案の検討 第 61 回会期閉会 <sup>4</sup>
---	---

\*\*\*\*\*

## ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の 作業の規範的側面(E/CN.6/2017/2)

### ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関事務次長/ 事務局長報告書

#### 概要

本報告書は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の作業の規範的側面、及び政府間プロセスにおける、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントに向けた機関の貢献の概要を示すものである。また本報告書は、女性の地位委員会により提供された政策ガイダンスの実施に、機関がいかに貢献してきたかについての情報も提示している。

#### I. 序論

1. 本報告書は、総会決議 64/289 に従って準備され、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する包括的な一連の世界規範、政策、基準の開発を支持して、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（国連ウィメン）が行った作業の全体像を提供するものである。
2. 2016 年、以下にある事柄の実施に関する作業が開始された。2015 年に採択された政府間の歴史的成果、すなわち第 4 回世界女性会議の 20 周年記念の折に採択された政治宣言(E/2015/27, 決議 59/1 参照)、「仙台防災枠組み 2015-2030」(総会決議 69/283, 付録 II 参照)、第 3 回開発のための資金調達国際会議の「アディスアベバ行動アジェンダ」(総会決議 69/313, 付録参照)、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」(総会決議 70/1)、「国連気候変動枠組み条約」第 21 回締約国会議で採択された「パリ協定」(FCCC/CP/2015/10/Add.1, 決定 1/CP.21 参照)、及び安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)の実施に関する世界的研究に応じて採択された、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議 2242 号(2015 年)などである。これらの成果はさらに、ジェンダー平等及び全ての女性と女児のエンパワーメントを達成するための世界規模のコミットメントを強化し、まとめられてジェンダー平等の協約を形成している。国連ウィメンは、ジェンダー平等や女性と女児のエンパワーメントに関する世界的な政策ガイダンスを形成し強化する際に、伝統的にジェンダー視点を統合してこなかった地域も含めて、加盟国に対し実体的な技術的支援を提供するため、この再生された推進力を利用した。
3. 国連ウィメンは、女性の地位委員会の作業のあらゆる面に関し、実体的な支援を提供し続けたが、それには女性のエンパワーメントと持続可能な開発との関連性に関する、2016 年 3 月の合意結論(E/2016/27 参照)の採択に繋がるプロセスも含まれており、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」をジェンダーに対応して実施するためのロードマップを提示した。国連総会、安全保障理事会、経済社会理事会、持続可能な開発とテーマについての政府間プロセスの高官政治フォーラムなどに向けた機関の規範面の支援は、ジェンダー平等や女性と女児のエンパワーメントに払う関心を高め、成果文書へのジェンダー視点の統合を拡大する助けとなった。総会で言及されたように(総会決議 70/133 参照)、国連ウィメンは規範面の支援の提供に関連したマンデートを実行するため、任意の寄付に頼らねばならなかった。

<sup>4</sup> 経済社会理事会決定 2002/234 に従って、第 61 回会期終了直後に、委員会は、理事会の機能委員会の手続き規則の規則 15 に従って、議長とその他のビューローのメンバーを選出するという目的だけのために、第 62 回会期の第 1 回会議を開催する。

## II. ジェンダー平等に関する規範的作業を強化する

4. 第 II 部では女性の地位委員会、国連総会、安全保障理事会、及び経済社会理事会のジェンダー平等の規範と基準を強化するために、国連ウィメンが提供した支援の全体像を提示している。

### A. 女性の地位委員会

5. 女性の地位委員会の実体的事務局である国連ウィメンは、世界中のジェンダー平等、女性と女児のエンパワーメント、及び女性の権利を推し進める世界基準の設定と政策の策定を託された、主要な世界的政策立案組織としての役割にある委員会の作業のあらゆる面を支援した。

6. 第 60 会期で、委員会は優先テーマ「女性のエンパワーメントと持続可能な開発との関連性」について検討した。国連ウィメンが準備した、優先テーマに関する事務総長報告書(E/CN.6/2016/3)の中で、事務総長は、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント及び彼女達の人権が、3 つの次元における持続可能な開発の達成には極めて重要であると論じた。事務総長は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施は、女性と女児のための実体的な平等を強化し、誰ひとり取り残さないことを確保する目的で、多様で横断的な不平等を標的とすべきだと強調した。

7. 国連ウィメンは、優先テーマの合意結論の折衝の間、実体的で技術的な助言を行った。合意結論の中で、委員会はジェンダーの視点に立った「2030 アジェンダ」の実施には、ジェンダー平等、女性と女児のエンパワーメント及び彼女達の権利の獲得に関する、近年のものと長年に亘るものの両方のコミットメントの加速した行動が必要であると認めた。委員会は、国、地域、及び世界レベルで、「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を促進するのに必要な権限付与の条件を明らかにし、また市民社会や女性団体を含む利害関係者に対し、規範的、法的な政策枠組みの強化や、ジェンダー平等への投資と融資の増大、ジェンダーに対応したデータの収集とフォローアップの強化、あらゆる分野における意思決定の場への女性の指導力と参画の増強などを提示した。委員会は各国政府に対し、「2030 アジェンダ」に関してジェンダー視点の主流化を支援する目的で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進に向けて、国内の仕組みの権限と能力を強化するよう求めた。また、国内のジェンダー平等の仕組みと関連する政府機関やその他利害関係者との統一性や調整の推進も要求した。委員会はまた国連ウィメンに対し、「北京宣言と行動綱領」、「2030 アジェンダ」の、完全に効果的かつ加速した実施を支援する、中心的な役割を引き続き果たすよう求めた。委員会は合意結論を、経済社会理事会と持続可能な開発に関する高官政治フォーラムにインプットとして渡した。

8. 合意結論を活かし、国連ウィメンは、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を加速する際に、加盟国やその他の利害関係者を支援するため 10 の行動ベクトルを明らかにした。つまり：名案、実施、不可分性、統合、包摂、制度、投資、情報、革新及び影響である。

9. 委員会は、見直しテーマである「女性と女児に対するあらゆる形態の暴力の根絶と防止」を検討し、第 57 会期で採択された合意結論(E/2013/27 参照)の実施における進捗を評価した。国連ウィメンは見直しテーマに関する事務総長報告書(E/CN.6/2016/4)を準備したが、これは、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を根絶し防止するために、国レベルで取られた行動に関する影響、傾向、ギャップ、課題などの概要を提示した。

10. 委員会は第 60 回会期で、4 つの決議を採択した。複数年にわたる作業計画；パレスチナ女性の状況と支援；後日投獄された者を含め、武力紛争で人質に取られた女性と子どもの釈放；及び女性、女児、HIV とエイズである。国連ウィメンは、複数年にわたる作業計画に関する決議と、女性、女児、HIV とエイズに関する決議のファシリテーターに技術的支援をした。

### B. 総会

11. 国連ウィメンは引き続き、調査、政策分析、事務総長報告書への勧告を通し、また加盟国に対し実体的で技術的な専門知識を提供することで、総会に規範面での支援を行った。インプットにより、加盟国

は世界、地域、及び国レベルで、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントに関する行動を引き続き取ることが可能になった。

12. 国連ウィメンは以下の主題に関する、委託された 3 つの事務総長報告書を準備した：女性性器切除の根絶に向けた世界規模の取り組みを強化すること(A/71/209)；女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を根絶する取り組みの強化(A/71/219)；及び女性と女児の人身取引(A/71/223)である。2015年9月27日に国連ウィメンと中国政府が共催し、72カ国の元首と政府が誓約をした「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する世界の指導者会合：行動への約束」と題する会合の1年後、24カ国が、約束の実施において遂げた進歩について国連ウィメンに最新情報を提出した。<sup>5</sup>

13. 国連ウィメンは、加盟国が総会決議におけるジェンダー視点を強化する取り組みをした際に、規範面の支援を行った。第70回会期中に総会が採択した決議<sup>6</sup>へのジェンダー視点の統合について、国連ウィメンが行なった分析によると、総会決議の43%がジェンダー視点を統合していた。その分析に基づき、ジェンダー視点の追加や拡大に向けた重要な範囲のゆえに、第2及び第3委員会の作業が中心となった。それに関連して国連ウィメンは、中心となるジェンダー平等目標を識別し、国連システムの開発に向けた事業活動の4年ごとの包括的政策見直しを交渉する間、加盟国を支援した。国連ウィメンはまた、第1委員会が担当する主題のアウトリーチを向上させた。

14. 第71回国連総会の高官ウィークの間、国連ウィメンは2つの高官サイド・イベントを組織した。機関は「全ての女性と女児を数に入れさせる」というテーマに関する、最も重要なプログラム作成イニシアティブを支援するため、公共・民間連携を新しく開始した。これは、世代の資源や専門知識への投資と、ジェンダー・データの利用を促進させるのに役立つだろう。イニシアティブを通じ、国連ウィメンは、持続可能な開発目標を完全に実施して進歩をたどるために、証拠に基づいた、対象となる政策を制定する際に各国の支援をするつもりである。イベントで、利害関係者達は、ジェンダー・データの収集と利用を向上させる約束をし、財源の誓約を行った。メキシコは、調査を請け負い、高品質のジェンダー・データを生み出す目的で、ジェンダー統計のグローバルな中核的研究拠点を設立すると約束した。オーストラリアとアメリカ合衆国は、イニシアティブの支援にそれぞれ650万ドルと500万ドルを寄付すると約束した。

15. 国連ウィメンと、事務総長の女性の経済的エンパワーメントに関する高官パネル事務局とは「誰も取り残さない：ジェンダー平等と女性の経済的エンパワーメントに向けた行動への呼びかけ」と題する、パネルの中間報告を発表するサイド・イベントを共催した。パネルのメンバーと、世界中の幅広いステークホルダーとの集結した努力の産物であるその報告は、女性の経済的エンパワーメントに関する行動を導くための、主要な7つの原則を設定している：(a) 対立する規範と取り組み、肯定的な手本となるモデルを推進する；(b) 法的保護を確保し、差別的な法律や規則を是正する；(c) 無償労働と介護を認識し、削減し、再分配する；(d) デジタル資産、金融資産及び土地の資産を構築する；(e) 事業の文化と慣行を変える；(f) 雇用と調達における公共部門の慣行を改善する；及び(g) 可視化、集団の声、及び集団の代表参加を強化する、である。

## C. 安全保障理事会

16. 国連ウィメンが安全保障理事会に提供する規範面の支援には、政策分析、テーマ別作業と国に特化した作業、サービス機能、理事会の作業への市民社会の女性代表者の直接のかかわりに対する支援が含まれた。

17. 2016年、安全保障理事会は、女性・平和・安全保障に関する毎年恒例の公開討論会を招集したが、これは理事会決議1325号(2000年)の実施に関する、2015年高官見直しから生じたコミットメントと勧告のフォローアップで、加盟国やその他利害関係者が取った行動に中心を置いていた。また見直しには

<sup>5</sup> 加盟国のコミットメントを参照：<http://www.unwomen.org/en/get-involved/step-it-up/commitments>.

<sup>6</sup> 以下より閲覧可能

<http://www2.unwomen.org/-/media/headquarters/attachments/sections/how%20we%20work/intergovsupport/ga71-infographic-2-genderperspectiveinga70resolutions-en.pdf?v=1&d=20160929T183223>.

理事会決議 1325 号(2000 年)<sup>7</sup>及び理事会決議 2242 号(2015 年)の実施、国連平和維持活動(A/70/95-S/2015/446)や平和構築構造(A/69/968-S/2015/490)に関連した見直しからの勧告などに関する、世界的研究で概説された勧告やコミットメントが含まれた。依然として続くテロリズムや極度の過激主義の拡大と影響を含む、新しく現れてきた脅威や課題を考慮しながら、アジェンダを進めるための今後の段階についても話し合われた。国連ウィメンは女性・平和・安全保障に関する常設委員会の支援を受け、協調して女性・平和・安全保障に関する事務総長報告書(S/2016/822)を準備し、討論会について知らせた。毎年恒例の公開討論会に加え、事務次長/国連ウィメン事務局長は、3月17日にはリベリアの状況について、3月28日にはアフリカでの紛争防止における女性の役割について、安全保障理事会でブリーフィングを行った。

18. 決議 2242 号(2015 年)の中で、安全保障理事会は 2015 年高官見直しへのフォローアップの仕組みとして、女性・平和・安全保障に関する非公式専門家集団を結成した。専門家集団の事務局として、国連ウィメンは平和活動を含む国連機関と市民社会団体を招集し、理事会のアジェンダの状況でジェンダーに特化した懸念や優先事項について、理事会のメンバーにブリーフィングを行った。2016 年、専門家集団はアフガニスタン、中央アフリカ共和国、イラク、及びマリでの展開について討議し、理事会の作業における女性・平和・安全保障への、より組織だった取り組みに貢献した。

19. 2015 年平和及び安全保障見直しは、平和構築者として枢軸となる女性の役割と、性及びジェンダーに基づく暴力を防止し対応するための、より断固とした行動の受入れが広がるのに貢献した。世界的研究と 2015 年高官見直しの成果のひとつが、「女性・平和・安全保障及び人道行動に向けた世界規模の加速装置」であり、これは女性・平和・安全保障アジェンダの実施が進むのを妨げている、いくつかの財政支援のギャップへの取り組みを求めている。2016 年、「世界規模の加速装置」は、数カ国で女性を中心とした平和構築イニシアティブを支援した。

20. テロリズムと暴力的な過激主義は依然として破壊的な結果を残し続けており、女性と男性では異なった影響を与えている。決議 2242 号(2015 年)の中で安全保障理事会は、ジェンダーを分野横断的問題として統合するためのテロ対策組織を要求し、加盟国と国連諸機関に対し、先鋭化に駆り立てるもの及び、女性の人権と女性団体に関するテロ対策戦略の影響について調査するよう促した。この分野での協調と統一性を養成する努力が、「テロ対策実施タスク・フォース」による、国連ウィメンを議長とし、テロリズムの防止と対策に向けた、ジェンダーに配慮した取り組みの採用に関する、作業部会の設立に繋がった。

21. 国連ウィメンは、和平プロセスと調停の努力を支援する主要な行為者が利用できる、ジェンダー平等問題に関する技術的な専門知識を築くことにより、また調査委員会や事実確認ミッションによる国際的な調査に、性とジェンダーに基づく暴力犯罪の専門家を配置することにより、さらに女性・平和・安全保障に関する国と地域の行動計画や戦略の開発と実施を支援することにより、女性・平和・安全保障のアジェンダを推進する上で重要な役割を果たした。2016 年 5 月の時点で、63 カ国がこのような計画を採用しており、これは 2015 年より 11 カ国多い。

#### D. 経済社会理事会

22. 国連ウィメンは、経済社会理事会とその補助機関に規範的支援を提供し続けた。「機関」の調査、政策分析、事務総長報告書のための勧告、技術的・実体的専門知識は、これら機関の審議と成果において、ジェンダー平等と女性と女性のエンパワーメントへの強化された注意に貢献した。

23. 以前の年月になされたように、国連ウィメンは、国連システムのすべての政策とプログラムに、ジェンダーの視点を主流化することに関する事務総長報告書(E/2016/57 を参照)を準備した。この報告書の中で、事務総長は、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連システム全体にわたる行動計画」の実施と国連開発システムの事業活動にジェンダーの視点を主流化する際に遂げられた進歩を評価

<sup>7</sup> Radhika Coomaraswamy, 著「紛争を防止し、正義を変革し、平和を保障する：国連安全保障理事会決議 1325 号の実施に関する世界的研究」(国連ウィメン、2015 年) <http://wps.unwomen.org/~media/files/un%20women/wps/highlights/unw-global-study-1325-2015.pdf>. より閲覧可能

した。事務総長は、2015年に、「システム全体にわたる行動計画」が、継続してジェンダー主流化に関する進歩の触媒となったと結論付けた。要件に応えるまたは要件を超えることを示す割合は、2012年から2015年の間に26ポイント増加して、総計57ポイントにまで達した。最近の進歩は、特に能力開発政策と企画及び資金追跡の領域で記録された。事務総長は、「国連開発援助枠組」と合同プログラムが、ジェンダー平等に関する事業活動の国レベルでの国連システム調整のカギとなる牽引力であることがわかったとも述べた。

24. 「機関」は、国連システムのすべての政策とプログラムにジェンダーの視点を主流化することに関する経済社会理事会決議2016/2の折衝中に、加盟国に技術的支援を提供した。理事会は、「持続可能な開発2030アジェンダ」のジェンダー関連の目標とターゲットに釣り合ったジェンダーの視点の完全かつ効果的な主流化を促進するよう国連システムに要請した。加盟国は、国連、特に上級の政策策定レベルでジェンダー・バランスの達成に向けた進歩の欠如に関して深刻な懸念を表明した。この決議は、現在の「システム全体にわたる行動計画」の改訂に貢献するであろう。「計画」の次の段階は、2018年に発効するものと期待されており、国連システムが「持続可能な開発目標」の実施に向けた進歩を追跡する手助けとなるだろう。

25. 国連ウィメンは、開発のための資金調達フォローアップに関する経済社会理事会フォーラムの開催セッションに参加することに高い優先順位を置いた。開発のための資金調達機関間タスク・フォースの委員として、「機関」は、2016年3月に出示されたアディスアベバ行動アジェンダ：監視公約と行動と題するタスク・フォースの第一回報告書に貢献した。報告書の中で、タスク・フォースは、進歩の年次評価のために使用される監視枠組とデータ源を示した。タスク・フォースは、「アディスアベバ行動アジェンダ」のジェンダーに特化した公約を監視する際の課題を討議し、既存のデータ源を明らかにした。ジェンダーに対応した予算編成の監視は、「持続可能な開発目標」指標の枠組に貢献するであろう。国連ウィメンは、持続可能な開発のための世界的枠組みに関するフォーラムのラウンド・テーブルに参加したが、ここで、国連ウィメンは、すべての金融・経済・環境・社会政策の策定と実施にジェンダーの視点を主流化することは、「2030アジェンダ」を達成する基本であることを強調した。国連ウィメンは、予算編成、マクロ経済政策及びすべてのセクターにわたる公共支出の追跡に対するジェンダーに対応した取り組みの制度化が、この目的に貢献するであろうことも強調した。国連ウィメンは、任意の「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するアディスアベバ行動アジェンダ」を実施することにコミットし、その実施について報告するよう加盟国を奨励した。

26. 2016年に、経済社会理事会の主催の下で召集された持続可能な開発に関する高官政治フォーラムが、「2030アジェンダ」の採択以来、初めて開かれた。「2030アジェンダ」のジェンダーに対応した実施に関連するフォーラムの重要性が、女性の地位委員会の合意結論の中で強調されていたので、国連ウィメンは、フォーラムの準備において、加盟国に規範的支援を組織的に提供した。2016年5月の理事会の統合セグメント中に、「機関」によって開催されたサイド・イベントで、女性の地位委員会議長の参加を得て、参加者たちは、加盟国が「2030アジェンダ」の国内での実施にジェンダーの視点を統合できる方法を示した。国連ウィメンは、「2030アジェンダ」の実施にジェンダーの視点を組織的に主流化するという公約に沿って、任意の国内の見直しへのジェンダーの視点の統合の機会とこれに関する利害関係者の期待を概説するためにもこのサイド・イベントを利用した。この努力は、国の任意のプレゼンテーションでかなりの数の加盟国がジェンダーの視点に対処するよう促した。セッションから学んだ教訓は、2017年の高官政治フォーラムでの国の任意のプレゼンテーションでのジェンダー対応力をさらに高めるはずである。

27. 国連ウィメンは、閣僚宣言(E/HLS/2016/1)に関する折衝中に、実体的支援を提供した。「2030アジェンダ」の実施において、加盟国にガイダンスを提供している宣言の中で、「閣僚」と高官代表者たちは、「2030アジェンダ」のすべての目標とターゲットの実施において、ジェンダー平等の組織的主流化を通して、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成するという公約を再確認した。

28. 世界人道サミットへの参加と貢献に続いて、「機関」は、経済社会理事会の人道問題セグメント中に、継続してこの問題に積極的に関わった。「機関」は、セグメントの成果により強力なジェンダーの視点の統合と特にサミットで明らかにされたジェンダー平等に関する5つの核心となる公約を含めることを提

唱した。これに応じて、経済社会理事会は、国連の緊急人道支援の調整の強化に関する決議 2016/9 を採択したが、これには、女性の参画、性と生殖に関する健康サービス、性的暴力とジェンダーに基づく暴力、性別データ、人道スタッフの構成におけるジェンダー・バランス及び人道対応のあらゆる段階でのジェンダーの視点の主流化の領域を含め、ジェンダー平等と人道援助に関する新しい公約が含まれている。この成果は、この領域での「機関」の継続する作業のための強力な基礎となっている。

29. 国連ウィメンは、ジェンダー主流化をさらに強化し、女性の地位委員会の触媒的役割を推進する目的で、経済社会理事会の他の機能委員会に規範的支援を提供した。この目的で、国連ウィメンは、第 54 回社会開発委員会で開催された「障害者の権利に関する条約」に照らして、2015 年以降の開発アジェンダの実施に関する多様な利害関係者のパネル討論に参加した。この行事で、国連ウィメンは、この点での女性の地位委員会の貢献に基づいて、障害者政策の分野でさらなるジェンダーの視点の必要性を詳しく述べた。

30. 国連ウィメンは、第 25 回犯罪防止刑事司法委員会のテーマ別討議に貢献し、より強いジェンダーの視点を法的援助提供者者のネットワークを通して、法的援助の推進に関する委員会決議 25/2(E/2016/30 を参照)に統合する機会を明らかにした。より強力なジェンダーの視点を推進しようとする国連ウィメンの努力は、刑事問題における回復司法に関する経済社会理事会決議 2016/17 と青少年犯罪防止における包括的取組みの主流化に関する決議 2016/18 に反映されている。

31. 国連ウィメンは、女性の地位委員会議長と共に、ジェンダーの視点を麻薬関連の政策とプログラムに主流化することに関する麻薬委員会の決議 59/5 に基づいて「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施にジェンダーの視点を合同で主流化することに関する再開された第 59 回会期中に開催された麻薬委員会のサイド・イベントに参加した。

## II. テーマ別国際及びその他の規範プロセスを通してジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する

32. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の採択と実施にジェンダーの視点を組織的に主流化するために行われた公約は、様々な政府間プロセスに関連して国連ウィメンの規範的支援、かわり及びアドヴォカシー努力にさらなる勢いを与えた。「機関」は、討議と成果にジェンダーの視点を組み入れるための基礎として役立つ証拠、好事例、効果的戦略を提供した。この努力は、規範的枠組みにおけるジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントとその人権にとってのかなりの利益という結果となり、国レベルでの実施の基礎を強化した。以下の行動は、国連ウィメンによって提供された支援とカギとなる領域を概説している。

### A. 都会アジェンダ

33. 2014 年以来、国連ウィメンは、国連住居と持続可能な都会開発会議(ハビタット III)に繋がる準備プロセスにかなりの注意を払ってきた。ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを「新都会アジェンダ」のカギとなる構成要素として推進しようとして、「機関」は、国連システムの諸機関と市民社会団体を含めたパートナーと密接に協働し、地域・世界レベルでいくつかの行事を開催した。国連ウィメンは、「新都会アジェンダ」に関する政府間折衝中に、加盟国に規範的支援を提供し、その実体的な専門知識を分かち合った。特に、「機関」は、女性がカギとなる意思決定者である持続可能でジェンダーに対応した都市を推進する機会に重点を置き、「新都会アジェンダ」には強化されたジェンダーに対応した資金調達と投資及び性別・年齢別に分類された質の高いデータの強化された利用可能性が必要であろうと論じて、「ジェンダー平等と『新都会アジェンダ』」と題する分析を発表した。

34. 「新都会アジェンダ」は、包摂性を推進し、すべて住民が、いかなる差別もなく暮らすことができ、正しく、安全で、健全で、アクセスでき、料金が手頃で、強靱で、持続可能な都市と人間居住を生み出すという各国政府による公約を体現している。これには、意思決定、ディーセント・ワーク、同一労働同一賃金または同一価値労働同一賃金を確保し、公的・私的空間での女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止し、撤廃することにより、ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女兒をエンパワ

一する都市と人間居住の共通の夢が含まれている。加盟国は、ジェンダーに対応した住居政策、土地と財産政策、移動性と輸送政策、災害危険削減と強靭性政策を推進し、都会・領土政策と企画プロセスのあらゆる段階で、ジェンダーに対応した取組みを推進することを公約した。

35. ハビタット III で、国連ウィメンは、他の利害関係者と共に、「新都会アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を推進した。特に、「機関」は、「女性集会」に参加し、各国政府がジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを都会の場で達成するという具体的勧告の策定を支援し、国連システム内で勧告を事業化する方法を討議した。「機関」は、地方レベルで進歩を促進するために、新しい長期的なジェンダー平等の公約に関して、市町村長やその他の役人に説明した。

36. 国連ウィメンが開催した「安全で持続可能な都市」というテーマに関する高官行事は、女性と女児にとっての都市の安全の関連性を示した。国連ウィメンは、「都市の犯罪に対処する：持続可能な開発アジェンダと『新都市アジェンダ』を関連付ける」というテーマに関する高官パネル討論にも参加し、女性と女児に対する暴力の防止と懲罰を統合する犯罪と司法の問題への包括的取組みを提唱した。

37. 「会議」に続いて、国連ウィメンは、ジェンダーに特化した「持続可能な開発目標」の指標の標準化された測定を開発する「機関」の作業の一部として、地方自治体における女性の代表者数の測定に関する専門家グループ会議を開催した。参加者たちは、地方自治体における女性の代表者数 地域的・世界的測定における現在の慣行と格差に関する国連ウィメン主導の調査結果を討議した。参加者たちは、データ収集方法論と 2 つの地域での関連データ収集調査の試行の基礎として役立てるために、「地方自治体」の有用な定義を討議した。

## B. 移動者と難民

38. 国連ウィメンは、2016年9月19日に開催された難民と移動者の大移動への対処に関する総会の高官本会議にその広範な経験を捧げる機会を捕えた。この会議は、2018年の政府間会議で頂点に達するものと期待されている一連の行事の一部であった。「機関」は、「安全に威厳をもって：難民と移動者の大移動に対処する」と題する事務総長報告書(A/70/59)に強いジェンダーの視点を含めることを保障するために、実体的インプットを提供した。国連ウィメンは、合同説明会とサイド・イベントを開催し、すべての移動労働者とその家族の権利保護委員会、女子差別撤廃委員会及び国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)と共に共同声明を発表し、難民と移動者の大移動のジェンダー平等の側面にさらなる注意が払われることを要請した。高官本会議に先立って、国連ウィメンは、国際移動機関と共に共同声明を出し、移動女性と女児が搾取と暴力にさらされていること並びに性と生殖に関する健康サービスへのアクセスを欠いていることを含め、彼女たちの脆弱性に明確に対処することを保障するために、国内移動政策を評価し直すよう各国政府に要請した。

39. 「難民・移動者ニューヨーク宣言」(総会決議 71/1)の政府間折衝中に、国連ウィメンは、移動と難民政策への人権に基づいたジェンダーに配慮した取組みに関して、加盟国に規範的支援と実体的・技術的インプットを提供した。国連ウィメンは、第60回女性の地位委員会によって採択された合意結論と加盟国が移動女性の貢献を認め、そのエンパワーメントを要請した総会の関連決議を効果的に土台とした。その結果出てきた公約が、ジェンダーの視点の主流化、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの推進、女性と女児の人権の完全な尊重と推進、性と生殖に関する健康ケア・サービスへのアクセスの提供を通じた移動・難民女性に対する性暴力とジェンダーに基づく暴力との闘いに関する「ニューヨーク宣言」に書かれており、女性と女児のための規範的枠組みをさらに強化している。加盟国も、難民・移動者社会の女性の重要な貢献とリーダーシップを認め、地方の解決策と機会の開発への女性と女児の完全で平等で意味ある参画を確保するために活動することにコミットした。

40. 2016年に、国連ウィメンは、20の国連機関をまとめ、国連システム内で国際移動に関する主要な調整メカニズムとなっている機関間グループである世界移動グループの議長となった。この資格で、国連ウィメンの事務次長/事務局長は、「ニューヨーク宣言」と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施において加盟国を支援するというこの「グループ」の公約を伝えるために、高官本会議の開会で演説した。

## C. 後発開発途上国

### 41. 「2011年から2020年までの10年間の後発開発途上国のイスタンブール行動計画の実施の包括的な高官中間見直し」は、国連ウィメンに、その事業上の経験をこの規範的プロセスにもたらす機会を与えた。ジェンダー平等と「イスタンブール行動計画」に関するその報告書に反映されている後発開発途上国における「機関」の活動は、見直しと折衝プロセスの執行への「機関」の貢献の一部であった。

42. 国連ウィメンは、第一回専門家準備会合に先立って、証拠、事例研究、カギとなるメッセージを出した。「機関」は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」、「アディスアベバ行動アジェンダ」「パリ協定」及び第 60 回女性の地位委員会の合意結論で、これら国々で確保されたジェンダー平等の公約を果たすという勢いを維持することを提唱した。

43. 国連ウィメンは、「中間見直し」の一部として開催された、あらゆるレベルでの人間開発と社会開発及びグッド・ガバナンスに関するテーマ別ラウンド・テーブルで、行動のためのカギとなるポイントを示した。さらに、後発開発途上国におけるその事業経験に基づいて、国連ウィメンは、国連システムの諸機関との協働で、いくつかのその他のイベントで、後発開発途上国の女性と女兒の権利とニーズ及び機会に注意を引いた。女性と女兒の不平等を牽引するものに対処し、後発開発途上国の女性と女兒をエンパワーすることに繋がる環境を醸成するためのカギとなる戦略に注意が向けられた。

44. 国連ウィメンが提供する組織的なかわりと規範的支援は、重要な利益を強化する手助けをした。「2011-2020年の10年間の後発開発途上国のためのイスタンブール行動計画実施の包括的な高官中間見直し政治宣言」(総会決議 70/294、付録を参照)には、「行動計画」の実施と今後の行動のためのその勧告において遂げられた進歩の評価に、強化されたジェンダーの視点が含まれている。成果文書は、特に農業、気候変動、災害危険削減、経済的エンパワーメント、リーダーシップと参画、教育、資金調達と世界的パートナーシップ、貧困及び生産的な能力開発の領域での後発開発途上国の女性と女兒のニーズに対処している。

45. 国連ウィメンは、国連エイズ合同計画(UNAIDS)とのパートナーシップで、「HIV/エイズ・コミットメント宣言」と HIV とエイズに関する政治宣言を実現する際に達成された進歩の包括的見直しを行うための総会高官会議の準備中に、規範的支援を提供した。国連ウィメンは、HIV とエイズの状況で、女性と女兒のニーズに対処するという公約を推進し、強化しようと努力して、プロセスの折衝中に、成果文書案に実体的で技術的なインプットを提供した。この努力は、国連ウィメンの実体的な事業上の経験とこの領域での女性の地位委員会の作業に基づいている。

## D. HIV とエイズ

46. 「HIV とエイズに関する政治宣言: HIV に対する闘いを促進し、2030年までにエイズの疫病をなくす一括承認手続きに関して」と題する総会決議 70/266 で、加盟国は、2030年までにエイズの疫病をなくす継続中の努力の一部として、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成することを公約し、思春期の女の子と若い女性の間での HIV 新規感染を減らすための明確なターゲットを含めた。加盟国は、女性のリーダーシップとエイズへのかかわりを推進し、HIV と女性に対する暴力と有害な慣行の間の重なり合いに対処することを通して、HIV に関するジェンダーに対応した国内戦略を実施するよう要請された。国々は、「国際人口開発会議行動計画」と「北京行動綱領」並びにこれらの見直し会議の成果文書に従って、性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセスを推進するようにも要請された。

47. 高官会議中に、国連ウィメンは、HIV とエイズのジェンダーの側面にさらに注意を引くためにイベントに参加した。「誰も取り残さない: 社会正義と包摂的な社会を通して汚名と差別をなくす」というテーマのパネル討論で、「機関」は、女性と女兒をしばしば HIV に感染するさらに大きな危険にさらす重なり合う形態の差別と不平等に重点を置いた。国連ウィメンは、「#whatwomenwant」と題する会議も支援したが、そこで、アフリカ、東欧及びラテンアメリカ・カリブ海からの若い指導者たちがエイズ対応

において女性と女兒のための変革を牽引するために調整されたリーダーシップを要請した。若い指導者たちは、子ども結婚とジェンダーに基づく暴力のような HIV とジェンダー平等問題との間の関連性を強調し、女性と女兒の意思決定への意味ある参画を保障し、女性を中心とした女性主導の調査と革新を推進するよう加盟国に要請した。

## E. 世界麻薬問題

48. 第 70 回総会は、世界麻薬問題に関する特別会期を開催したが、その会期中に、2009 年の「世界麻薬問題と闘うための、統合され、バランスのとれた戦略に向けた国際協力に関する政治宣言と行動計画」の実施における進歩を見直した。「世界の麻薬問題に効果的に対処し闘うための私たちの共同公約」と題するその成果文書(総会決議 S-30/1、付録を参照)の中で、総会は、世界麻薬問題の状況での女性と女兒のいくつかの特別なニーズに対処している。加盟国は、麻薬関連の政策とプログラムにジェンダーと年齢の視点を主流化することの重要性を認め、ジェンダー関連のデータの重要性を強調し、拘禁されている女性を含め、女性のための保健ケアへの非差別的アクセスを確保することに対するその公約を表明した。

49. 国連ウィメンは、国際麻薬政策とジェンダー平等と女性のエンパワーメントとの間の関連性を強化する際に加盟国を支援した。「機関」は、世界の麻薬問題とフェミサイド事件、性的暴力及び女性と女兒の人身取引との間の繋がり並びに麻薬を注射する女性の中に HIV がより広がっていることに注意を引いた。「機関」は、多くが刑務所で性暴力を受け、性と生殖に関する健康ケアへのアクセスを欠いている、麻薬関連の罪で投獄されている女性の増加する数について懸念も唱えた。「機関」は、人権に基づき、ジェンダーに対応した、公衆衛生を強調する国際麻薬抑制努力へのより人間的でバランスのとれた取組みを要請した。

50. 特別会期中に、国連ウィメンは、「横断的問題: 麻薬と人権・若者・女性・子供・地域社会」というテーマのラウンド・テーブルといくつかのサイド・イベントへの参加を通して、女性と女兒の特別なニーズを強調した。国連ウィメンは、その罪の重大さに不相応な厳しい刑事罰を含め、女性の麻薬とのかかわりの原因と結果における明確なジェンダー差を強調した。「機関」は、麻薬政策が女性とその家族に与えるインパクトに対する理解を改善する緊急の必要性を明らかにし、すべての世界の麻薬問題に対する対応が防止、害悪の削減及びその他のすべての対応と介入に、女性のリーダーシップと完全かつ平等で効果的な参画を含めるよう要請した。

## F. 気候変動

51. 維持される規範的支援が、「国連気候変動枠組条約」の締約国が、初めて気候変動に関して条約にコミットした 2015 年 12 月に、「条約」が歴史的に一里塚の達成に貢献したという状況で、国連ウィメンによって提供された。締約国は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのみならず、人権に関するそれぞれの責務を尊重し、推進し、検討することを約束した。「パリ協定」も、ジェンダーに対応した適合行動と能力開発活動を規定している。この業績に活気づけられて、「機関」は、「パリ協定」のジェンダーに対応した実施を確保し、あらゆるレベルでジェンダーに対応した気候行動を奨励する努力を倍増した。

52. 2016 年に、「機関」は、「条約」の締約国の女性の代表のためにジェンダーに対応した適合、能力開発、訓練に関する勧告と会期中のワークショップへの参加を提供することによって、ジェンダーに関するリマ作業計画(FCCC/CP/2014/10/Add.3、決定 18/CP.20)のさらなる実施に貢献した。「機関」は、「国連気候変動枠組条約」の事務局及び「条約」プロセスにおけるジェンダー主流化に関する選り抜きの実施機関と一連の知識交換対話も開催した。参加者たちは、「条約」の様々なテーマ別作業領域とパリ会議で採択された決定の実施にジェンダーの視点を統合するための突破口を明らかにした。

53. 2016 年末にジェンダーに関する 2 年間のリマ作業計画が締結した時、国連ウィメンは、ジェンダーに関する後継者作業計画の準備において、「条約」の締約国にその専門知識を提供した。これには、締約国への実体的な技術支援とジェンダーに関する強化された作業計画に関する決定案の要素に関する事務局との密接な協働が含まれた。結果として出てきたジェンダーと気候変動に関する決定で、締約国会議は、ジェンダーに対応した気候政策と行動を事業化するための具体的行動を概説し、その作業のすべて

の領域にジェンダーの視点を主流化する一連の措置を確立している。決定は、さらに、「条約」プロセスの様々な作業領域で既存のジェンダー平等の公約の実施を確保するジェンダー行動計画の開発を規定している。決定は、ジェンダー・バランスの目標を達成し、草の根レベルを含めた女性の参画と「条約」プロセスへのかかわりを強化する措置も述べ、これによって、「条約」を世界の政府間プロセスへの女性の参画に関して最先端に位置づけている。

54. 2016年11月に、モロッコのマラケシュで開催された第22回締約国会議で、国連ウィメンは、政府と市民社会のジェンダー平等提唱者と気候専門家、政府関連のプロセスとイベントの女性革新者の参画とかかわりと活動を促進することにより、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの可視性を高めた。特に、国連ウィメンは、「世界ジェンダー気候同盟革新フォーラム」に支援を提供し、「女性・ジェンダー支持者」の能力開発・アウトリーチ努力を支援し続けた。「機関」は、その経験に基づいて、この領域での事業から利益を得て、折衝に現場での規範的支援と実体的インプットを提供した。国連ウィメンは、気候に強靱な農業と危険のジェンダー不平等のような問題に対処するその旗艦プログラム形成イニシアティブを示す機会も捕えた。このイニシアティブは、ジェンダー平等と持続可能な開発のための気候行動との間の相互の利益を強化することを目的としている。

55. 「機関」は、このプロセスへの実体的貢献を拡大した。これには、ジェンダーと気候変動に関する決定に関する折衝を特徴づけるための締約国との重要なメッセージの分かち合いが含まれていた。メアリー・ロビンソン財団…気候正義との協働で、「機関」は、「完全な見解：UNFCCCプロセスのジェンダー・バランスの目標を達成するための包括的取組みを確保する」と題する「条約」プロセスへの女性の参画の改善に関する調査報告書の第2版を出した。様々な利害関係者に宛てたその勧告は、女性の参画のための明確な時間枠を持つ具体的な増進目標を設定し、一時的特別措置を制度化し、既存の機関での女性のためのリーダーシップ機会を拡大し、「条約」締約国の女性代表の参画に資金提供するための資金を配分することにより、ジェンダー・バランスの目標を実現する手段を明らかにしている。この報告書には、優先的結果領域を明らかにするジェンダー政策とジェンダー行動計画の開発、カギとなる活動、それぞれの結果領域の成功指標、明確なスケジュール表及び責任のある行為者を含め、「条約」プロセスへのジェンダーの視点の組織的統合に関する勧告も含まれている。

## G. 人権

56. 国連ウィメンは、普遍的定期的レビューのための準備をし、国連国別チームの報告書に寄稿し、普遍的定期的レビューに関する人権理事会の会議で発言し、勧告の実施を支援することにより、報告書の準備を支援して、普遍的定期的レビューのための準備をする際に加盟国を支援することにより、ジェンダーの視点の反映を推進して、人権理事会の普遍的定期的レビューに関連する規範的支援を提供した。国連ウィメンは、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者を含めた特別手続のような理事会のその他のメカニズムとの協働を継続して拡大している。「機関」は、すべての理事会のマンデートを持つ調査委員会及び、ますます、すべての事実確認専門家ミッションがそのマンデートを果たすため必要なジェンダー専門知識を持っていることを継続して保障した。2016年には、これには、エリトリア、南スーダン、シリア・アラブ共和国の人権に関する調査委員会、リビアと南スーダンの事実確認ミッション、南スーダンの人権に関する委員会及びブルンディとミャンマーの専門家ミッションのための性犯罪とジェンダーに基づく犯罪の捜査官の提供が含まれた。

57. OHCHR と調整して、国連ウィメンは、すべての地域で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の実施を支援し続けた。「条約」の下での報告書の作成、女子差別撤廃委員会との建設的対話のための準備のために、また、市民社会団体による NGO 報告書と女子差別撤廃委員会に提出される国連国別チームによる報告書の準備に関連して、支援が締約国に提供された。そのプログラムの作業を通して、国連ウィメンは、国内法、政策、プログラムに女子差別撤廃委員会の勧告が反映されることを含め、委員会の最終見解の実施とフォローアップのための支援をさらに拡大した。

58. 一般勧告の開発において、女子差別撤廃委員会に国連ウィメンによって提供される支援には、司法へのアクセス、女性に対する暴力及び農山漁村女性に関する作業が含まれた。国連ウィメンは、OHCHR、国連開発計画及び国連麻薬犯罪事務所とパートナーを組んで、司法への女性のアクセスに関する一般勧

告第 33 号(CEDAW/C/GC/33)を組み入れた女性の司法へのアクセスに関する実践家のためのマニュアルを準備した。

59. 国連ウィメンは、女子差別撤廃委員会の会期及び普遍的定期的レビュー中に、女子差別撤廃委員会及びすべての移動労働者とその家族の権利保護委員会の委員のかかわりを得て、女性と移動労働者の労働権と人権の保護に関するサイド・イベントを共同開催した。国連ウィメンは、「障害者の権利に関する条約」の実施において、障害を持つ女性と女兒の状況に光を当てるイニシャティヴを支援し続けた。国連ウィメンは、障害者権利委員会で演説し、障害を持つ女性と女兒に関する一般勧告第 3 号に関するその作業を特徴付けるインプットを提供した。国連ウィメンは、「障害者の権利に関する条約」の第 9 回締約国会議中にイベントに参加した。

#### IV. 政策ガイダンスの実施のための国連ウィメンの支援

60. 国連ウィメンは、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントに関する世界の規範的枠組みの実施を強化する目的で、その規範的支援機能と事業上の活動との間の関連性を強化し続けた。この努力の例は、女性の地位委員会の合意結論及びその他の成果の実施に対する支援であった。「機関」の事業上の作業は、2015 年の第 4 回世界女性会議の 20 周年に当たっての委員会、特に(a)法律、政策、戦略及びプログラム活動の強化された実施、(b)ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントのための制度的メカニズムへの強化された支援、(c)差別的規範とジェンダー固定観念の変革、(d)あらゆる筋からの財政資源の動員を通じた資源格差を埋めるためのかなり強化された投資、(e)既存の公約の実施に対する強化された説明責任、(f)強化された能力開発、データ収集、監視と評価及び ICT へのアクセスと利用というその 6 つの実施戦略(政治宣言のパラ 6 を参照)によって特徴づけられた。

61. ブラジルでは、国連ウィメンは、第三次「国内女性政策計画」の実施を強化するために、女性・人種の平等・人権省に技術支援を提供した。これには、国内女性政策会議のための参加型プロセスに対する支援が含まれたが、これは 2016 年の「国内ジェンダー戦略」を形成する一連の優先事項と勧告の採択に繋がった。

62. トルクメニスタンでは、国連ウィメンは、公共の団体の指導者と地方自治体のメンバーとの対話を通して、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントに関する既存の国の政策と法律を実施するという新たにされた公約を推進した。対話に続いて、利害関係者たちは、地方の委員会を創設し、議会との会議を開催し、この点で政府機関に訓練を提供することによって、ジェンダー平等を推進するイニシャティヴを提案した。

63. 国連の合同の努力の一部として、国連ウィメンは、ジョージアのジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国内の制度的メカニズムの改革を支援した。国連ウィメンは、国連開発計画と国連人口基金とのパートナーシップで、「北京行動綱領」に沿った技術的提案を準備した。この支援は、ジェンダー平等に関する閣僚間委員会を創設することにより、ジェンダー平等のための制度的メカニズムを強化するために、2015 年に国連ウィメンが共同開催した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための世界指導者会議」で、ジョージア首相によってなされた公約に応じて行われた。

64. 国連ウィメンは、国のメカニズムと女性の市民社会団体との間のより密接な協力を推進することにより、ジェンダー平等のための国の制度的メカニズムの強化を支援した。イラクでは、「機関」は、政府の役人、女性の市民社会団体及びジェンダー平等の提唱者たちと、「イラク女性イニシャティヴ」を設立するために密接にかかわった。この「イニシャティヴ」は、和解、女性の政治参画、急進化と暴力的な過激主義との闘いに関連する問題に関して、共通の一連の優先事項を提案した。

65. 差別的規範とジェンダー固定観念を変革する目的で、国連ウィメンは、中国国立エイズ/STD 抑制予防センターと深圳(Shenzhen)疾病管理予防センターに、HIV とエイズと共に暮らしている女性が直面する汚名と差別への対処に特に重点を置いて、保健ケア・サービスへの女性のアクセスに関して保健ケア提供者のための訓練プログラムを開発して実施するために、技術支援を提供した。

66. 国連ウィメンは、ジェンダーに対応した予算編成に対する説明責任を強化する際に各国政府を支援した。アフガニスタンでは、国連ウィメンは、ジェンダーに対応した予算編成に関する国内戦略の財務省による開始に貢献する開発政策におけるジェンダーに対応した予算編成の実施に関して技術支援を提供した。ルワンダでは、国連ウィメンは、政府機関によって実施されるジェンダーに配慮した予算編成の質をジェンダー監視事務所が評価する手助けをするために、ジェンダー平等のための監視・評価計画の策定で「事務所」に技術支援を提供した。ジェンダーに対応した予算編成に対する説明責任をさらに推進するために、国連ウィメンは、ジェンダー予算編成の明細書を評価する能力を築くためにジェンダー分析、企画、予算編成に関して議員を訓練する際にジェンダー監視事務所を支援してきた。

67. リベリアにおけるエボラ出血熱の勃発中、国連ウィメンは、国内の女性グループのための能力開発イニシアティブの開発を支援する際に有用であった。このイニシアティブは、エボラ出血熱サヴァイヴァーの接触の追跡、通報、フォローアップを含め、リベリア農山漁村部での予防努力の規模拡大に重点を置いた。国連ウィメンは、エボラ出血熱がリベリアの女性と女兒に与える社会経済的インパクトに関する調査を行うために、ジェンダー・子ども・社会保護省とリベリア統計地理情報サービス機関とも協働した。

68. 質の高いジェンダー・データと証拠の利用可能性における既存の格差に対処しようと努力して、国連ウィメンは、ケニアで、データ収集と利用可能性のメカニズムを制度化することを目的としたイニシアティブを促進した。国連ウィメンは、地方のプログラムを実施している者がジェンダー関連のターゲットを追跡することができるようにするために、ジェンダーの視点を含む地方・都市レベルの指標の仕上げのために技術・財政支援を提供した。コロンビアでは、国連ウィメンは、国の市民登記所、国の選挙会議及び国連開発計画との協働で、2015年の地方選挙に続いて性別データの収集を支援した。そのようなデータを収集することにより、コロンビアの政党は、女性の政治参画を推進するより良い立場に置かれるであろう。

## V. 結論

69. 2016年に、国際社会は、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントのための包括的で普遍的で変革的な契約をさらに強化した。ジェンダー平等の目標は、国連の3本の柱と持続可能な開発の3つの側面に関連する作業に、今ではより組織的に優先され、主流化されている。国連ウィメンは、この点で、加盟国によって「機関」に割り当てられた中心的役割を果たす際に、これら目標の完全かつ効果的で促進された実施を継続して支援するつもりである。

70. 国連ウィメンは、証拠の提供と知識基盤、アドヴォカシーとアウトリーチ、意識啓発、パートナーシップ構築を通して、共通の目標に関する戦略作成のために利害関係者をまとめることにより、政府間の規範的枠組の中でジェンダーの視点を強化するために、加盟国に規範的支援を提供した。国連ウィメンは、その統合された取組みもさらに強化し、あらゆるレベルで、その規範的支援と調整機能とその事業活動との間の相乗作用を築いた。その結果、その国別事務所を通して、「機関」は、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントに関連する公約の国内での実施のためのより効果的支援を提供し、「機関」の看板であるプログラム形成イニシアティブは、ジェンダー平等の目標を推進する際に、多様な利害関係者のためにさらなる機会も生み出してきた。この作業は、「機関」の規範的支援機能の継続する資金不足と「2030アジェンダ」と「北京行動綱領」の公約を果たすという目的でのジェンダーの視点の組織的な主流化を押し進めるための任意の寄付への依存にもかかわらず行われてきた。

71. 国連ウィメンは、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの達成に関して、2015年に行った変革的で包括的な公約を強化する際に大きな前進を遂げた。「機関」は、「持続可能な開発 2030アジェンダ」のジェンダーに対応した実施のための道程表を確立する際に、女性の地位委員会を支援し、続いて、高官政治フォーラムを含め、総会と経済社会理事会において、加盟国の作業を支援して、合意結論を効果的に利用した。国連ウィメンは、軍縮、麻薬政策と犯罪防止及び気候正義に関するものを含め、ジェンダーの視点の統合には、伝統的にあまり注意を払ってこなかった政府間プロセスで、加盟国とかかわって成功した。

72. 2017年に、国連ウィメンは、規範的枠組みの公式化、実施及びフォローアップにおいて、加盟国を完全に支援することになる。「2030 アジェンダ」、「アディスアベバ行動アジェンダ」及び「パリ協定」のような成果に対するフォローアップ・プロセスにおいて継続して加盟国を支援することに加えて、国連ウィメンは、安全で、秩序のある、正規の移動のためのグローバル・コンパクトに向けた活動を優先するつもりである。国連ウィメンは、国連システム全体にわたる調整を通して、「新都会アジェンダ」のような2016年の重要な政府間成果の実施とフォローアップを継続して支援するつもりである。「機関」は、後発開発途上国と小島嶼開発途上国によるジェンダー平等の公約の実施を推進するのみならず、ジェンダー平等の公約を持続可能な開発に関する国内計画及びHIVとエイズに関する戦略計画に統合する際に、国内レベルで加盟国の支援も継続するつもりである。

\*\*\*\*\*

## 変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメント (E/CN.6/2017/3)

### 事務総長報告書

#### 概要

本報告書は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」で国際社会が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの前例のない公約を行っている時に、変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメントを調べるものである。本報告書は、女性の経済的エンパワーメントとそのディーセント・ワークと完全に生産的な雇用への権利との間の重要な相互関連性を明らかにするものである。本報告書は、女性が仕事への権利と職場での権利を行使する際に直面する障害に重点を置き、これをどのように矯正できるかを提案する。本報告書は、労働のますますの非正規化と移動によって、また、仕事の世界を変革しつつある技術・デジタル開発によって提起される女性の経済的エンパワーメントに対する機会と課題を分析するものである。本報告書は、仕事の世界でのジェンダー格差に対処し、女性の権利と経済的エンパワーメントの実現を可能にする政策と行動を概説し、誰も取り残されないことを保障するさらなる説明責任を要請する。本報告書は、女性の地位委員会による審議のための勧告で締めくくる。

#### I. 序論

1. その複数年にわたる作業計画(2017~2019年)に従って、2017年の第61回女性の地位委員会は、その優先テーマとして、「変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメント」を検討する。本報告書は、「世界人権宣言」、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及びいくつかの国際労働機関(ILO)条約に書かれている仕事への女性の権利と職場での女性の権利にこのテーマを繋ぎ止める。

2. 女性の経済的エンパワーメントと女性の仕事への権利と職場での権利は「北京宣言と行動綱領」(E/CN.6/2015/3を参照)と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の達成にとっての基本である。特に関連性があるのは、ジェンダー平等とすべての女性と女児をエンパワーするための「持続可能な開発目標 5」と維持される包摂的で持続可能な経済成長、完全に生産的な雇用、万人のためのディーセント・ワークを推進するための「目標 8」であるが、貧困をなくすことに関する「目標 1」、食糧の安全保障に関する「目標 2」、保健を確保することに関する「目標 3」、質の高い教育に関する「目標 4」及び不平等をなくすことに関する「目標 10」も関連性がある。第60回女性の地位委員会は、女性の経済的エンパワーメントのためのディーセント・ワーク、完全に生産的な雇用及び同一価値労働同一賃金の重要性を強調している「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施のための道程表を提供した(E/2016/27-E/CN.6/2016/22を参照)。これら公約は、「国連気候変動枠組条約」の下での「パリ協定」

(FCCC/CP/2015/L.9/Rev.1 を参照)、「難民と移動者のためのニューヨーク宣言」(総会決議 71/1)及び「新都会アジェンダ」(A/CONF.226/4)を含め、最近の規範的一里塚にも反映されている。

3. 女性の経済的エンパワーメントを実現するには、変革的構造変化が必要である。これには、仕事の世界を根底から変えるこれら力が農山漁村地域でも都会地域でも女性とワーキング・プアに利益を与えるようになる貿易と金融のグローバル化を管理する政策が含まれる。これには、ディーセントな職を生み出し、労働者の権利を保護し、生活賃金を生み出すマクロ経済・労働市場政策が必要である。これは、技術革新を女性のさらなる金融・デジタル包摂のための進歩を促進するように利用することを意味する。これには、女性が男性と同等に経済機会と成果を享受できるように、ジェンダー平等の視点を地方・国内・世界レベルの労働機関とプログラムに統合し、女性労働者に社会保護と所得の安全保障を提供し、無償のケア労働と家事労働を認め、減らし、再配分する政策を開発し、実施する政治的意思とパートナーシップを必要とする。あらゆる筋からのかなり増額された資金調達、経済的に女性をエンパワーし、女性のためにディーセント・ワークと完全で生産的な雇用を提供するという新しい公約及び既存の公約の完全で促進された実施のために必要とされる。

4. 本報告書は、ジュネーヴで、2016年9月26日から28日まで、ILOの技術支援と協働を得て、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)によって開催された「変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメント」に関する専門家グループ会議の結果に基づくものである。本報告書は、経済的エンパワーメントに関する事務総長の高官パネルを含めた国連機関及びその他の筋からの最近の調査とデータにも依拠している。

## II. 変化する仕事の世界

5. 仕事の世界は、かなり変化しており、革新---特にデジタル技術とICT---を特徴としており、グローバル化を通して世界中に拡散している。これら開発の全規模、速度、インパクトは前例がない。グリーン経済と気候変動緩和と適合のような新たな領域は、女性のためのディーセント・ワークの新しい機会を提供している。しかし、技術変化は、女性の経済的エンパワーメントにとっては破壊的でもあり生産的でもある。東アジアのような地域で会社が生産のより資本集約的技術を採用するに連れて、労働力の「非女性化」が特に製造業で明白である。製造業における女性の全体的割合は1995年以来減少してきたが、女性は依然として、繊維、衣料、電子機器産業では、より労働集約的な製造職に依然として集中している。しかし、これは、技術的進歩がミシン・ロボットが間近であることを示しているため、変化するかもしれない<sup>8</sup>。

6. 過去20年にわたって、世界的生産への女性の参画は、輸出産業化から顧客電話サービス・センター、非伝統的農業及び世界の価値連鎖に至るまで、ますます非正規化する仕事を伴ってきた。女性はサービス・セクターにおいても製造セクターにおいても、多くの状況で、自立・独立の可能性を高めて、ますます有償労働に関わっているが、女性の貧困という権利侵害がある。これら傾向は、世界経済の中で女性が利用できる仕事の不安定な非正規の性質に関連している。グローバル化が何百万人もの女性を有償労働に就かせてきた時でさえ、女性労働者を世界の価値連鎖の底辺---ディーセント・ワークと社会保護へのアクセスがほとんどまたは全くない最低賃金の職、出来高給の下請け労働、不安定な形態の自営業に集中させることによりジェンダー不平等を再生産もしてきた<sup>9</sup>。

7. 多くの国々で、マクロ経済、貿易、金融政策は、成長と雇用創出以上に財政のバランスと物価の安定を優先しつつ、世界市場との国内経済のさらなる統合を表面的には支援してきた。職の創出がほとんどなく、低所得家庭の女性は、稼ぎが不適切な生産性が低いセクターに雇われることになり、職の安全保障または安全な労働条件を欠いている。政府の緊縮措置と公共セクター支出の削減が公共企業と社会サービスの民営化と相俟って、多くの国々での公共セクターの雇用の縮小を意味し、賃金と雇用条件に

<sup>8</sup> D. Kucera 及び K. Teiant、「製造業における女性化、非女性化及び構造的変化」、*世界開発*、第64巻(2014年12月)、569-582頁; 国連開発計画(UNDP)、*2015年人間開発報告書: 人間開発のための作業*(ニューヨーク、2015年); 世界経済フォーラム、*世界の課題洞察報告書*、「職の将来: 第4次産業革命のための雇用・スキル・労働力戦略」(ジュネーヴ、2016年)。

<sup>9</sup> 国連ウィメン、*2015年から2016年世界の女性の進歩: 権利に関連する経済の変革*(ニューヨーク、2015年)。

下向きの圧力を生み出している。これは、公共セクターが歴史的に質の良い職を多数の女性のために提供してきたので、女性にとっては特に危機的である<sup>10</sup>。

8. ディーセントで良質の有償労働は、女性の経済的エンパワーメントにとって極めて重要ではあるけれども、仕事の世界におけるジェンダー格差は、あらゆる地域にわたって、依然として根強く、広がっている。生産的雇用、ディーセント・ワーク及び起業は、家庭とより広い地域社会と経済における資源と意思決定への女性アクセスを高める。変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメントは、公共・民間セクターでの雇用機会と有償・無償労働の条件に基本的には依存している。ジェンダー格差を埋め、女性の労働条件を改善する際の過去数十年にわたるある程度の良好な傾向にもかかわらず、労働市場でのジェンダー不平等は全世界に広がっており、女性の経済的エンパワーメントを妨げている<sup>11</sup>。これには変化する仕事の世界で女性のための機会と成果を強化する政策行動が必要である。

### III. 変化する仕事の世界でのジェンダー不平等

9. ジェンダー平等に対する構造的障害とジェンダーに基づく差別は、民間の領域でも公共の領域でも、すべての国で根強く続いている。これらは、正規経済も非正規経済も特徴づけている労働力参加と賃金におけるジェンダー格差、職業分離、不平等な労働条件及び無償の家事労働とケア労働の女性の重荷として仕事の世界で示されている。これらジェンダー格差は、家庭と経済とより広い社会における男女間の歴史的に不平等な力関係、マクロ経済の財政・通貨・貿易政策のジェンダーに偏見のある立案とインパクト、差別的な法律と社会規範、仕事と家庭責任をバランスさせる際に女性にかかってくるさらなる制約に根がある。173の経済国のうち155か国で、少なくとも1つのジェンダーに基づく法的制約が、女性の雇用と起業に関して存在する<sup>12</sup>。ジェンダーに対応した法律・政策・労働規制と保護が設置されているところでさえ、公共・民間の雇用者による遵守と矯正手段と女性労働者の司法へのアクセスは、しばしば到達が難しい。女性の経済的エンパワーメントが全く欠如しているのはこういった領域であるが、こういった課題は、紛争及び紛争後、難民、人道状況ではさらに悪化する。

10. 構造的障害と性とジェンダーに関連する差別が、重複し重なり合う不平等によって複雑化されることもあり、女性と女兒をハラスメント、排除及び暴力にさらしている。仕事の世界での暴力とハラスメントは、年齢、位置、所得または社会的地位に関わりなく女性に悪影響を及ぼしている。女性に対する暴力は、経済的機会と成果におけるジェンダー平等に対する障害であり、もし女性が自分の生計を管理すべきものならば、その撤廃がカギである。暴力は、教育、移動の自由及び仕事への権利を含め、女性の経済的・社会的可能性を制限することもある。暴力は、怠業、機会の喪失、職の喪失という結果ともなる身体的・精神的健康にかなりのインパクトを与える。差別的な社会制度と女性に対する暴力が世界経済に与える経費は、年間約12兆ドルと推定されている。そのような暴力は、稼ぎと福利の喪失で女性にかかる高い経費を意味し、女性労働者の発言権と働きを押しさえつけ、ジェンダー不平等を複雑化する。暴力に対処する女性が利用できる選択肢と手段に否定的影響を与えることもある経済的暴力は、173の経済国のうち僅か79か国でしかカバーされていない。雇用におけるセクシュアル・ハラスメントをカバーする規定は、114の経済国で設置されている<sup>13</sup>。しかし、既存の法律と規定とその施行との間の格差ははっきりしている(A/71/219を参照)。

#### A. 労働力参加と部門・職業分離

11. 女性と男性の労働力参加は、過去20年にわたって減少してきているが、女性の労働力参加は、全世界で継続して男性を下回っている。女性の世界的労働力参加は、1995年から2015年までで、52.4%から49.6%にまで減少し、男性は、79.9%から76.1%にまで減少した<sup>13</sup>。しかし、世界平均は、地域の間の

<sup>10</sup> 国際労働機関(ILO)、*働く女性：2016年の傾向*(ジュネーブ、2016年)；国連、「2016年世界の経済状況と見込み」(ニューヨーク、2016年)；国連ウィメン、*2015-2016年世界の女性の進歩*。

<sup>11</sup> 国際労働機関(ILO)、*働く女性：2016年の傾向*(ジュネーブ、2016年)；国連、「2016年世界の経済状況と見込み」(ニューヨーク、2016年)；国連ウィメン、*2015-2016年、世界の女性の進歩*。

<sup>12</sup> 世界銀行、*2016年企業と法律：平等に達する*(ワシントンD.C.,2016年)。

<sup>13</sup> ILO、*働く女性：2016年傾向*。

変化を覆い隠している。中東、北アフリカ及び南アジアでは、労働年齢の女性の3分の1以下が参加しているが、サハラ以南アフリカとラテンアメリカでは、3分の2近くが参加している<sup>14</sup>。

12. 地域の中には若い女性の労働力参加にある程度の進歩が見られるところもあるが、大きな格差が若い男女の間に根強く続いている。世界的な若者の失業率が2015年の12.9%から2016年と2017年には13.1%(7,100万人)に増えるものと予想されている時、これは懸念される。2016年の若い男性の労働力参加率は、若い女性よりも高く、37.3%に比して53.9%であった。この状況はジェンダー格差が30%をはるかに超えている南アジア、アラブ諸国及び北アフリカで激しい。若い女性の失業率は、世界的に若い男性よりも高い。2016年には、労働力に参入している若い女性の13.7%が、失業していた…男性よりも1%高い。しかし、失業における最大のジェンダー格差は、地域の若い女性の教育達成度が上がっているにもかかわらず失業率が他の地域の2倍であるアラブ諸国と北アフリカに見られる。これは、教育と訓練だけでは労働市場におけるジェンダー平等に対する構造的障害を乗り越えることができないことを示している。

13. 1995年から2015年までで、サービス・セクターは、世界の労働人口の約半数(男性の42.6%と女性の61.5%)という最も多くの男性と女性を雇用する際に農業を追い抜いた、女性のサービス・セクターの雇用で最も著しい増加は、東アジアで、この期間に32.7%から77.0%にまで増加した。ほとんどの女性が、北米、欧州連合及びラテンアメリカとカリブ海でもこのセクターで働いている。技術とコミュニケーション・サービス、小売と事務、ケアと対人サービスを含むサービス・セクターでの労働条件は多種多様である。しかし、サービス・セクターでの雇用が拡大する時でさえ、ほとんどの職は、高度のハイテク・サービスではない。女性は大部分、依然として職が一層不安定な賃金の比較的少ない技術も比較的低いセグメントに集中している<sup>15</sup>。

14. サービス・セクターと製造セクターでの変化と経済への農業セクターの貢献の減少にもかかわらず、農作業は依然として農山漁村女性にとっては重要である。世界の女性労働者の4分の1は、依然として農業に関わっており、世界の農業労働者の40%以上を占めている。しかし、農業における女性の割合は、上位中所得国では僅か9.5%であり、高所得国では2.6%である。しかし、南アジアとサハラ以南アフリカでは、すべての働く女性の60%以上が依然として農業に関わっており、時間・労働集約型の非正規の賃金の低い活動に集中している。同じ作業をしている男女間の賃金格差は、40%にもなることがある<sup>16</sup>。

15. 職業分離は、女性が典型的に最も低い職業上のカテゴリーを占めており、社会保障と年金への資格も少なく、すべてのセクターで根強く続いている。過去20年にわたってスキルに偏見のある技術上の変革が<sup>17</sup>、特に先進国と新たな経済国で職業分離をさらに悪化させてきた。1995年と2015年の間に、スキルのレベルに関係なく、ジェンダー格差を反映して、男性の雇用(3億8,200万人)を女性の雇用(1億9,100万人)と2倍にする絶対的変化を伴って新興経済国で最も早く雇用が増加した。技術の高い雇用におけるジェンダー格差が女性に有利になるように存在する新興経済国では、スキルの高い職業は、男性よりも女性のためにより速く拡大してきた<sup>18</sup>。

16. 女性の労働力参加を促し、職業分離を思いとどまらせるために各国政府が利用できる政策選択肢の中に、(a)女性の経済的参画に課せられる法的制限の撤廃、(b)経済活動を刺激し、女性労働に対する需要を増やす政策、(c)保健、教育、子ども・高齢者ケア、インフラ開発、公共行政、農業改良におけるディーセントな職を生み出す公共サービスへの投資、(d)共働きの夫婦にかかる比較的高い税を止め、女性を含めた低賃金労働者のための税額控除を提供する財政措置、(e)女性の教育達成と技術開発のための支援、(f)料金が手頃であるかまたは助成金のある質の高い育児、育児休業、労働保護・社会保護の削減のない労働取り決めにおけるさらなる柔軟性を提供する措置がある。

<sup>14</sup> 国連ウィメン、2015-2016年世界の女性の進歩。

<sup>15</sup> ILO、働く女性：2016年の傾向；UNDP、2015年人間開発報告書：人間開発のための仕事。

<sup>16</sup> ILO、働く女性；Marzia Fontana及びChristina Paciello、農業と農山漁村雇用のジェンダーの側面：貧困から抜け出す様々な道…世界の視点(ローマ、2010年)。

<sup>17</sup> スキルに偏見のある技術革新は、熟練労働を未熟練労働よりも優遇する生産技術の変化であり、賃金の不平等に関連している。

<sup>18</sup> ILO、働く女性：2016年の傾向。

## B. 女性の起業にかかる制約

17. 中小企業における職は、全世界の正規雇用の半数を占めており、開発途上国では雇用の最大の割合を占めている。持続可能なエネルギーと気候に対して強靱な農業のようなグリーン・エコノミーのセクターを含め、職の創出のため可能性のあるモーターとしてそのような企業にかなりの重点が置かれてきた。中小企業はこの点で重要ではあるが、その意義とインパクトはまだはっきりしないことを利用できる証拠が示している。女性が所有する企業は、全世界の正規経済で企業の3分の1を占めているが、開発途上・新興経済国では大多数が非正規の零細・小企業であり、成長の可能性はほとんどない。家内事業で働いている女性は、しばしば完全な株主とは考えられていないか、または平等な報酬を受けていない。しかし、女性の事業は経済的エンパワーメントの重要な手段となることもあり、改善された所得に繋がりが、家庭と地域社会で貧困削減に貢献している。しかし、差別的な社会規範と家庭責任が、女性が事業を立ち上げることさえを妨げることもある。女性の起業を妨げる差別的な財産・相続法に対処し、女性の市場、貸付、金融サービスと製品、インフラ、調達機会、社会保護へのアクセスを促進する政策が必要とされる<sup>19</sup>。

## C. ジェンダー賃金格差

18. 172カ国によって批准された1951年の「ILO 平等な報酬条約(第100号)」の65年後に、ジェンダー賃金格差は、依然として地域とセクターにわたって広がったままである。女性のための正規雇用を確保し、その教育程度…時には男性を超える…を上げる際の世界の多くの部分での進歩にもかかわらず、ジェンダー賃金格差は、すべての労働市場を特徴づけている。男性に比して女性に支払われる平均賃金と定義されるジェンダー賃金格差は、男女間の生涯にわたる全体的所得の不平等の主要原因である。ジェンダー賃金格差は時が経つにつれて減ってきてはいるが、女性は未だに同一価値の労働に対して男性よりも組織的に少ない賃金を受けている。ジェンダー賃金格差は、世界的に23%であると見積もられており、規模は様々ではあるが、すべての国々で根強く続いている。

19. 教育のあらゆるレベルで、女性は平均して男性よりも稼ぎが少ない。非正規経済に女性が集中しているところでは…これは世界中でほとんどの女性労働者の場合である…平等な報酬を達成するという課題は、非正規で働いている者にまで正規の雇用状態と保護を拡大することがかかわるので、さらに大きくなる<sup>20</sup>。

20. 国々にわたるジェンダー賃金格差の差は、経済成長の程度または一人当たり所得の増加によっては説明されず、むしろ、成長からの利益を男女間でより公正に配分する政策によって説明される。国々の中には、最低賃金を上げることが、ジェンダー賃金格差を減らす手助けをしてきたところもある。またある国々では、雇用、訓練、昇格における女性差別を禁止する法律を施行し、ある職業への女性のアクセスを制限する法律を廃止してきたところもある。さらなる措置には、法的・規制的枠組みを強化し(職の評価、賃金の透明性及びジェンダー監査)、団体交渉を促進し、民間セクターよりも低い賃金格差を持つ傾向にある公共セクターで女性の雇用を増やすことにより、女性の仕事の評価を改善することが含まれる<sup>21</sup>。

21. 関係はあるが別箇の問題は、母親と扶養する子どものいない女性との間及び母親と父親との間の賃金格差を測定する「母親賃金格差」である。母親の賃金ペナルティは、調整されていない母親賃金格差が先進国よりも開発途上国でより大きい傾向にあるが、国々にわたってジェンダー平等に対する障害となっている。母親ペナルティは、女性の賃金と有償労働に費やす時間を制限するのみならず、年金も減らし、老齢期での貧困も高める。ジェンダー賃金格差は、親でない者よりも親に対してより幅広くなる傾向に

<sup>19</sup> 零細・中小企業の定義と数の計算は様々であり、正確さを欠いている。国際金融社、「IFCの職の調査: 職の創出と貧困削減への民間セクターの貢献を評価する」(2013年); Jan de Kok 他、小さいことはなお美であるのか? 雇用創出へのSMEsの貢献に関する最近の経験的証拠の書評(ILO及びDeutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit(AGIZ)、2013年)。

<sup>20</sup> 国連ウィメン、「個人的選択から制度的変化までジェンダー賃金格差を追跡する」; ILO、働く女性: 2016年の傾向。

<sup>21</sup> ILO、働く女性: 2016年の傾向; 国連ウィメン、2015-2016年世界の女性の進歩; 国連ウィメン、「個人の選択から制度的変化までジェンダー賃金格差を追跡する」; [http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/Gender\\_pay\\_gap\\_statistics](http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/Gender_pay_gap_statistics) も参照(2016年11月14日にアクセス)。

あり、高所得国での 40%から 50%のジェンダー賃金格差は、親であることと、結婚とのせいであることもある。サハラ以南アフリカと南アジアでは、子どものいる家庭の女性は、子どものいない家庭で暮らしている女性の 4%と 14%に比して、それぞれ 31%と 35%のジェンダー賃金格差に関連している<sup>22</sup>。

22. 母親賃金ペナルティは、女性の有償労働と所得を出産と育児のために手放し、男性に父親としての役割を免じる責務と、対照的に、働く父親は、子どものいない同輩よりも普通多く稼ぐこと---「父親賃金プレミアム」を支持するジェンダー規範を目に見えるものにしてしている。そのような固定観念も、母親となる可能性を仮定して、仕事へのコミットメントを疑問視する雇用者によって、若い女性の募集、報酬、昇格に否定的影響を及ぼしている<sup>23</sup>。従って法律と政策は、若い女性の募集、報酬、昇格、育児休業、質の高い料金が手頃な育児、有償の病気休暇を推進し、同一価値労働に対する同一賃金を交渉するために働く母親を支援するために必要とされる。ジェンダー賃金格差と母親賃金格差に対処することは、万人のためのより公正で、透明性のある、正しい職場を意味する。

#### D. 社会保護の格差

23. 女性は、社会保護に部分的にしかアクセスのない、または全くアクセスのない世界人口の 73%の中で圧倒的に数が多い。女性は男性よりも労働市場への参加が少なく、稼ぐ賃金も少なく、貸付や資産へのアクセスも少ないために、雇用と所得の安全保障に対してジェンダーに特化した障害に直面している。従って、年金、または失業保障、健康保険のような拠出制の社会保護手段に関してはアクセスも少なく、カヴァレッジも少ない。世界的に、年金を受けている退職年齢を超えた女性の割合は、男性よりも平均して 10.6 ポイント少ない。働く女性、退職した女性、無償の女性とその家族を支援する社会保護制度の強化は、従って、女性の貧困をなくし、その経済的エンパワーメントを築くことにとって極めて重要になっている<sup>24</sup>。

24. 社会保護政策は、貧困と不平等を減らし、包摂的成長を支援し、ジェンダー平等を高める際に極めて重要な役割を果たしている。大勢の非正規労働者は、子ども、高齢の両親、病気の親戚をケアするために、有償の雇用を中断するかも知れず、それによって社会保護へのアクセスを危うくする女性たちである。よく立案された社会保護計画は、貧困率におけるジェンダー格差を狭め、個人所得への女性のアクセスを高め、家族のために生命線を提供することができる。国々が取ってきた社会保護措置には、ユニバーサル・ヘルス・カヴァレッジ、非拠出型年金、出産・育児休業、子どものための基本的所得保障、公共事業計画が含まれる<sup>21</sup>。

#### E. ケア・エコノミーにおける仕事

25. 女性は、国内総生産(GDP)の計算から普通除外される無償のケア労働と家事労働を含めた無償労働の不相応な重荷を担っている。無償のケア労働と家事労働の総価値は、GDP の 10%から 39%であると見積もられており、製造、商業、輸送及びその他のセクターの価値を超えることもある。無償のケア労働と家事労働は、経済を支え、しばしば、社会サービスとインフラへの公共支出の欠如を埋め合わせている。実際、これは経済において、女性からその他の者への資源の移行を表している。無償のケア労働と家事労働を認めて評価することは、国々にわたる定期的な生活時間調査を通してこれを測定することを意味する。分類された生活時間データ---性、所得、年齢、場所及びその他の関連要因別の---は、女性の経済的エンパワーメントを加速することを目的とする政策を特徴づけることができる。社会保護---子どもと高齢者ケア・サービス、ユニバーサル・ヘルス・カヴァレッジ、育児休業---及びインフラ---飲用水、クリーンな現代的エネルギーのような---は、雇用を創出し、女性の労働力参加を改善し、女兒をますます学校に引き留めておくことができる<sup>21</sup>。

26. ケア・エコノミーにおける公共・民間セクターの有償の職を拡大することで、ジェンダー平等と女性の経済的エンパワーメントにかなり貢献することができる。ケア・サービスにおける質は、公共であ

<sup>22</sup> Damian Grimshaw 及び Jill Rubery、母親賃金格差: 問題、理論、国際的証拠の検討、仕事と雇用の条件シリーズ、第 57 号(ジュネーブ、2015 年); 国連ウィメン、2015-2016 年世界の女性の進歩。

<sup>23</sup> Grimshaw 及び Rubery、母親賃金格差: 問題、理論、国際的証拠の検討(2015 年); 国連ウィメン、2015-2016 年世界の女性の進歩。

<sup>24</sup> 国連ウィメン、2015-2016 年世界の女性の進歩; ILO、働く女性: 2016 年の傾向。

ろうと民間であろうと、ケア労働者の労働条件と解け難く結びついている。ケア・エコノミーは、労働力の実体的割合を占めている特に移動労働者のディーセント・ワークと労働権の不在、送り出し国と受入国のケア不足を特徴としている。世界的に、普遍的な保健ケアの効果的提供を確保するには、さらに1,030万人の保健ワーカー(医師、看護師、助産師)、その大多数はアジア(710万人)及びアフリカ(280万人)が必要である。さらに2,700万人の教員が、2030年までに普遍的な初等教育を達成するためには必要とされるものと見積もられている。これは、これらセクター、並びに高齢者ケアと育児サービスで、女性のためにディーセントで良質の職を生み出す大きな機会を表している<sup>25</sup>。

27. たった7カ国のGDPの2%のケア・エコノミーへの投資が、2,100万以上の職を創出し、国々が高齢化する国民をケアし、経済停滞と取り組むという二重の課題を克服する手助けをするであろうことを新しい調査が示している。この調査は、ケアに投資することが、ジェンダー賃金格差を狭め、全体的な不平等を減らし、ディーセントな職からの女性の排除を矯正することができることを示している。国によっては、直接的に創出された職の70%までに女性が就き、これら新しい職からの雇用乗数効果が、4%まで男性の全体的雇用も増やすところもある<sup>26</sup>。

#### IV. 労働の非正規化と移動性を高める

28. 労働の増加する非正規化と移動性は、グローバル化と相互に繋がっている世界的な価値連鎖と供給網、技術的進歩、製造業の開発途上国への移行及びサービス・セクターの成長によってもたらされた仕事の世界の変化を反映している。過去20年にわたって、非正規経済が、開発途上国においても先進国においても、仕事の世界を支配するようになってきている---女性は世界中で非正規経済にあまりにも数が多い。これには、非正規の企業の労働者と雇用者、自営労働者、正規の公共企業・民間企業・非営利企業の労働者及び社会保護のない家庭の家事労働者が含まれる。非正規雇用の決定的な特徴は、女性の経済的エンパワーメントに対する課題となる社会保護と労働権の欠如である<sup>27</sup>。

29. 非正規労働者は、世界経済への主要な貢献者である。非正規経済は、数字が約10%である東欧と中央アジアを除いて全世界の労働力の半数以上を含んである。南アジアでは、数字は82%であり、ラテンアメリカ・カリブ海では51%であり、サハラ以南アフリカでは66%であり、中東と北アフリカでは45%である。2015年に、5億8,600万人の女性が、自営業かまたは家庭労働者に貢献しているものと考えられた。インドでは、メキシコの約1,200万人の女性(約60%)のように、1億2,000万人の女性(有償の仕事についている女性の約95%)が、非正規で働いている。中東と北アフリカでのみ、非正規雇用が、女性(35%)よりも男性(47%)の雇用の源であり、これは、この地域のあらゆる形態の雇用で女性よりも男性が多い一般的パターンを反映している。<sup>24, 28</sup>

30. 先進国では、非標準的雇用取り決め---オンデマンド式のギグ・エコノミーのように<sup>29</sup>---が増えており、労働力の大きな割合が限られた利益と社会保護しか受けていないが、非正規性が、ほとんどの労働力に悪影響を及ぼしてはいない。男性よりも女性に影響を及ぼしている非標準的仕事の形態であるパートタイム雇用は、選ばれた経済協力開発機構(OECD)諸国で、25%から37%であり、2007年から2008年の世界的な金融危機の余波で増加した。パートタイムで働くことは、しばしば、家事責任とケア責任に時間を費やすために女性が選んだものとして説明されている。しかし、社会規範、文化的制約、ケアと子どものための所得保障に対する公的支援の程度が女性がパートタイム労働と稼ぎの減少を選ぶ程度を決定している。パートタイムの仕事を「女性の仕事」とする固定観念を含めた職業分離は、フルタイムで

<sup>25</sup> Sarah Gammage 及び Natacvha Stevanovic、「ジェンダー、移動、仕事及びケア不足: SDGsのためにどんな役割があるのか?」、国連ウィメン専門家グループ会議のために準備された背景文書(ジュネーブ、2016年); 国連ウィメン、2015-2016年の世界の女性の進歩。

<sup>26</sup> 国際労働組合連合、「ケア・エコノミーに投資する: OECD7カ国における雇用刺激策のジェンダー分析」(ブリュッセル、2016年)。

<sup>27</sup> ILO及びグローバル化し組織化する非正規雇用の女性、非正規経済の男女: 統計の姿、第2版(ジュネーブ、2011年); Joann Vanek 他、非正規経済の統計: 定義、地域の推定及び課題、グローバル化し組織化する非正規雇用の女性調査文書(統計)第2号、(2014年4月)。

<sup>28</sup> ILO、働く女性: 2016年の傾向。

<sup>29</sup> ギグ・エコノミーは、恐らく世界的に顧客と労働者を(オンライン・プラットフォームを通じた「クラウドワーク」及び輸送、事務、清掃、走り使いのような仕事を繋ぐ「アプリケーションを通じたオンデマンド式の仕事」)をカバーし、会社によって管理されている。Valerio De Stefano、「丁度間に合う労働力」の増加: オンデマンド式の仕事。ギグ・エコノミーにおけるクラウドワークと労働保護、労働雇用条件シリーズ、第71号、ILO(ジュネーブ、2016年)。

働くことを望んでいる女性の中にはパートタイムの仕事しか得られないかも知れない人もいることを意味する<sup>30</sup>。

31. 正規経済で女性が直面する課題は、非正規経済に反映されている。つまり、職業分離、ジェンダー賃金格差、資源と社会保護への不平等なアクセス、無償のケア労働と家事労働、暴力とハラスメント及び組織化したり動員したりすることに対するさらに大きな障害である。有償の家事労働、家庭を基盤とした仕事、路上の呼び売り及びゴミ拾いは全て、女性が圧倒的に多いセクターであり、最も脆弱で不安定な形態の非正規雇用でもある傾向がある。女性は在宅勤務者(産業内職者)の80%以上を占めており、路上の呼び売りの30~90%、世界の5,300万人の家事労働者の83%を占めている。世界的に、家事労働者(2,970万人の個人)の57%は、労働時間が無制限である<sup>31</sup>。

32. 推定5人に1人が、1億9,000万人の女性を含め、2013年に、利用できるデータを持つ40カ国で、世界の価値連鎖で働いていた(1995年の2億9,600万人に比して4億5,300万人)。開発途上国の世界価値連鎖への統合は女性の労働力参加と有償労働にとっての機会を増やしてきたかも知れないが、工場は、最低の労働保護と昇格の可能性がほとんどない状態で、多くの場合下請け取り決めを通して、未熟練の低賃金の職のために比較的若い女性を雇う傾向にあることがますます明らかになっている。非正規労働力の拡大を通して、しばしば女性が出来高給で長時間働いて、多くの世界の供給網は、儲かるものとなってきた。高齢女性労働者または技術の程度が比較的高い女性にとっては、機会はほとんどない<sup>32</sup>。

33. 過去25年にわたって、国際的移動者の数はかなり増えて、2015年には2億4,400万人に達したが、これは2000年以来41%の増加、1990年以来50%以上の増加を表している。移動の4分の3近くが、とりわけ経済的機会、政治紛争と武力紛争、環境惨害、気候変動からの避難を求める人々の開発途上国から先進国への移動である。世界の1億5,00万人の移動労働者の半数を少し超える人々は男性であるが、注目すべき移動の女性化がある---より良い性別分類データが必要ではあるが。世界的に、移動女性は、非移動女性よりも労働力参加率は高く、ほとんどが正規の労働市場にアクセスできないので、非正規経済の女性支配のケアとサービス・セクターに集中している。非正規経済の悪い労働条件は、労働差別、性差別、人種差別及び外国人排斥によってさらに悪化している<sup>33</sup>。

34. 女性移動家事労働者は、「世界のケア網」に巻き込まれている---先進国でのケア不足に応じてケア・ワーカーの国際移動を拡大し、これが同時に送り出し国の、しばしば自分の家族のケア不足を生み出している<sup>34</sup>。高所得国でのケア・ワークに対する需要が高まるにつれて、重要な世界的問題は、家事労働と価値連鎖の低い末端へと繋がれる大多数の低所得の移動女性である。関連する問題は、そのような労働取引であり、強制と詐欺のために国境を超えて取引される若い女性の数が増え続けている。規制を受けない倫理観のない労働ブローカーは、しばしば虐待を受ける移動女性労働者を搾取する不安定な雇用取り決めのカギとなる行為者である(A/70/205を参照)。

35. 国際移動と同様に、国内での農山漁村から都会への移動が高い程度で継続しており、低中所得国の農山漁村女性がますます移動するようになっている。世界人口の半数以上が、2014年には都会地域で暮らしており、2050年までには約64億人にまで倍増するであろう。移動女性は、家事労働のような非正規経済の賃金の低い不安定な職で働く可能性があっても、都会生活は、経済的自立と制限的なジェンダー規範に対する代替手段も表すことがある<sup>35</sup>。移動女性と家事サービス、家庭を基盤とした仕事、小規模事業で働く者を含めた女性非正規労働者のための最適賃金及びその他の労働・社会保護を拡大するといったような、非正規雇用を保護し、より経済的に存続できるものにするための措置が取られるべきである。

<sup>30</sup> 非標準的雇用には、臨時の仕事、パートタイムの仕事と待機仕事及び多様な当事者の雇用関係が含まれる。ILO及びグローバル化し組織する非正規雇用の女性、非正規経済の男女(2013年); ILO、世界中の非標準的雇用。課題を理解し、見通しを形成する(2016年)。

<sup>31</sup> ILO及びグローバル化し組織する非正規雇用の女性、非正規経済の男女(2013年); グローバル化し組織する非正規雇用の女性調査文書(統計)、第2号(2014年)。

<sup>32</sup> UNDP、2015年人間開発報告書。

<sup>33</sup> 国連、経済社会問題局、人口部(2016年)、「2015年国際移動報告書: ハイライト」(ST/ESA/SER.A/375)。

<sup>34</sup> Gamage及びStevanovic、「ジェンダー、移動、仕事及びケア不足: SDGsにとってどのような役割があるのか?」(2016年)。

<sup>35</sup> 国際移動機関、2015年世界の移動報告書。移動者と都市: 移動性を管理する新しいパートナーシップ(ジュネーブ、2015年)。

## V. 仕事の世界を変える技術

36. 例えば自動化、人口知能、ロボット、3D印刷、及びインターネットの接続のような技術・デジタル開発は、仕事の世界を変革しつつある。技術革新は、破壊的でもあるし、生産的でもある。破壊的技術革新は、仕事の組織、生産と配布を変形するので、労働者はギグ・エコノミーにおけるように品物またはサービスの単価の提供者になり下がってしまう。破壊的技術革新は、労働者の交渉力と集団的に組織する能力を減らし、彼らに生産のコストと危険を担わせ、雇用者から基本的な労働・社会保護を要求する能力を回避する。対照的に、生産的技術革新は、業績を改善し、特に無償労働に対して多くの仕事に関連する骨折り仕事を減らして人間の労働の生産性を高める。このようにして生み出される余剰金は、例えばケア・エコノミー、持続可能な農業及び芸術的・創造的問題に投資でき、このようにして女性の経済的エンパワーメントを強化し、生活の質を改善する<sup>36</sup>。

37. 世界的に品物とサービスの生産と取引のデジタルによる促進は、70億以上の携帯電話の予約販売とスマートフォンを持つ23億人の人々、13億人の女性利用者を含めたインターネットにつながっている約32億人の人々によって促進されてきた。彼らは、異なったセクターと異なった所得レベルで、銀行業務、金融・情報サービスへのアクセスも促進してきた。増加するインターネット接続と携帯電話のアクセスが、グリーン・エコノミーとケア・エコノミーを含め、多くの国々で女性の起業に拍車をかけているものと信じられてきた。たとえそうであっても、ジェンダー格差は存在する。つまり、低・中所得国の30億人以上の人々が携帯電話を所有しておらず、そのうちの17億人は女性である。インターネット利用における12%の世界的ジェンダー格差が2016年に見られ、後発開発途上国では30.9%であった<sup>37</sup>。

38. アクセスと利用におけるジェンダー格差にもかかわらず、デジタルの接続性は、新しい形態の仕事を可能にしてきている。デジタル技術は、雇用者も労働者も位置を変えて移動する必要なく地理的障害を除去できる。これは、恐らく世界的ベースで会社を労働者をつなげるオンライン・プラットフォームを通して操作するギグ・エコノミーの「クラウドワーク」の場合である。クラウドワーク・プラットフォームは、極端に速いスピードで操作し、取引コストを最小限にし、労働力の柔軟性と大規模実現可能性を最大限にするので、巨大な数の人々が、特定の時期に仕事を終了するために利用できる<sup>38</sup>。

39. ギグ・エコノミーの労働者の数を計算することは簡単ではないが、11の主要なプラットフォームとアプリケーションは、全世界で約2,100万人の労働者を雇用している。女性がかかなりの数、クラウドワーキングとその他e-サービスに参加していることをデータが示している。米国に根拠地がある主要なクラウドワーク・プラットフォームでは、労働者の52%が男性であり、48%が女性で、51カ国に広がるクラウドワーク・プラットフォームに女性よりも多くの男性が雇用されており、英国の500万人のクラウドワーカーのうち、女性は54%を占めている。<sup>35, 39</sup>

40. ほとんどのクラウドワーカーは、最低賃金、社会保障、反差別規制、病気給付、休暇及び失業保険のような職場での基本的権利の利益のどれも受けずに、顧客との取引の危険や負債の可能性もすべて引き受けた独立した自営の契約者であると考えられている。柔軟な予定または在宅勤務は、利益の可能性として明らかにされてきたが、クラウドワーカーは普通、しばしば生活賃金を稼ぐには不便な時間に長時間働いている。ギグ・エコノミーは、論議され始めているが、労働保護や雇用規制を回避してきた<sup>40</sup>。

<sup>36</sup> ILO、「技術革新と今後の仕事：技術を万人のために働かせる」、仕事の未来百年イニシャティヴ・メモ・シリーズ1(ジュネーブ、2016年); Jayati Ghosh、「仕事の未来、ケア・エコノミー及びグローバル化」、Langhlin Currie 記念講演、コロンビア国立大学(2016年)。

<sup>37</sup> 国際電気通信連合、2016年情報社会測定報告書(ジュネーブ、2016年); GSMA 繋がっている女性、ジェンダー格差を埋める：低・中所得国における携帯電話のアクセスと利用(2015年)。

<sup>38</sup> De Stefano、「丁度間に合う労働力」の台頭。

<sup>39</sup> Janine Berg、「オンデマンド式経済における所得の安全保障：クラウドワーカーの調査からの結果と政策上の教訓」、労働雇用条件シリーズ、第74号(ジュネーブ、ILO、2016年); Urusula Huws及びSimon Joyce、「初めて明らかとなった英国のギグ・エコノミーの規模」(欧州漸進的調査財団及びUNIヨーロッパ、2016年); UNDP、2015年人間開発報告書。

<sup>40</sup> De Stefano、「丁度間に合う労働力」の台頭; ILO、「技術革新と今後の仕事：万人のために技術を働かせる」(2016年)。

41. 技術革新と自動化を通して職が消えてなくなることは、強調された不平等の可能性と同様に---生計が不安定な低所得労働者の数、縮小する中産階級及び全世界の所得等級の頂点にいる者の巨大な収益の明確な増加---、懸念の源である。観察者の中には、この傾向が中程度の熟練の仕事にまで広がっていく状態で、未熟練の職が継続して自動化される時、労働力の比較的程度の高い不平等と偏りを予言する者もある。これは、未熟練労働がふんだんにある状態で、先進経済国は、開発途上経済国よりも失う職が少ないことを意味する。別の推定は、主として事務職と行政サービス、製造と生産で、また、遠隔医療のために保健ケアでも、今後5年にわたって、世界最大の経済国で、700万以上の職が危険にさらされることを示している。成長することが期待されているセクターには、コンピュータと数学の職業及び建築と工学の分野が含まれる。最も多くの職を生み出すものと期待されている産業は、ICTであり、次いで専門のサービスとメディア、娯楽と情報の職業である<sup>41</sup>。

42. このシナリオで、適切な募集、引き留め、昇格政策が施行され、女性のために新しいスキルを築くことに投資がなされない限り、女性は、ニュー・テクノロジーの採用が職を生み出すセクターに雇われる可能性が少ないので、職を失う傾向にあり、ジェンダー格差の拡大という結果となるであろう。男性は一つの職を得る度に3つの職を失うのに対して、女性は一つの職を得る度に5つの職を失うものと予想されている。職が創出されるものと期待されている科学、技術・工学・数学の職業への女性の比較的小さい参画は、男性がよそで4つの職を失うたびに一つの新しい職を得るのに対して、女性は他の領域で20の職を失うたびにたった1つのそのような新しい職を得るという結果になる<sup>38</sup>。

43. デジタルに流暢であることは、ある程度ジェンダー格差を埋める手助けをするかも知れない。つまり、もし女性がデジタル技術の流暢な使い手となる速度が倍増すれば、職場は、多くの現在の推定が予言しているよりもずっと速くジェンダー平等に達することができよう。国によっては、女性の科学・技術・工学・数学教育の程度が上がっているところもあることを仮定すれば、女性は、世界の労働力で重要な可能性を持つことができよう。すべての国々にわたって、デジタルの流暢さにおいては男性が女性に勝ってはいるが、その格差は狭まっており、デジタルの流暢さが、職場で女性も男性も地位の向上と共に教育の達成を支援することができよう<sup>42</sup>。これらは、各国政府が、破壊的な技術革新---職の喪失と拡大するジェンダー不平等---が提起するジレンマを何とかうまく扱い、女性の経済的エンパワーメントに味方する生産的技術革新を強化する政策と共に検討することができる政策選択肢である。

## VI. 女性の集団的発言権、リーダーシップ及び意思決定

44. 女性の集団的発言権と積極的な経済的リーダーシップと意思決定への参画は、ジェンダー平等と女性の経済的エンパワーメントを達成するために変化する仕事の世界を形成するための基本である。労働者団体、協同組合、労働組合及び自助グループへの女性の参画は、女性労働者に利益を与えてきた。女性の組織化は、基本的労働権を支持し、ディーセント・ワークを確保し、政策の優先事項を決定するために極めて重要である。各国政府は、責務の担い手として、結社の自由及び団体交渉への女性の権利を支持しなければならない。団体交渉を通して、女性労働者は、ジェンダー賃金格差を減らし、賃金と給付を上げ、労働条件を改善するために交渉することができる。女性の組織化は、非正規労働者が認められ、労働権と社会保護へのアクセスを得ることを支援してきた。家事労働者は、組合を結成し、規制された時間働き、最低賃金と有償の給付を受ける権利のために全世界で組織してきた。しかし、組織する女性の権利は、結社の自由に課せられる制限、労働法からの労働者の排除、ある労働者または全労働者に対する団体交渉の否定、ハラスメント、脅し及び暴力、公共の討議と政策策定への市民社会の参画のためのスペースの縮小のために、多くの国々で危険にさらされている<sup>43</sup>。

<sup>41</sup> 世界経済フォーラム、世界的課題洞察報告書(2016年)れ UBS、「極度の自動化と接続性：第四次産業革命の世界・地域・投資の意味合い」、世界経済フォーラム年次会議のための UBS 白書(2016年)。

<sup>42</sup> Julie Sweet、「デジタル技術へのアクセスが世界のジェンダー平等を促進する」、ハーバード・ビジネス・レビュー(2016年5月17日)。

<sup>43</sup> Lisa McGowan 他、「女性の労働権と経済力、今と将来」、国連ウィメン専門家グループ会議のために準備された背景文書(ジュネーブ、2016年)。

45. 女性の募集、引き留め、昇格を支援する政策は、所得の安全保障、職業上の地位の向上、公共・民間機関と会社の女性の管理とリーダーシップを確保する手助けをする。しかし、ジェンダー同数は、まだこれから到達されなければならない。女性は仕事場での意思決定の地位と労働組合、雇用者団体及び企業の理事会のリーダーシップの地位において数が少ない。世界の最大の企業の主要な執行役員の5%以下が女性であり、女性が所有している企業の30%がほとんど中小企業である。各国政府、雇用者団体と労働者団体は、女性を意思決定とリーダーシップの地位に昇格させ、ジェンダーに配慮した政策とアドヴォカシー・アジェンダを形成し、女性の組織化と団体交渉を支援するべきである。各国政府、雇用者、労働組合の間の三者取り決めが、この点で効果的であった。

## VII. 結論と勧告

46. 女性の経済的エンパワーメントは、「北京行動綱領」と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の完全で、効果的で、促進された実施にとつての基本である。これなくしては、世界経済は、万人のためにディーセント・ワークを生み、貧困を根絶し、平等---第一にジェンダー平等---を推進し、福利と生計を改善する包摂的成長を生むことはないであろう。女性の経済的エンパワーメントを達成し、女性の人権と労働権を実現することは、人々、惑星及び等しく有償・無償労働者と正規・非正規労働者に利益を与える持続可能な開発の解決策となる。

47. 女性のために仕事の世界を変革するには、平等な経済機会と成果を生み出すために、構造的障害と差別的な法律と社会規範の撤廃を必要とする。誰も取り残さないために、経済・社会政策は、女性の労働力参加、起業、賃金と労働条件、社会保護と無償の家事労働とケア労働に関連する不平等と格差の撤廃を目標とし、女性に変化する仕事の世界で新しい機会に対応できるようにする教育、訓練と技術開発を強化するべきである。政府と地方自治体は、急速に発展する非正規経済と移動者経済における女性の状況に特別な注意を払う必要がある。女性労働者の団体、協同組合及び労働組合に対する支援は、女性の労働権と経済的エンパワーメントの実現を強化し、公共の討議と政策策定に女性の声と働きが参入することができるようにする。

48. すべての利害関係者は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施・監視・説明責任メカニズムが、組織的に、女性の経済的エンパワーメントと働く権利と職場での権利を支援することを保障し、世界・地域・国・地方レベルで、女性のためのディーセント・ワークと完全で生産的な雇用を推進しなければならない。国連システム、特にジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進するマנדートを持つ国連ウィメンと万人のためのディーセント・ワークを推進し、国際労働基準を定めるマנדートを持つ国際労働機関(ILO)は、調整、事業上・規範上の支援を提供するべきである。

49. 変化する仕事の世界で、女性の経済的エンパワーメントと働く権利・仕事場での権利を達成するために、女性の地位委員会は、各国政府とその他の利害関係者に、以下の行動をとるよう要請したいと思うかも知れない:

**全ての女性のために完全雇用とディーセント・ワークのための規範的・法的枠組みを強化する**

(a)「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と関連 ILO 条約と勧告の留保条件なしの普遍的批准と完全実施を達成すること。

(b)労働政策と持続可能な開発政策全体にわたってジェンダーの視点の主流化を効果的に支援し、監視し、その実施において労働機関と協力する国内ジェンダー平等機構の能力と資金提供を強化すること。

(c)労働市場への参入と雇用条件に関連して、女性差別を禁止する法律と規制的枠組みを強化すること。

(d)公共・民間セクターにおいて、女性の募集、引き留め及び昇格における差別を禁止する法律と職場政策を強化し、施行し、遵守しない場合の矯正手段を提供すること。

(e)差別的社会規範に対処し、労働市場、教育及び訓練への女性の平等な参画を推進することにより、職業分離をなくすために活動し、職業の選択肢を多様化し、新たに出現している分野と成長している経済セクターでの職に就くよう女性を奨励すること。

(f)土地及びその他の形態の財産、貸付、相続、天然資源及び ICT のような生産資源と資産への女性の平等なアクセスと管理を確保するために、法的・行政的改革を行うこと。

(g)職場における女性に対する暴力とハラスメントをなくす法と政策を強化し、施行し、仕事の世界での女性に対する暴力とハラスメントに対処する国際基準を提供する ILO 条約の実施を支援すること。

(h)重複し、重なり合う形態の不平等、差別、周縁化を経験している女性が公共・民間セクターで、ディーセントで良質の仕事に対する平等な機会を追求できることを保障する特別措置を取ること。

#### 女性の経済的エンパワーメントのための経済・社会政策を実施する

(i)職の創出と女性の完全で、平等で生産的な雇用とディーセント・ワークの推進のためのマクロ経済政策と改革を実施し、そのインパクトを監視すること。

(j)国内資金と ODA を含め、あらゆる筋の資金提供を通して、仕事の世界への女性の完全かつ平等な参画を促進するために、対象を絞った資金調達を増額し、最大限にすること。

(k)公共・民間セクターのケア・エコノミーで、女性のためにディーセントで良質の職の創出を支援すること。

(l)母親賃金ペナルティに対処する手段として、幼児教育と保健ケアのような社会保護とケア・インフラのための財政支出を拡大し、再優先化すること。

(m)1951 年の ILO の「平等報酬条約」のような国際労働基準に従って、同一価値労働同一賃金の原則を支持する法律と規制を実施し、施行すること。

(n)企業と企業の理事会のみならず、経済的意思決定構造と機関への女性の平等な代表を確保する政策と特別措置を施行すること。

(o)正規経済の外にいる労働者を含めた万人のための社会保護へのアクセスを確保する国内社会保護制度の一部として、普遍的な社会保護の下限(2012 年の「ILO 社会保護下限」の勧告(第 202 号)を参照)を確立し、ILO の社会保障基準に沿ってより程度の高い保護を漸進的に達成すること。

(p)女性も男性も育児休業手当にアクセスでき、そのような給付(2000 年の「妊産婦保護条約(第 183 号)」及び 1981 年の「家族責任を持つ労働者条約」(第 156 号)を参照)を利用する時、差別されないことを保障すること。

(q)労働保護と社会保護を削減せずに労働取り決めの柔軟性と子どもとその他の扶養家族のためのアクセスできる質の高い育児・ケア施設のようなインフラ、技術、公共サービスの提供を通して、女性の無償のケア労働と家事労働の不相応な重荷を認め、削減し、再配分する対象を絞った措置を取ること。

(r)GDP の計算と経済・社会政策の策定において、無償のケア労働と家事労働の価値を組織的に測定し、組み入れること。

(s)教育と技術・職業スキル訓練へのアクセスを確保し、学校から仕事への移行において女兒と女性が直面する障害を撤廃することにより、若い女性の労働市場への参入と地位の向上を優先すること。

#### 増加する仕事の非正規性と女性労働者の移動性に対処する

(t)社会保護と最低生活賃金を拡大することにより、家事労働、家庭を基盤とした仕事及び中小企業における女性の非正規雇用、並びにその他の自営・パートタイム労働をより経済的に存続できるものにし、

2015年のILOの「非正規から正規経済への移行勧告(第204号)」に沿って、また、ILOの2011年の「家事労働者条約」(第189号)の批准と実施を通して、正規雇用への移行を推進すること。

(u) ジェンダーに対応した国内移動政策を採択し、労働権を保護し、女性移動労働者のために安心・安全な労働環境を推進し、移動における民間の仲介者と労働ブローカーの役割を規制し、人身取引を禁止する法律を施行すること。

(v) 「難民・移動者のためのニューヨーク宣言」(総会決議71(1))の実施の状況で、女性の人権を支持する安全で秩序ある正規の移動政策を確保することにより、国際移動と開発との間の相乗作用を強化すること。

(w) ILOの非正規性の定義を利用して、性、所得、民族性、移動の地位、障害、地理的位置及びその他の関連要因別の非正規経済に関するデータの収集と分析を改善すること。

#### *女性の経済的エンパワーメントのために技術革新・デジタル革新を管理する*

(x) 教育と訓練機会の範囲を拡大することによって、女性、特に若い女性の新しい、出現しつつある分野、特に科学、技術、工学及び数学教育とデジタルの流暢さの技術と訓練へのアクセスを支援すること。

(y) 女性のために増加するブロードバンドと携帯電話のアクセスのみならず、経済的に、地理的に、言語的に、視覚的に女性労働者にとってアクセスできるスキル、知識、ICTへの普遍的アクセスを確保すること。

(z) グリーン・エコノミー、特に気候変動緩和と適合の領域で、女性のためのディーセントで良質の公共・民間セクターの職を支援して、生産的な技術革新を奨励すること。

#### *女性の集団的声、リーダーシップ、意思決定を強化する*

(aa) 非正規の移動労働者を含めた女性労働者が、組織を作り、組合に加入し、経済的意思決定と仕事の世界のための政策の立案に参加できるように、結社と団体交渉の自由への権利を保護すること。

(bb) 仕事の世界のジェンダー不平等を防止し、矯正するために、各国政府、雇用者及び女性労働者とその団体との間の三者協働を支援すること。

(cc) 労働組合と労働者の団体での女性のリーダーシップを奨励し、すべての労働組合の指導者に、女性労働者の利益を効果的に代表するよう要請すること。

#### *女性の経済的エンパワーメントにおける民間セクターの役割を強化する*

(dd) 「女性のエンパワーメント原則」で詳述されているように、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進に対して民間セクターに責任を持たせる遵守メカニズムを設立し、強化すること。

(ee) 公共セクターにおいても民間セクターにおいても、女性が所有する企業と女性の協同組合からの取引と調達を割合を増やすこと。

(ff) 世界の価値連鎖で女性の権利とディーセント・ワークを推進し保護する政策の立案と実施を特徴づけるために、ジェンダーに配慮した価値連鎖の分析を組織的に行うこと。

\*\*\*\*\*

# 女性の地位委員会第 58 回会期からの合意結論の実施の見直し (E/CN.6/2017/4)

## 事務総長報告書

### 概要

本報告書は、女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の実施における課題と業績に関する第 58 回女性の地位委員会からの合意結論を加盟国が実施した程度を見直し評価するものである。本報告書は、合意結論を実施する際に国内レベルで取られた行動に関連する進歩、ギャップ及び課題を概説するものである。現在の見直しは、実施の初期段階にある「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の採択に続いて行われるものである。従って、見直しの重点は、「持続可能な開発目標」の実施に移行するために取られた行動にある。

## I. 序論

1. 第 59 回女性の地位委員会で、加盟国は、成果の実施を奨励するために、以前の会期の優先テーマに関連する合意結論のより厳格な見直しを含む委員会の新しい作業方法(経済社会理事会決議 2015/6 を参照)に関して合意した。見直しプロセスの一部として、委員会は、国内レベルでテーマに関して遂げられた進歩に関する報告書を検討する。
2. 2017 年の第 61 回女性の地位委員会の見直しテーマは、「女性と女兒のための『ミレニアム開発目標』の実施における課題と業績」である。2010 年から 2014 年までの複数年にわたる作業計画に従って、委員会は、2014 年の第 58 回会期でこのテーマに関する合意結論を採択した(E/2014/27-E/CN.6/2014/15、第 I 章、セクション A を参照)。
3. 合意結論の実施の見直しは、「持続可能な開発目標」の実施が初期の段階にある時に行われている。「ミレニアム開発目標」の実施の評価に加えて、そのタイミングを仮定すれば、その見直しの重点は、「ミレニアム開発目標」から「持続可能な開発目標」へ移行するために加盟国によって取られる行動である。この点で、「持続可能な開発目標」のジェンダーに対応した実施に関するガイダンスを提供している第 60 回女性の地位委員会の合意結論が参考になる(E/2016/27-E/CN.6/2016/22、第 I 章、セクション A を参照)。
4. 本報告書は、国内レベルでの合意結論の実施に関する進歩、ギャップ、課題を概説する。本報告書は、その促進された実施を支援し、達成する方法も明らかにする。本報告書は、第 61 回女性の地位委員会で学んだ教訓、課題及び好事例の加盟国の任意によるプレゼンテーションも伴う。
5. 本報告書は、加盟国<sup>44</sup>及び「持続可能な開発目標」に向けた進歩に関する事務総長報告書(E/2016/75)及び 2016 年に経済社会理事会が主催した高官政治フォーラムの一部として提出された任意の見直し及び「北京宣言と行動綱領」の実施の 20 年後の見直しと評価の一部としての国内報告書を含めたその他の筋から受けた情報に基づくものである<sup>45</sup>。

## II. 世界的な規範枠組に合意結論が与えた影響とインパクト

<sup>44</sup> アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルキナファソ、中国、コロンビア、キューバ、ジブティ、フィンランド、ジョージア、ギリシャ、イラン・イスラム共和国、イタリア、ジャマイカ、日本、ケニア、リトアニア、メキシコ、ネパール、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、カタール、ロシア連邦、セネガル、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、トーゴ及びトルクメニスタン。

<sup>45</sup> [www.unwomen.org/en/csw/csw59-2015/preparations](http://www.unwomen.org/en/csw/csw59-2015/preparations) より閲覧可能。

6. 第 58 回女性の地位委員会の合意結論は、世界の規範的枠組み、特に「持続可能な開発 2030 アジェンダ」(総会決議 70/1)にかなりの影響とインパクトを与えてきた。合意結論は、「ミレニアム開発目標」、「北京宣言と行動綱領」及び「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の間の重要な関連性を強化した。さらに、このテキストは、開発と女性と女兒の人権との間の明確で強力な関係を示している。これを反映して、「2030 アジェンダ」は、人権にしっかりと根をおろし、「北京行動綱領」を持続可能な開発の根本的枠組みとして位置付けている。

7. 合意結論のもう一つの主要な要素は、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権に関する変革的で包括的な独立した目標とジェンダー平等がその他のすべての目標を通して主流化されることに対する要請であった。「2030 アジェンダ」で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成が、他の目標にわたってジェンダーに特化したターゲットと指標を伴って、強力な独立した目標(「目標 5」)を持つ「すべての『目標』とターゲットにわたって進歩するための極めて重要な貢献」として認められている。

8. 合意結論は、「持続可能な開発」のための優先事項を示して、「ミレニアム開発目標」で対処が不十分であった重要なジェンダー平等問題を明らかにした。委員会は、「ミレニアム開発目標」に関する進歩が、組織的なジェンダー主流化と「ミレニアム開発目標」の立案へのジェンダーの視点の統合の欠如のために、女性と女兒にとっては限られていたことを認めた。「ミレニアム開発目標」と比べて、「持続可能な開発目標」は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに対するはるかに包括的な一連の公約を反映している。

9. 「目標 5」には、差別、暴力、有害な慣行、無償のケア労働と家事労働、意思決定への参画、性と生殖に関する健康と権利及び経済資源への権利を含め、合意結論で明らかにされた多くの問題に対処する 9 つのターゲットがある。その他の目標にわたるジェンダー平等の優先事項の例には、特別保護へのアクセス(「目標 1」)、思春期の女兒、妊婦、授乳中の女性の栄養のニーズへの対処(「目標 2」)、ユニバーサル・ヘルス・カヴァレッジ(「目標 3」)、質の高い教育へのアクセス(「目標 4」)、水と下水道へのアクセス(「目標 6」)、ディーセント・ワークへのアクセスとジェンダー賃金格差への対処(「目標 8」)、成果の不平等を減らすこと(「目標 10」)、安全な公共のスペース(「目標 11」)及びあらゆるレベルでの包摂的な意思決定(「目標 16」)が含まれる。

10. ジェンダーに特化した公約に加えて、合意結論は、「2030 アジェンダ」の重要な要素でもあるさらなる規範的前進を遂げた。合意結論の中で、委員会は、ジェンダー平等の普遍的状況に留意し、女性と女兒のためのジェンダー平等を達成した国はないことを認めた。開発途上国のためのアジェンダである「ミレニアム開発目標」とは対照的に、「2030 アジェンダ」は、ジェンダー不平等を含め、持続可能な開発に対する課題の世界的で国際的な性質を認める普遍的アジェンダである。さらに、合意結論の中で、委員会は、重複する形態の差別と不平等を経験している女性と女兒の進歩の欠如についての懸念を表明した。「ミレニアム開発目標」は、しばしば不平等を隠す国の平均に重点を置いたが、「2030 アジェンダ」は、不平等の重複する牽引力のより深い分析を要求して、「誰も取り残さない」ことを公約している。

11. 合意結論は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する際に、女性団体とフェミニスト・グループによってなされた重要な貢献を認めている。参画と説明責任に重点を置いた行動の中で、委員会は、「2030 アジェンダ」の立案において考慮に入れられるべき女性団体の考えを要請した。先を見越して、「2030 アジェンダ」は、「持続可能な開発目標」の実施、フォローアップ及び見直しを監督する開放された透明性のある参加型のプロセスを強調している。これは、女性の戦略的優先事項と問題が意思決定に影響を及ぼすことを保障するために、ジェンダーの視点から重要なことである。

12. 証拠基盤を強化するための合意結論の行動は、ジェンダー統計の作成、利用可能性及び利用を強化するようとの世界的呼びかけを支えてきた。合意結論の革新的特徴は、女性の貧困、家庭内での所得の配分、無償のケア労働、資産と生産財への女性のアクセス、管理及び所有権及びあらゆるレベルの女性の参画を含めたいくつかの領域で、基準と方法論を開発するようとの呼びかけであった。これら領

域は、特に「持続可能な開発目標」に関する進歩を監視する状況で、国連でのジェンダー統計に関する世界的作業において、今では目に見える優先事項である<sup>46</sup>。

### III. 合意結論実施の状況

13. 第 58 回女性の地位委員会の合意結論は、ジェンダーの視点から、それぞれの「ミレニアム開発目標」の進歩を評価した。委員会は、例えば教育におけるジェンダー同数の領域のように、女性と女兒にとっての進歩があった「ミレニアム開発目標」の領域もあるが、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントにとって重要な「ミレニアム開発目標」ターゲットの中には、ディーセント・ワークへの女性のアクセスを高め、意思決定における女性の代表者数を増やし、妊産婦死亡を減らし、普遍的な性と生殖に関する健康と下水道へのアクセスの保障を含め、進歩が特に遅いものもあった。

14. 続く見直しは、すべての国々にわたって、この深く根を下ろしたジェンダー不平等をさらに確認してきた。2015 年の「北京宣言と行動綱領」の実施の 20 年後の見直しと評価(E/CN.6/2015/3 及び E/2015/27-E/CN.6/2015/10 を参照)で、ジェンダー平等に向けた全体的な進歩は、領域によっては停滞があり、後退さえある状態で、受容し難いほどに遅かったことがわかった。例えば、女性の上昇する教育達成度と労働市場への参画の増加は、より良い労働条件、昇格と平等な賃金の見込みとマッチしておらず、女性は継続して無償労働の不相応な割合を担っている。世界的に、女性は男性よりも 24%少ない賃金を支払われ、女性は男性の約 2 倍半の無償のケア労働と家事労働を行っている<sup>47</sup>。

15. 利用できるデータに基づいて現在のやり方を評価して、「持続可能な開発目標」に向けた進歩に関する事務総長の第一報告書(E/2016/75)は、多くの領域にわたるジェンダー不平等の世界的性質を強調した。例えば、2013 年に、読み書きのできない成人(15 歳以上)は未だに 7 億 5,700 万人あり、その 3 分の 2 が女性であった。特に女性の不平等と脆弱性を減らすためには社会保護が基本であるにもかかわらず、ほとんどの貧困者は、特に比較的貧しい国々で、依然として社会保護制度の外にいる。

16. 同報告書は、「ミレニアム開発目標」からの未完了の事業も強調した。1990 年から 2015 年の間に、世界の妊産婦死亡率は 44%減少して、100,000 の生児出生に対して推定 216 名になったが、「ミレニアム開発目標」のターゲットには及ばず、「持続可能な開発目標」で確立された 100,000 の生児出生に対して 70 の妊産婦死亡というターゲットにははるかに及ばなかった。女性に対する暴力と有害な慣行は、「持続可能な開発目標」によって監視される新たな領域である。子ども結婚の割合は、全体的に減少しているが、特に南アジアとサハラ以南アフリカでは依然として受容できない率である。女性に対する暴力は、世界全体にわたって驚くほどの高い割合で根強く続いている<sup>48</sup>。

17. 同報告書で、遅々とはしているが、意思決定への女性の参画が増えていることも留意された。議会の一院または下院で、女性が占める議席の割合は 2016 年には約 23%に増えた。これは、2000 年以来年間平均して 0.6 ポイント、10 年にわたって 6 ポイントの増加を示している(E/2016/75、パラ 45 を参照)。

18. 根強い課題と新たな課題が、合意結論の実施に悪影響を及ぼしてきた。委員会は、経済危機、気候変動、自然災害の継続するインパクトについて懸念を表明した。3 年後、危機の継続するインパクトは、高い割合の若者の失業、ラテンアメリカを除くほとんどの地域での女性の雇用の停滞、開発途上地域での女性の仕事の非正規化の広がり<sup>49</sup>及び全世界での仕事の不安定の増加に見られる。国際通貨基金の予想に基づいて、2010 年の第一期目に続いて、2016 年に第 2 期目の支出縮小が予期され、開発途上国が最も

<sup>46</sup> 国連ウィメン、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」におけるジェンダー平等(出版予定)。

<sup>47</sup> 国連ウィメン、2015 年-2016 年の世界の女性の進歩: 経済を変革し、権利を実現する(2015 年ニューヨーク)。

<sup>48</sup> 世界保健機関、衛生・熱帯医学ロンドン校及び南アフリカ医療調査会議、女性に対する暴力の広がり: 世界・地域推定と親密なパートナーからの暴力とパートナーでない者からの性暴力の健康上の影響(ジュネーブ、世界保健機関、2013 年)。

<sup>49</sup> 国際労働機関(ILO)、2015 年若者の世界雇用傾向: 若者のためのディーセントな職への投資を規模拡大する(ジュネーブ、国際労働機関、2015 年)を参照; ILO 及び非正規雇用の女性: グローバル化と組織化、非正規経済の女性と男性: 統計上の姿、第 2 版(ジュネーブ、国際労働機関、2013 年)も参照。

厳しい影響を受けるものと予想される状態で、132カ国にインパクトを与えるものと予想された<sup>50</sup>。そのような緊縮措置は、「持続可能な開発目標」の実施にとって手ごわい経済状況となる。

19. 去年は、紛争の増加、人口の大量強制移動、関連する人道的大災害も特徴となった。世界的な強制移動は、記録的数字である。国連難民高等弁務官事務所は、5,950万人に比べて丁度12か月早く、2015年末には6,530万人の人々が強制移動させられたと報告した<sup>51</sup>。同時に、世界の軍事支出は2014年には1億7,760億ドルであり、これは持続可能な開発のために利用できる資金に悪影響を及ぼしている<sup>52</sup>。

20. この背景に対して、第58回女性の地位委員会の合意結論の行動領域は、依然として「持続可能な開発目標」への移行にとって非常に関連性がある。次の章は、加盟国によって取られた行動を評価する。

## IV. 国内の実施努力

21. 2014年の合意結論の採択以来、加盟国は、「持続可能な開発目標」を実施する準備段階に入っている。この早い段階で、「ミレニアム開発目標」からの教訓が、どのように「持続可能な開発目標」への移行に反映されているかを調べるのが有用である。「ミレニアム開発目標」のように、「持続可能な開発目標」は、主として国内レベルで実施されるように意図されている。これら公約を女性と女兒のための結果に変えるには、実施努力における進歩の定期的で詳細な監視のみならず、様々な政策と介入が必要であろう。

22. 全体的に、現在の見直しに対する加盟国からの対応は、「ミレニアム開発目標」から「持続可能な開発目標」への移行に対する様々な取組みを示している。国々の中には、国内レベルの優先事項として「持続可能な開発目標」を強調し(アルゼンチン、コロンビア、フィンランド、ジョージア、ギリシャ、ケニア、メキシコ、ネパール、ロシア連邦、スウェーデン、トルクメニスタン)、その国内政策と枠組を「2030アジェンダ」に適合するための最初の取組みを概説してきたところもある。また、持続可能な開発の3つの側面にわたってジェンダー平等を統合する重要性を再確認した国々もある。先進国(オーストラリア、オーストラリア、フィンランド、日本、ノルウェー、スウェーデン)は、その開発協力努力の中で、「持続可能な開発目標」のジェンダー平等の公約に重点をおいている。先進国も開発途上国も、女性と女兒の人権の完全享受を実現し、機能的環境を強化し、ジェンダー平等への投資を最大限にし、証拠基盤を強化し、女性の参画を強化するために、政策実施の好事例を提供してきた。

### A. 女性と女兒のすべての人権の完全享受を実現する

23. 合意結論は、女性と女兒のすべての人権の完全享受を実現するために必要な行動を述べている。委員会は、既存の国際公約の完全実施を要請し、女性と女兒の貧困を助長する重複し、重なり合う要因に対処し、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃し、性と生殖に関する健康と権利の推進と保護を確保し、教育と仕事への権利を推進する重要な行動を概説している。

24. 女性と女兒の人権の完全実現を確保することは、「持続可能な開発目標」全体にわたる進歩の達成にとって極めて重要である。政策とプログラムが人権から離れて、基本的ニーズまたは数値目標の達成に重点を置くと、政策とプログラムは、政策または目標の全体的目的を損なう予期しない結果につながることもある。一つの例は、子ども結婚、早期・強制結婚、女性性器切除、思春期の妊娠、性と生殖に関する健康サービスと情報の欠如のような妊産婦死亡の構造的牽引力に対処する女性の性と生殖に関する健康と権利へのより包括的な取組みよりはむしろ、妊産婦死亡を削減するための努力において、熟練した出産介添えへの重点である。さらなる例は、学校環境での教育の質または女兒の安全への関心を犠牲にした教育におけるジェンダー同数への重点である。

<sup>50</sup> Isabel Ortiz 他、「調整の10年: 187カ国における2010年から2020年までの緊縮傾向の検討」、社会保障の拡大調査文書、第53号(ジュネーブ、国際労働機関; ニューヨーク、コロンビア大学; ジュネーブ、南センター、2015年)。

<sup>51</sup> 国連難民高等弁務官事務所、「世界的傾向: 2015年の強制移動」(ジュネーブ、2016年)。

<sup>52</sup> ストックホルム国際平和調査機関からのデータ、SIPRI 軍事支出データベース、<http://sipri.org/databases/milex> より閲覧可能(2016年10月27日にアクセス)。

25. 女性と女兒の人権成就への包括的取組みは、権利の間の相乗作用と独立性も認めている。例えば、仕事への女性の権利のような一つの権利の実現が、適切な水準の生活への権利のようなその他の権利の実現を促進することもある。逆に、安全で衛生的な下水道へのアクセスの欠如のような一つの領域での権利の否定が、保健と暴力を受けない権利のような他の権利の享受にインパクトを与えることもある。国際規範と基準に基づいたジェンダー平等への包括的取組みは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントとすべての目標との間の相乗作用を最大限にするために幅広い「2030 アジェンダ」にとって特に重要である。

26. 実施努力の一部として、加盟国は、「北京行動綱領」に基づくその国内ジェンダー平等政策枠組を「持続可能な開発目標」に沿うようにしている(コロンビア、キューバ、ギリシャ、ロシア連邦及びスリランカによって報告されているように)が、これが一律の慣行であるという十分な証拠はない。「目標 5」は国内のジェンダー平等枠組に沿っているものとして加盟国によって言及されてきたが、その他の持続可能な開発目標」は限られた注意しか受けて来なかった。

27. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の実施の重要性も、アルゼンチン、コロンビア、キューバ及びトルクメニスタンによって述べられた。ボスニア・ヘルツェゴヴィナとイタリアも、「女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスの防止と闘いに関する欧州会議条約」のような地域条約を実施する努力を引用した。持続可能な開発に対する平和の中心性を認めて、国々の中には、安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)を実施するための新しい取組みを検討し、開発したところもある(ジョージア、イタリア、日本及びスウェーデン)。ボスニア・ヘルツェゴヴィナでの一つの革新的取組みは、国の安全保障のより軍事的な概念よりはむしろ、人間の安全保障に重点を置いた地方・州レベルでの決議 1325 号(2000 年)に関する行動計画の実施である。

28. ジェンダー平等に向けた進歩を保証し、促進する法的枠組みと憲法上の枠組みは、司法への女性のアクセスを保障する措置と共に、女性と女兒の人権を実現できる土台である。「北京宣言と行動綱領」の 5 年後の見直しの成果(総会決議 S-23/3)は、2005 年を、女性を差別する法律廃止の目標年として確立した。その期限がはるかに過ぎて以来、すべての女性に対するあらゆる形態の差別をなくすための「持続可能な開発目標」のターゲット(5.1)は、さらに緊急を要するものとなっている。ジェンダー平等を推進するためにも差別を除去するためにも、法改革は、合意結論の採択以来加盟国にとっての優先事項となっている。近年、差別の除去が重点となっている国々もある(ジブティ、フィリピン、カタール及びトーゴ)。改革の領域には、婚姻、離婚、後見、市民権、相続及び運転をめぐる法律が含まれる。

29. 女性に対する暴力に関する法律の導入または改革は、加盟国の対応において極めて重要な役割を果たしている(アルバニア、アルゼンチン、アゼルバイジャン、中国、ジブティ、イラン・イスラム共和国、ジャマイカ、ネパール、パラグアイ、ペルー及びスペイン)。女性に対する暴力は、「ミレニアム開発目標」では無視されていた領域であるが、「持続可能な開発目標 5 と 16」のターゲットで対処されている。この領域での法改革には、特別な形態の暴力、つまりドメスティック・ヴァイオレンスとセクシュアル・ハラスメントを犯罪とし、婚姻内強姦の犯罪化を含め、ドメスティック・ヴァイオレンスまたは強姦の定義を拡大またはさらに精密にするために法を改革し、サヴァイヴァーにサーヴィスを提供し、または暴力が起こる前にこれを防止するためのプログラムを実施する法律を通して、国の責務を生み出すために、包括的に女性に対する暴力に対処する新法の導入が含まれる。

30. 法改革のもう一つの領域は、女性の労働権と経済権に関連している。国々の中には、一般的な労働権と条件を改善し(アルゼンチンとコロンビア)、性、妊娠及び婚姻状態に基づく職場での差別を違法とし(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、キューバ及びジブティ)、法律に平等賃金を書き込み(コロンビアとリトアニア)、出産休業の規定を強化(ペルーとフィリピン)することにより、女性の経済的権利を改善するための改革を検討しているところもある。女性の経済的権利を推進する国内の法改革努力は、最低賃金法を改善し、団体交渉への女性の権利を推進し、経済資源への女性の平等なアクセスと管理を保障するために差別規定を除去することにより強化できよう。

31. 国々の中には、反差別法またはジェンダー平等法を強化または導入してきたところもある。ジェンダー平等を達成するための行動志向の措置を取る政府の責務を生み出す法律に積極的義務または責務を導

入する(フィンランド、リトアニア及びノルウェー)ことは、有望な慣行である。さらに、実体的平等または成果の平等という概念を反映するために、差別及び平等の定義を拡大するための法改革も行われている(タジキスタン)。国々の中には、障害を持つ女性(ジャマイカ)、先住民族女性(オーストラリアとパラグアイ)、移動する女性と強制移動させられた女性(ジョージアとリトアニア)、ロマ人女性(アルバニアとイタリア)、ダリット女性(ネパール)、寡婦(ケニア)及び性的指向とジェンダー・アイデンティティのために差別を経験している女性(アルバニア、アルゼンチン、オーストリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コロンビア、ジョージア、ペルー及びフィリピン)を含めた特別な女性グループが経験する重複する形態の差別に対処する法的・政策的措置に重点を置いてきたところもある。重複する形態の差別に対応する努力は有望ではあるが、その効果または結果に関する情報はほとんどない。

32. 法律に加えて、国々は、女性のエンパワーメントと女性と女兒の人権を実現するための様々なジェンダー平等政策を実施している。国々の中には、ジェンダー平等に関する新しい国内行動計画または国内プログラムの見直しまたは開発を報告したところもある(ブルキナファソ、コロンビア、キューバ、メキシコ、ポーランド、ロシア連邦及びスイス)。より特化した政策が、ジェンダーと健康(ケニア)、女性に対する暴力(オーストリア、ブルキナファソ、ジブティ及びリトアニア)、経済的エンパワーメント(中国とポーランド)、人身取引(スペイン)、性と生殖に関する健康と権利(フィンランドとスイス)、無償のケア労働(フィンランド、スウェーデン及びスイス)及び社会保護への女性のアクセス(ネパールとセネガル)を含めた問題に対処している。加盟国の対応は、ある国々での努力が、「持続可能な開発目標」をその国内の状況に適合させ、その優先事項を追求するために順調に進んでいることを示している。

## B. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための機能的環境を強化する

33. 合意結論は、ジェンダー平等に影響力を持つより幅広い環境における要因と条件に対処している。世界貿易、金融・投資協定及びマクロ経済政策がジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進することを保障することを保障するための社会・経済・環境政策にわたって組織的なジェンダー主流化に関連する規定が含まれている。要請される行動には、気候変動に対応し、すべての平和構築の側面への女性の参画のためのジェンダーの視点の統合が含まれる。小売商の女性、農業に従事する農山漁村女性を支援する行動とメディアの役割に関する行動も合意結論のそのセクションに含まれている。

34. すべての政策領域にわたる組織的なジェンダー主流化は、すべての政策領域がジェンダー平等の達成に貢献することを保障するために極めて重要である。これは、17の目標のすべてが重要なジェンダーの側面を有している「持続可能な開発目標」の状況で特に差し迫った問題である。国々からの回答で、ジェンダー主流化は、ジェンダー平等が幅広い政策領域全体にわたって対処されることを保障するための重要な優先事項として立ち現われている。これには、国内の持続可能な開発計画の横断的優先事項として、ジェンダー平等を根付かせること(メキシコ、パラグアイ及びカタール)及びジェンダー主流化をジェンダー・開発政策の中心的戦略とすること(ケニア)が含まれる。国々の中には、すべての政府部局にその政策とプログラムがジェンダー平等に与えるインパクトを評価するよう要請しているところもあり(フィンランドとスウェーデン)、またある国々では、政府機関にわたってジェンダー・フォーカル・ポイントを任命し(ジャマイカとパラグアイ)、ジェンダー平等問題に関する機関間タスク・フォースを設立しているところもある(ジョージア)。ジェンダー主流化戦略の効果または17の目標全体にわたるその範囲に関する情報は限られていた。

35. 国内のジェンダー平等機構は、他の政府機関にジェンダー平等の公約を達成することに対して責任を持たせることにより、ジェンダー主流化において触媒的役割を果たすことができる。しかし、「北京宣言と行動綱領」の20年後の見直しと評価で、多くの国内のジェンダー平等機構は、行政の内部でその機能を果たすことができる権威も地位も、適切な資金も有していないことがわかった。国々の中には、「持続可能な開発目標」に照らして、その国内のジェンダー平等機構のマンデートを見直し、強化してきたところもあり(オーストラリアとフィリピン)、また地方レベルでジェンダー平等機構を創設することにより、ジェンダー平等のためのその制度的枠組みを拡大してきたところもある(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ジョージア及びネパール)。地方レベルでジェンダー主流化を強化するためのその他の戦略には、地方レベルのジェンダー平等行動計画(ジョージア)と州レベルのジェンダー平等評価(中国)が含まれる。

36. 貿易体制は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに影響を及ぼすことができる。例えば、過去数十年にわたって、開発途上国のますます多くの女性が、労働基準と環境基準が完全には適用されず、施行されないままであるかも知れず、女性を貧弱な労働条件に対して脆弱であるままにしている領域である輸出加工地帯での組み立て製造業に雇われてきた<sup>53</sup>。ジェンダーに配慮した貿易・雇用政策は、女性と女兒がさらされている危険と脆弱性を減らし、ディーセント・ワークを創出するために重要な役割を果たす。ジャマイカのみが、特にその貿易政策でジェンダーに対処する国内努力に関して報告した。国々の中には、ジェンダー平等のための機能的環境を強化する戦略として、起業への女性の参画を高める措置に重点を置いてきたところもある(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルキナファソ、イラン・イスラム共和国及びイタリア)。また、テクノロジーへの女性のアクセスを高め(中国)、少額貸付を提供し(メキシコ)、農業のようなカギとなるセクターに重点を置く(トーゴ)ことのように、特別な戦略に重点を置いてきたところもある。

37. マクロ経済政策に対する支配的取組みは、しばしば、その主要な政策目標として、国内総生産(GDP)のレベルを上げることに重点を置く。代替の取組みは、経済政策の目標として、福利、人権または人間開発を強調する。「北京行動綱領」の20年後の見直しで、経済政策が、女性の権利を強化してきた社会政策措置のあるものを後退させるおそれのある緊縮措置の場合のように、女性の社会的利益を損なうか、またはディーセント・ワークへのアクセスを通して女性を支援することができないかのいずれかであることがわかった(E/CN.6/2016/3を参照)。ジェンダーに中立的であるよりはむしろ、財政政策は、累進課税制度とサービス、インフラ及び社会保護への投資を通して資源を再配分する際に、役割を果たすので、ジェンダー不平等を含め、不平等を減らすことに重要な影響力を持つことができる<sup>54</sup>。実際、この経済政策の目標は、「2030 アジェンダ」の「目標 10」にとっての中心である。

38. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための機能的環境を醸成するために、国々の中には、社会政策への支出を優先していると報告してきたところもある。有望な取組みとして、セネガルの経済政策は、ジェンダー不平等を含めた社会的不平等を減らすことに明確に重点を置いている。他の国々の中には、社会保護(イラン・イスラム共和国とジャマイカ)、普遍的な年金(アルゼンチン)、普遍的保健ケアと普遍的教育(キューバ)への投資を増やしてきたところもある。機能的環境を強化しようとする努力は、ジェンダー平等を達成し、人権を実現するという明確な目標を持って、包括的に経済・社会政策を立案して、加盟国によって促進されることができよう<sup>54</sup>。

### C. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの投資を最大限にする

39. 合意結論は、政府開発援助(ODA)の公約を果たし、ジェンダーに対応した予算編成を制度化し、実施を確保するためにジェンダー平等に関する国内行動計画の費用計算をし、女性団体のための資金提供を増やすために、国内の資金動員と ODA を通して、ジェンダー平等のための資金を増額するための行動を含め、投資を増やすことを要請している。

40. 女性と女兒のために「ミレニアム開発目標」を実施するために捧げられた資金の欠如が、特に 2008 年の経済危機の状況で、過去 10 年にわたるカギとなる課題として浮かびあがった。ジェンダー平等政策への特別な支出のための資金の欠如のみならず、社会保護、保健、教育、水と下水道のようなセクターに配分される資金の程度の低さが、継続してジェンダー平等達成に対するかなりの障害となっている。「ミレニアム開発目標」を達成するための関連セクターにおける 55 カ国の公共支出の国内予算に基づく分析(農業、教育、環境、ジェンダー、保健、社会保護及び水と下水道の領域での)は、2008 年から 2009 年までの初期の期間の支出の増額にもかかわらず、ほとんどすべての領域で GDP または総支出の割合としては支出が落ちており、大多数の国々にわたって一つの領域(水と下水道)では停滞したままであったことを示した<sup>54</sup>。より野心的な「2030 アジェンダ」では、実施のために適切な資金を動員する必要性は一層差し迫っている。

<sup>53</sup> Mathew Amengual 及び William Miberg、「輸出加工地帯での経済開発と労働条件: 傾向調査」、調査文書第 3 号(ジュネーブ、国際労働機関、2008 年)。

<sup>54</sup> Debbie Budlender, Mathew Martin 及び Richard Watts、「世界不況中の MDG 関連とジェンダーに対応した支出を追跡し、分析する: 方法とデータ・ソース」、大 58 回女性の地位委員会の専門家グループ会議で発表された文書、メキシコ・シティ、2013 年。

41. 「2030 アジェンダ」と第3回開発のための資金調達国際会議の「開発のための資金調達に関するアジェンダ」は、特に後発開発途上国のための ODA の継続する重要性のみならず、国内資金動員の役割を強調してきた。税政策を含めたマクロ経済政策、政府支出及び負債管理は、ジェンダー平等を達成するために利用できる資金の程度に直接的影響を与える。追加の国内資金は、歳入取り立ての効率性の改善、応分の負担を支払うよう企業に要請することにより歳入を生み出すために用いられる様々な税の拡大及びかなりの社会的・経済的還付のある金融投資への貸し出しによって動員できる<sup>55</sup>。

42. ジェンダー平等のための資金の配分を監視するために、ジェンダーに対応した予算編成は、公共資金の配分を調べるために政府によって用いられる最も共通した取組みである。国々の中には(アルバニアとオーストリア)、ジェンダーに対応した予算編成への公約が、法律に書き込まれているところもある。国々は、訓練(コロンビア)、機関間構造(アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルキナファソ、ネパール及びトーゴ)及び参加型プロセス(セネガル)を含め、多様な取組みを用いてジェンダーに対応する予算編成を制度化してきた。ジェンダーに対応した予算編成が、ジェンダー平等のための資金の増加または最優先化という結果となった程度に関して提供された情報は限られていた。

43. 国々(オーストラリア、フィンランド、ノルウェー及びスペイン)が取るもう一つの道には、予算のジェンダー分析が必要である。フィリピンには、政府支出の5%がジェンダーと開発に配分されるという要件があり、ジブティには、いくつかの省庁にわたってジェンダー平等のための特別予算がある。国々の中には、ジェンダー平等のための予算を増額していると報告したところもあり(アルゼンチンとメキシコ)、またそうする必要は認めるが、これを行う能力が限られているところもある(ジャマイカ)。

44. 資金の用途を限定しようと努力して、国々は、ジェンダー平等に特化した資金を設立し(ペルー)、または例えば女性・平和・安全保障(オーストリア)、女性の市民社会団体のための資金(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ)、女性に対する暴力(ジョージア)及び女性の経済的エンパワーメント(スリランカ)のような特定の問題に資金を配分してきた。ケニアは、公共調達の30%を、女性、若者、障害者の所有する企業からとするという要件を持つ革新的取組みを導入してきた。国々の中には(イラン・イスラム共和国)、ジェンダー平等のための資金を増やすために、民間セクターとのパートナーシップを追求しているところもある。

45. 国々の中には、ジェンダー平等のための ODA の追跡を増やし(オーストラリア、オーストリア、日本、ノルウェー、スウェーデン及びスイス)、「持続可能な開発目標 5」とその他の「持続可能な開発目標」全体にわたるジェンダーに配慮したターゲットに重点を置いて、それら資金を「2030 アジェンダ」の優先事項に沿うように指定したと報告したところもある。

#### D. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための証拠基盤を強化する

46. 合意結論は、ジェンダー統計と分類データの収集、分析、普及を改善し、最低限のジェンダー指標と女性に対する暴力の指標に関するデータを収集し、重要な領域の基準を開発し、強化し、女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」を達成する際の進歩を評価するための国内の監視・評価メカニズムを改善するための行動を要請している。

47. データと統計は、政策を特徴づけ、そのインパクトを評価し、説明責任を確保するための不可欠のツールである。「2030 アジェンダ」の監視要件を仮定すれば、進歩を監視するための関連性があり、質の高いジェンダーに配慮した指標を生み出す必要性は、今では緊急の優先事項である。かなりのギャップが、ジェンダー統計の多くの領域に依然として残っている。例えば、「目標 5」を監視するための僅か3つの指標にしか、統計上の概念と方法論、世界的に進歩を監視するための適切な国の範囲を定義するための国際基準がない。「ミレニアム開発目標」に見られるように、データが欠如しているターゲットが優先され

<sup>55</sup> Stephanie Seguino, 「『持続可能な開発目標』の状況でのジェンダー平等のための資金調達」、国連ウィメン討議文書シリーズ第11号(ニューヨーク、国連ウィメン、2016年)。

る可能性はない。「持続可能な開発目標」を監視するより良い統計の需要は、高い政治的意思と技術的・財政的支援の必要性を示して、各国政府にかなりの圧力をかけている<sup>56</sup>。

48. ほとんどの国々は、場合によっては「北京行動綱領」のような世界的枠組みに沿う一連のジェンダー指標に基づいて、多くの国々が一連のジェンダー指標に基づいて定期報告書を生み出す状態で、ジェンダー統計を推進したと報告してきた。データ収集は、特別な予算配分を伴って、ジェンダー平等行動計画のカギとなる構成要素として普通強調されている。データ・ギャップに対処し、ジェンダー統計を改善する国々の計画は、ジェンダー平等のための既存の国内行動計画に沿う傾向がある。しかし、データ収集の状況で、ほんの僅かの国々が、国内の実施計画を開発し「持続可能な開発目標」を監視する意図を強調している(例えばキューバ)。

49. 「2030 アジェンダ」は、分類データの重要性を強調している。加盟国は、重複する形態の差別をよりよく明らかにして対処する分類データの収集方法を改善する努力を払っており、例えばアルバニアの重点は、ロマ人及びその他の民族的マイノリティ、障害を持つ女性、レズビアン、バイセクシュアル及び性同一性障害女性にあり、オーストラリアの重点は、文化的・言語的に多様な背景を持つ人々、アボリジニーとトレス海峡島人と障害を持つ女性にあり、フィンランドの重点は、移動者と難民にあり、ジャマイカの重点は、高齢女性、障害を持つ女性、HIV とエイズと共に暮らす女性にあり、ノルウェーの重点は、あらゆる差別の根拠に対する指標の開発にある。

50. 各国政府の中には、例えばその国内統計局に、新しいジェンダー・フォーカル・ポイントとジェンダー統計コーディネーターを任命することにより(ジャマイカとノルウェー)、ジェンダー統計に関する新しく設立された機関間委員会(フィリピン)及び内部作業部会(コロンビアとキューバ)を通して、国内統計局とジェンダー平等機関との間の協働を育成することにより(スペイン)統計制度に技術的・財政的能力開発を提供しているところもある。

51. 加盟国は、ジェンダー不平等を測定する基準と方法論を開発し、強化する手段を取ってきた。アルバニア、イタリア、フィリピン、パラグアイ、ペルー、スペイン及びスリランカは、女性に対する暴力に関する調査を優先しており、アルゼンチンは、親密な関係の中での女性に対する異なった形態の暴力の発生に関する新しい認識調査を試験的に行った。女性と女兒にかかる無償のケア労働と家事労働の不相応な重荷が国際的にますます認められるようになるのに続いて、この労働を認め、評価することに関する「持続可能な開発目標」のターゲット 5.4 に照らして、国々の中には生活時間のデータ収集を改善しているところもある(ケニア、メキシコ、パラグアイ、ペルー及びフィリピン)。

52. その他の国々は、女性の資産と起業(ジョージア)、フェミサイド(アルゼンチン)、農山漁村・部族女性(イラン・イスラム共和国)に関するデータ収集能力を強化している。加盟国で、あらゆるレベルの意思決定への女性の参画(例えばパラグアイ)に関するデータ収集を強調してきたところはほとんどない。多くの国々は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(オーストラリア)を含め、「北京行動綱領」に対する進歩を測定するオンラインのポータルと調査を通して(ギリシャとジャマイカ)、そして最近では「持続可能な開発目標」に関して(ケニア、フィリピン及びスイス)、そのデータ作業がいかにより幅広く世界の枠組に沿っているかを示してきた。各国政府で、基準と方法論及びより多くの注意を投入する必要性(例えば、ブルキナファソ)を高めるための能力における課題を認めているところはほとんどない。

53. 多くの加盟国は、多くの場合、家族、育児、女性に対する暴力、雇用及び政治(ジブティとスイス)を含めたいくつかの重要な領域及びオーストラリアの女性事業経営者の新しいプロフィールのような特別な領域に関して、定期報告書とジェンダー平等指数を生み出している(アルバニア、オーストリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コロンビア、フィンランド、ジョージア、イラン・イスラム共和国、ケニア、リトアニア、スペイン及びスウェーデン)。電子データベース・システム、ポータル及びソフトウェア・ツールが、女性に対する暴力(アルバニア、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コロンビア、イタリア、ペルー及びスペイン)の様な特別な領域に関するものも含め、ジェンダー平等を推進する

<sup>56</sup> 国連ウィメン、「持続可能な開発目標の証拠に基づく地方化のためのより良いジェンダー統計のためのプログラムに関する情報、2016年5月、<http://unwomen.org/en/how-we-sork/programme-and-technical-assistance> より閲覧可能。

努力を評価するために、国々にわたって設立されつつある。トーゴは、「アフリカ・ジェンダー開発指数」に基づいて、国内のジェンダー平等企画・監視ツールを開始しており、リトアニアは、雇用、保健、教育、起業の分野を調べて、地方レベルで電子ジェンダー統計地図を開始した。

## E. あらゆるレベルでの女性の参画とリーダーシップを確保し、説明責任を強化する

54. 合意結論は、あらゆるレベルでの女性の参画とリーダーシップと「持続可能な開発目標」の実施機関にとって依然として等しく直接的関係のある「ミレニアム開発目標」の効果的実施に対する説明責任を強化することの重要性を強調している。この野心を促進するために、合意結論は、一時的特別措置を通して、あらゆる分野で、あらゆるレベルでの女性の参画とリーダーシップを確保し、「2030 アジェンダ」の実施と監視への女性団体の参画を確保するための加盟国による行動を要請している。合意結論は、ジェンダー平等の達成のための説明責任措置の重要性を強調している。

55. 女性のあらゆるレベルでの平等な公的・政治的参画とリーダーシップは、持続可能な開発にとって極めて重要である。しかし、女性の政治的・経済的意思決定プロセスへの参画とリーダーシップは、依然として、地方であろうと、国内であろうと、世界の意思決定フォーラムであろうと、すべての地域にわたって程度は大変に低いままである。女性と政治参画に関する総会決議 66/130 は、女性の政治的領域からの周縁化は、しばしば、差別的な法律、慣行、態度及びジェンダー固定観念、教育の程度の低さ、保健ケアへのアクセスの欠如及び貧困が女性に与える不相応な効果の結果である。各国政府は、高等教育への女性のアクセスを制限する文化的制約の根深さ(ブルキナファソ)、貧困と公的意思決定への参画(トーゴ)を含め、そのような課題を認めている。このような長年続く懸念にもかかわらず、加盟国は、女性が高等教育、社会規範と慣行の変化を手に入れるにつれてそのようなギャップを埋める可能性を認めている(例えばスリランカ)。

56. 公的・私的生活への女性の参画を確保する加盟国の行動は、主としてクォータ制及びその他のアフターマティヴ・アクション措置に重点を置いてきた。回答を寄せた加盟国の大多数は、義務的または任意の議会または地方レベルのクォータ制を備えてきた<sup>57</sup>。地方レベルでの女性の代表者数にますます重点が置かれていることは、「持続可能な開発目標」によって追跡される女性の代表者数の新たな側面となるので有望である。場合によっては、クォータ制と特別措置は、民間セクターの上級の地位における代表者数を増やすために導入されてきた(イタリアとスウェーデン)。女性候補者の割合が高い政党への財政的奨励策の導入は、ジョージアではあまり成功しなかったが、メキシコでは、連邦及び地方レベルでの指名にクォータ制からジェンダー同数を確保する政党の法的要件への動きが、女性の政治的参画を押し上げる手助けをしてきた。セネガルでのクォータ制の利用を通して、ジェンダー同数が国及び地方レベルで到達寸前にまでなっている。スウェーデンは、公共セクターでのジェンダー同数を達成している。公的参画における重複する形態の差別に対処するためにさらに一歩進めて、ケニアは、青年、障害者、マイノリティ及びその他の周縁化された集団のみならず女性の代表者数を増やすことを目的としたアフターマティヴ・アクション措置に関する新しい法案を作成してきた。

57. クォータ制及びその他のアフターマティヴ・アクション措置に加えて、加盟国は、意思決定プロセスへの女性の参画を支援するために取られる行動の多くの例を示してきた。各国政府の中には、女性の政治参画を増やすことを目的とする新しい国内行動計画を採択しつつあるところもある(オーストラリア、パラグアイ、ペルー及びトーゴ)。パラグアイは、公共政策への参画を推進するために、先住民族女性の参画に対処するための部局を設立し、選挙で選ばれる地位と市町村選挙への女性のさらなる政治的参画者を奨励する全国キャンペーンも行った。

58. 国内ジェンダー平等会議の設立(アルバニア、アルゼンチン及びオーストラリア)と選挙委員会との協議対話(フィリピン)は、女性候補者と政治家を支援し、女性が意思決定の平等に影響を及ぼすスペースを配分する際に効果的であることを証明している。イラン・イスラム共和国における市と村のイスラム会議の設立は、地方レベルでの女性の参画を高める戦略として導入された。リトアニアは、主として経

<sup>57</sup> アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、アゼルバイジャン、イラン・イスラム共和国、イタリア、リトアニア、ネパール、ノルウェー、ペルー、ポーランド、セネガル、スペイン及びカリランカ、及びそのような措置がボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルキナファソ、ギリシャ及びジャマイカで係争中である。

済的意思決定に重点を置いた情報キャンペーンを行うすべての地域の女性政治家と女性団体のネットワークを設立している。公的生活における女性のための支援的スペースを醸成するそのような行動は、国々の中には地域・市町村選挙への女性候補者の参画における政治的ハラスメント事件が数多くあると報告しているところもあることを仮定すれば(例えば、ペルー)、特に重要である。

59. 民間セクターで最高のレベルでの女性の参画を増やすために、ノルウェーは、理事会の席を埋める資格のある女性を明らかにするデータベースを設立している。有望な能力開発プログラムの中には、公共・民間セクターのリーダーシップ、地方のガヴァナンス、女性のための市民社会動員訓練(ギリシャ、イラン・イスラム共和国、ネパール、ノルウェー、フィリピン及びスペイン)を含め、場合によっては周縁化された女性を対象として(アゼルバイジャンとネパール)、地域にわたって立ち現われているものもある。スウェーデンは、この分野での男性支配に対処するために学界におけるジェンダー平等に関する国内専門家グループを結成し、2017年までに達成され募集目標を採択している。

60. 「持続可能な開発目標」の状況で、国々の中には、市民社会団体を含め(フィンランドとジャマイカ)、国内実施計画を立案するための作業部会に女性のかかわりを確保する手段を取っているところもある。フィリピンからの一つの有望な慣行は、女性団体をかかわらせて、「2030 アジェンダ」に地方的特色を与えるための一連の参加型ワークショップであった。キューバは、環境保護、危険管理、災害防止への女性の参画とリーダーシップを増やすことに重点を置くことにより、「持続可能な開発目標」実施へのジェンダー主流化の取組みを取ってきた。女性団体を含めた市民社会が、優先事項と政策を形成し、影響を及ぼすことができる開放された、包摂的で、参加型の構造が、「持続可能な開発目標」の実施が進むときに、優先事項として、ジェンダー平等を特徴とすることを保障するために極めて重要である。

61. 平和時も紛争時も含め、あらゆる状況での女性の平等な参画を支援するという公約を認めて、加盟国の中には、紛争防止と平和と安全保障を確保する努力を含め(コロンビアとスウェーデン)、人道行動における女性の役割とリーダーシップを推進する行動をとっているところもある。

## V. 結論と勧告と今後の優先事項

62. 加盟国は、第58回女性の地位委員会の合意結論の幅広い行動を実施するための重要な手段を取ってきた。「ミレニアム開発目標」のターゲットを超えるジェンダー平等問題に対処し、すべての政策領域にわたってジェンダー平等を主流化し、進歩を監視するためのジェンダー統計に投資するといったような、「ミレニアム開発目標」の実施からのカギとなる教訓が、「持続可能な開発目標」の初期の段階から優先されてきた。しかし、合意結論の全体的実施は、行動の効果には重点が限られている状態で、勧告全体にわたって不均衡であった。

63. 「持続可能な開発目標」の実施を促進することを楽しみにし、ジェンダー平等の異なった側面の間の相乗作用と相互依存性を認め、「目標5」とその他のすべての「持続可能な開発目標」との間の関連性に対処する実施への包括的取組みが追求されるべきである。特に、持続可能な開発の環境の側面におけるジェンダー平等に対処するさらなる努力が必要とされる。

64. 各国政府は、結果の平等を達成することに重点を置いて、女性の実体的平等を達成するありとあらゆる措置を実施するために、法改革を拡大するべきである。国内の実施は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と「北京行動綱」の実施からの教訓に基づくべきである。実際的手段として、各国政府は、「2030 アジェンダ」と以前の女性の地位委員会の合意結論のための実施計画を開発する際に、女子差別撤廃委員会の最終見解並びに「北京行動綱領」の実施の見直しを土台とするべきである。

65. 重複し、重なり合う差別は、政府にとっての重点として出現し、「持続可能な開発目標」の実施において誰も取り残さないことを保障することに特に関連している。「2030 アジェンダ」のその公約は、すべての目標とターゲットがすべての国家、すべての国民、社会のすべてのセグメントのために満たされるべきであることを強調している。不平等に重点を置く「目標10」と並んで、最も周縁化された集団に到達し、異なった種類の不平等に取り組むことへの重点は、「2030 アジェンダ」のはっきりとした特徴である。

66. 女性に対する重複する形態の差別に対処する加盟国の行動の重点の多くは、異なった集団の女性を対象としたデータの分類、法的保護または特別なプログラムにあった。これら戦略は、有望であり、重要ではあるが、さらなる重点が、特定の集団をさらに背後に押しやり、不平等を深める構造上、権力上、政治上の力学に対処する政策に置かれる必要がある<sup>58</sup>。そのような政策領域には、普遍的な社会保護とサービスを含めたマクロ経済枠組、貿易と投資政策、労働政策、再配分政策、並びに反差別法が含まれる<sup>59</sup>。特定の集団のための特別な社会的譲渡またはサービスの対象を絞った政策を追求するよりはむしろ、普遍的で対象を絞った政策措置が、集団的に資金調達され、すべての社会集団によって利用される普遍的な保健または教育制度も築きつつ、歴史的に排除されてきた集団のためのアクセスを確保することと並んで有効であることができる<sup>60</sup>。

67. 各国政府はジェンダー平等に関する資金を配分し、公共支出を監視するためにジェンダーに対応した予算編成をますます採用するようになってきているが、「2030 アジェンダ」の中のジェンダー平等の公約を実施するための適切な資金を確保することは、特に開発途上国にとっては大きな課題となっている。2014年に、国連貿易開発会議は、開発途上国が「持続可能な開発目標」に関連するセクターで、2.5兆ドルの年間投資ギャップに直面するものと推定した。ジェンダー平等とその他のジェンダー平等政策に関する国内行動計画実施のための適切な資金の欠如は、開発の程度に関わりなく、すべての国々にわたって重要な課題である。ジェンダーに対応した予算編成は、女性と女兒のために利用できる資金の効果的で効率的な配分と支出を支援できるが、そのような配分のインパクトは、ジェンダー平等政策とサービス、社会保護、インフラの提供がひどく不適切である時には、限られたものとなるであろう。

68. 累進的所得税・富裕税と脱税をなくすことを通して、ジェンダー平等のための追加の資金を動員する戦略と措置にさらなる注意が緊急に必要とされる。社会保護、インフラ、農業、保健、教育、司法、ケア・サービス及び水と下水道を含め、すべてのセクターにわたって、投資が優先される必要がある。ジェンダー平等に重点を置いた ODA は、特に開発途上国にとって依然として重要であるが、世界税を含め、世界的資金動員のその他の方法も役割を果たすことができる。

69. 「2030 アジェンダ」は、国の主体性に重点を置き、従って、「持続可能な開発目標」を達成するための説明責任は、主として国のレベルにある。加盟国からの回答は、「持続可能な開発目標」を達成することに関連する説明責任メカニズムに関する情報を提供する際には限られていた。ジェンダーの視点から、ジェンダー主流化は、ジェンダー平等への公約がすべての政策領域にわたって対処されていることを保障するために各国政府によって用いられるカギとなる戦略として確認され、「2030 アジェンダ」の実施における組織的なジェンダー主流化の要請にぴったり適合している。しかし、ジェンダーの視点がどのように国の持続可能な開発戦略と計画に統合されているかに関しては利用できる情報は不十分であった。同時に、国内ジェンダー平等機構と国の人権機関のようなジェンダー平等を推進するためのカギとなる機関や機構は依然として資金不足である。各国政府は、ジェンダー平等機構を強化し、「持続可能な開発目標」を実施し監視するための機関、構造、政府が総力を上げる取組みを設立する際にジェンダー平等を優先事項にしなければならない。これには、女性と女兒のために進歩が効果的に監視されることを保障するジェンダー統計へのさらなる投資も含まれる。

70. 女性団体は、世界的公約が国の優先事項になることを保障する際に重要な役割を果たすであろう。40年にわたる70カ国に関する比較調査は、ジェンダー平等政策の実施の最も重要な要素として女性の権利を推進する際に、自治的なフェミニスト団体の役割を認めている<sup>61</sup>。しかし、広範な脅威と制限を通して政府に責任を持たせる市民社会の能力には限度がある<sup>62</sup>。「持続可能な開発目標」の実施と監視に関連

<sup>58</sup> Valerie Esquivel、「権力と『持続可能な開発目標』：フェミニスト分析」、*ジェンダーと開発*、第24巻、第1号(2016年3月)、9-23頁及び Shaira Razavi、「『2030 アジェンダ』：ジェンダー平等と女性の権利を達成するための実施の課題」、同上、25-41頁。

<sup>59</sup> Naila Kabeer、MGDsは社会正義への道を提供できるのか？ 重なり合う不平等の課題(ニューヨーク、国連開発計画、2010年)。

<sup>60</sup> 同上。Thandika Mkandawire、「貧困削減における対象化と普遍性」、*社会政策と開発プログラム文書*、第23号(ジュネーヴ、国連社会開発調査研究所、2005年)も参照。

<sup>61</sup> Mala Htun 及び Laurel Weldon、「漸進的政策変更の市民機関：1975年から2005年までの世界的視点での女性に対する暴力との闘い」、*アメリカ政治学レビュー*、第106巻、第3号(2012年8月)、548-569頁。

<sup>62</sup> CIVICUS: 市民参画世界同盟、*2016年市民社会の状態報告書(施行部概要)*(ヨハネスブルグ、2016年)。

する意思決定へのあらゆる側面への女性市民社会団体の効果的参画のためのスペースを可能にすることが極めて重要であろう。

71. 「持続可能な開発目標」は、ジェンダー平等を核心として、人権、平和と安全保障及び持続可能な開発を達成するための大胆で包括的なアジェンダを表している。これら公約を結果に変えるには、優先事項として、新たな公約、資金の増額、創造性、政策の革新が必要である。第 58 回会期の合意結論は、そのような努力において、すべての利害関係者を支援する一連の基礎となる行動を提供している。第 59 回女性の地位委員会で採択された「政治宣言」、「北京宣言と行動綱領」の 20 年後の見直しと評価の一部としてのその 6 つの実施戦略(委員会決議 59/1)及び第 60 回委員会の合意結論と共に、「持続可能な開発目標」のジェンダーに対応した実施のための明確な道程表がある<sup>63</sup>。各国は、女性と女兒がエンパワーされその人権を享受する平等な社会を生み出すという「2030 アジェンダ」の夢を実現するための実施努力を緊急に促進するべきである。

\*\*\*\*\*

## 優先テーマ「変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメント」の下で開催される閣僚ラウンド・テーブルのための討議ガイド(E/CN.6/2017/5)

### 事務局メモ

#### I. 序論

1. 経済社会理事会は、女性の地位委員会の今後の組織と作業方法に関するその決議 2015/6 で、委員会の会期には、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメント並びにその人権の実現に対する政治公約を再確認し、強化し、高官のかかわりと委員会の審議の可視性を確保するために、閣僚セグメントを含め、このセグメントには閣僚ラウンド・テーブルとその他の高官意見交換対話を含めることを決定した。
2. 経済社会理事会決議 2016/3 に含まれているように、委員会の複数年にわたる作業計画に従って、委員会は、2017 年に開催される第 61 回会期のための優先テーマとして、「変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメント」を検討する。この決定に加えて、この会期で、委員会が、優先テーマの下で生じる重要な問題に高官がかかわるための機会を閣僚に提供するための閣僚ラウンド・テーブルを開催することも提案されている。

#### II. 組織上の問題

##### A. テーマとトピック

3. 優先テーマ「変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメント」の下で、委員会は以下のトピックで 4 つの閣僚ラウンド・テーブルを開催する:

(a) 公共・民間セクターにおけるジェンダー賃金格差: 変化する仕事の世界で、どうすれば同一価値労働同一賃金を達成できるか?

(b) 仕事の世界を変えるテクノロジー: 女性の経済的エンパワーメントを促進するためにテクノロジーと革新をどのように役立てることができるか?

(c) 非正規の基準から外れた仕事: どのような政策が女性の経済的エンパワーメントを効果的に支援できるのか?

<sup>63</sup> 国連ウィメン、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を牽引する(ニューヨーク、2016 年)。

(d)万人のための完全で生産的雇用とディーセント・ワーク: 2030年までに、どうすれば「持続可能な開発目標 8」を女性のために実現できるか?

4. 閣僚ラウンド・テーブルは、提案されたトピックに関連して、経験、学んだ教訓及び好事例の交換に重点を置くべきである。閣僚たちは、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメント並びにその人権の実現に向けて先を見るよう奨励される。閣僚たちは、国の対応がジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの達成と「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的で促進された実施に効果的に寄与することを保障するために必要であり、計画された手段と措置を強調するよう奨励される。

## B. 参加者

5. 閣僚ラウンド・テーブルは、第 61 回委員会に出席している閣僚たちに、対話と討議に関わる機会を提供する。ラウンド・テーブルは全ての加盟国とオブザーヴァーに対して開かれる。

6. 閣僚たちは、前以て、できれば 2017 年 2 月 28 日までに、次の選択肢を伴って、参加したいと思う閣僚ラウンド・テーブルを示すよう勧められる。約 15 名から 20 名の閣僚たちが、それぞれのラウンド・テーブルに参加するものと期待されている。閣僚ラウンド・テーブルの議長は、それぞれのラウンド・テーブルに申し込んだ閣僚の名簿を与えられるが、発言者の名簿は前以て準備されない。

## C. 時間と場所

7. 閣僚ラウンド・テーブルは、下記に定められた時間に、2017 年 3 月 13 日月曜日の午後 3 時から 6 時まで、ニューヨークの本部で開催される。会議室の位置は、会期開会日近くの「国連ジャーナル」で発表される。

ラウンド・テーブル	時間	場所
公共・民間セクターでのジェンダー賃金格差: 変化する仕事の成果で同一価値労働同一賃金を達成できるか?	3-4:30p.m.	会議室.....
変化する仕事の世界でのテクノロジー: 女性の経済的エンパワーメントを達成するためにテクノロジーと革新をどのように役立てることができるか?	4:30-6p.m.	会議室.....
正規と非正規の仕事: どのような政策が女性の経済的エンパワーメントを効果的に支援できるか?	3-4:30p.m.	会議室.....
万人のための完全かつ生産的雇用とディーセント・ワーク: 2030年までに女性のための「持続可能な開発目標 8」をどのように実現できるか?	4:30-6p.m.	会議室.....

8. 閣僚ラウンド・テーブルの議長たちは、意見交換を推進する目的で討議を導く。発言は 3 分を超えることなく、対話に重点が置かれる。閣僚たちは、対話中になされた発言に関して質問やコメントを出すよう奨励される。時間が許せば、閣僚たちは、複数回発言の機会が与えられるかも知れない。文書によるステートメントはぜひともご遠慮願いたい。

## D. 成果

9. 閣僚ラウンド・テーブルの成果は、議長概要という形態となる。

## III. 閣僚ラウンド・テーブルの討議のための項目

### A. 背景

10. 2017 年の第 61 回委員会の優先テーマは、「変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメント」である。会期のための状況は、女性の地位委員会決議 59/1(E/2015/27 を参照)に述べられている「北京宣言と行動綱領」及びその成果の実施の 20 周年と世界的見直し、第 3 回開発のための資金調達国際会議の「アディスアベバ行動アジェンダ」、及び「持続可能な開発 2030 アジェンダ」によって形成されている。

11. 「北京行動綱領」は、女性の経済的権利と自立及び女性の経済的エンパメントと女性の発言権、働き及び民間・公共の領域での意思決定との間の重要な関連性に重点を置いている。「行動綱領」は、適切な労働条件、仕事場での差別と分離の撤廃及び女性と男性のための仕事と家庭責任の調和の下での資源と

雇用への平等なアクセスを強調している。2015年のその実施の20年後の見直しは、仕事の世界での女性の状況とそこにあるジェンダー・ギャップを埋めることを促進する必要性に改めて注意を引いた。

12. 世界的に、労働力参加におけるジェンダー・ギャップは根強く、著しい。男性の4分の3以上に比して女性の半数しか労働力に参入していないことは、1990年代以来の女性の労働力参加の全体的な停滞を反映している。労働力に参入している女性たちは、ジェンダーに基づく部門分離と職業分離及び労働時間の差異を経験しており、これが24%という世界的なジェンダー賃金格差を助長している。女性が無償のケア労働・家事労働に費やす不相当な時間と努力が、依然として、有償労働に従事し、教育機会を追求し、地域社会の生活に完全に参画し、その権利と福利を実現する能力に対する制約となっている。

13. 世界的金融危機の8年後に、経済回復は継続して世界の一部で不均衡であり、不確かである。期待していたよりも遅い成長率は、若い人々、特に若い女性に重大な結果となっている状態で、予想より高い失業率を助長している。同時に、仕事の世界は、グローバル化した資本の流れ、技術・デジタル開発、先進地域と開発途上地域を結びつける増加する労働移動と非正規化によって変形しつつある。このような変化は、女性の経済的エンパワーメントのためのより幅広い状況を形成している。

14. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」と「アディスアベバ行動アジェンダ」は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント、維持される包摂的経済成長、完全かつ生産的雇用、万人のためのディーセント・ワーク及び同一価値労働同一賃金を達成することが極めて重要であることを確認している。ディーセントで質の高い有償労働へのアクセスは、経済的エンパワーメントの最も重要な要素であり、女性がさらに働いて経済的自立ができるようにし、家庭とより広い地域社会と経済での女性の資源へのアクセスと意思決定への参画を高める<sup>64</sup>。

15. ラウンド・テーブル中に、以下の問題を討議し、変化する仕事の世界で女性の経済的エンパワーメントを実現する「北京宣言と行動綱領」及び「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の完全かつ効果的实施を促進するために何を必要とするかについて重点を置くよう勧められる。閣僚たちは、効果的な政策、何を必要とするのか、誰が必要な手段と措置を取るのかを明らかにするよう奨励される。閣僚たちは、本討議ガイドを利用し、第62回会期の優先テーマに関する事務総長の報告書(E/CN.6/2017/3)を考慮に入れるようにも奨励される。

## B. 討議ガイド

**公共・民間セクターでのジェンダー賃金格差: 変化する仕事の世界で同一価値労働同一賃金はどのように達成できるのか?**

16. 国際労働機関の1951年の「平等な報酬条約」(第100号)の採択65年後に、ジェンダー賃金格差は、依然としてすべての地域と部門にわたって広がったままである。女性のために正規雇用を確保し、時には男性をしのぐ程度にまで女性の教育程度を引き上げる際に、世界の多くの部分で前進があったにもかかわらず、ジェンダー賃金格差は、すべての労働市場を特徴づけている。男性に支払われるものと比べて女性に支払われる平均賃金と定義されるジェンダー賃金格差は、男女間の全生涯にわたる所得格差の主要な原因である。女性は、同一価値労働に対して男性よりも組織的に少ない賃金を支払われている。ジェンダー賃金格差は、世界的に24%と見積もられている。規模においては様々ではあるが、ジェンダー賃金格差は全ての国々で根強く続いている。すべての教育程度で、女性の稼ぎは平均して男性よりも少ない。これらジェンダー格差は、有償労働と家庭責任のバランスということになると、差別、職業分離、女性に加えられるさらなる制約の結果として、労働市場における異なった待遇を反映している。世界中でほとんどの女性労働者の場合のように非正規経済に女性が集中しているところでは、正規雇用の地位と保護を非正規で働いている人々にまで延長することがかかわるので、平等な報酬の達成という課題はさらに大きなものになる<sup>65</sup>。

<sup>64</sup> ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関、2015-2016年の世界の女性の進歩: 経済を変え、権利を実現する(ニューヨーク、2015年)。

<sup>65</sup> 国際労働機関、2016年働く女性の傾向(ジュネーブ、2016年)。

17. 国々の中には、最低賃金を引き上げることが、ジェンダー賃金格差にかなりのインパクトを与えてきたところもある。雇用、訓練、昇格において女性差別を禁止する法律を制定し、ある種の職業への女性のアクセスを制限する法律を廃止するための手段を取った国々もある。その他の措置には、法的・集团的規制の強化とジェンダー賃金監査を行うことを通した女性の労働の評価の改善が含まれる。さらにその他の措置には、ジェンダー賃金格差は公共セクターよりも民間セクターで大きいことを調査が示しているため、女性のための公共セクターの雇用を増やすことが含まれる。

18. 閣僚たちは、対話中に以下の問題を討議するよう勧められる：

(a)ジェンダー賃金格差を減らすために役立ってきた国内法、政策及び規則の例はどのようなものか？

(b)民間セクターで、同一価値労働に対して男性と同等に女性が支払ってもらえることを保障するために、各国政府はどのような手段を取ることができるか？

(c)ジェンダーに基づく労働市場での差別と職業分離をなくし、より良いワーク・ライフ・バランスを推進するために、措置がどのようにジェンダー賃金格差を減らすことに寄与してきたか？

### 仕事の世界を変えるテクノロジー：女性の経済的エンパワーメントのための機会と課題

19. 例えば自動化、ロボット工学、3D印刷及び連結性のような技術開発とデジタル開発は、仕事の世界を変えつつある。世界的に、品物とサービスの生産と取引のデジタル化の促進は、70億以上の携帯電話の申し込み、23億人のスマートフォンを持つ人々、13億人の女性を含むインターネットに接続している32億人の人々によって促進されてきた。これらは、異なったセクターで、様々な所得レベルで、女性と男性による銀行・金融・情報サービスへのアクセスも促進してきた。携帯電話でのアクセスは、多くの国々で、女性の起業に拍車をかけているものと信じられている。たとえそうであっても、ジェンダー格差は存在する。低・中所得国の30億人以上の人々が、携帯電話を所有しておらず、そのうちの17億人が女性である。インターネット利用の12%という全世界的ジェンダー格差が2016年にわかったが、後発開発途上国では、その格差は30.9%であった<sup>66</sup>。

20. 技術の革新と自動化を通して職が無くなる可能性が懸念の源である。予想の中には、これから5年にわたって、世界の経済大国で、7百万以上の職が、主として事務職と行政サービス、製造業と生産業、及び保健ケアで危険にさらされていることを示している。このシナリオでは、ニュー・テクノロジーの採用が職を生み出すセクターで雇用される可能性があまりないので、女性が職を失い、ジェンダー格差を広げる結果となる。男性が一つの職を得る度に3つの職を失うのに比して、女性たちは、一つの職を得る度に5つの職を失うものと予想されている。職が創出されるものと期待されている科学・技術・工学・数学の職業に参画する女性の数が比較的少ないことが、男性の割合は他で失った4つの職に対して一つの新しい職を得るのに対して、女性はこういった職業で他の領域で20の職を失うごとに立った1つの新しい職を得るという結果となる<sup>67</sup>。

21. デジタルの流暢さがある程度ジェンダー格差を埋める手助けをするかも知れない。もし女性がデジタル・テクノロジーの流暢な使い手となる速度が倍増すれば、職場は、多くの現在の予測が予言しているよりもずっと速くジェンダー平等に達することができよう。あらゆる職のカテゴリーにわたって熟練労働の供給が極めて不安定であることは、特にデジタル・テクノロジーまたは科学、技術、工学及び数学における基本的識字を必要とする就職口に対する主要な募集の課題である。科学、技術、工学及び数学における女性の高まる教育程度を示している国もあることを仮定すれば、女性は、世界の労働力においてかなりの可能性を持つことができよう。すべての国々で、デジタルの流暢さにおいて男性は女性に勝っているが、この格差は狭まっており、デジタルの流暢さが、女性にとっても男性にとっても、職場での昇格のみならず、教育の達成度を支援することができよう<sup>68</sup>。

<sup>66</sup> 国際電気通信連合、2016年情報社会測定報告書(ジュネーブ、2016年)；及びGSMAコネクテッド・ウィメン、「ジェンダー格差を埋める：低・中所得国における携帯電話のアクセスと利用」(2015年)。

<sup>67</sup> 世界経済フォーラム、職の未来：第4次産業革命のための雇用、技術、労働力戦略(ジュネーブ、2016年)。

<sup>68</sup> Julie Sweet、「デジタル・テクノロジーへのアクセス」、世界的なジェンダー平等を促進する、ハーヴァード・ビジネス・レビュー(2016年5月16日)。

22. 閣僚たちは、対話中に以下の問題を討議するよう勧められる:

(a) 遠隔地域または最も低い所得五分位数の女性を含めた女性による経済的エンパワメントのためのデジタル・携帯技術へのアクセスを高めてきた国内政策の例は何か?

(b) 公共セクターでも民間セクターでも、女性のための職を創出するための技術的・デジタル的变化を繋げるためにどんな措置が取られてきたか?

(c) 各国政府は女性の科学、技術、工学及び数学におけるデジタルの流暢さと識字を高めることへの公共・民間投資をどのように奨励できるか?

**非正規の基準を外れた仕事: どのような政策が女性の経済的エンパワメントを効果的に支援できるか?**

23. 過去 20 年にわたって、非正規経済が、先進国においても途上国においても、「基準を外れた仕事」と呼ばれるかも知れない」仕事の世界を牛耳るようになってきている。非正規経済は、全世界の労働力の半分以上を含めており、女性は世界中で非正規経済にあまりにも数が多く、開発途上国では、非正規セクターが女性の雇用の主たる源である。非正規雇用の決定的特徴は、社会保護と労働権の欠如であるが、女性にとっては、これは職業分離、ジェンダー賃金格差、資源への不平等なアクセス及び無償ケア労働と家事労働の不相応な重荷も特徴とする。有償の家事労働、家内労働、路上の呼び売り、ゴミ拾いは全て女性が圧倒的に多いセクターであり、これらは非正規雇用の最も脆弱で不安定な形態の非正規雇用となる傾向もある。女性は家内労働者(産業内職者)の 80%、路上の呼び売りの 30~90%、世界の 5,300 万人の家事労働者の 83%を占めている。世界的に、家事労働者の 57%(2,970 万人の個人)が、労働時間に制限がない<sup>69</sup>。

24. 先進工業国で、基準から外れた雇用取り決めが増加しており、労働力の大きな母集団が、限られた利益と社会保護を受けている。基準から外れた仕事の一形態であるパートタイム雇用が、選ばれた経済協力開発機構諸国で 25%から 37%に及んでおり、世界的な金融危機の余波が不本意なパートタイム雇用の増加を示した。パートタイムで働くことは、しばしば、時間を家事責任とケア責任に費やすために女性が選ぶ選択肢と説明され、従って「任意によるもの」と考えられている。しかし、社会規範、文化的制約、及び育児、保健ケア、子どものための基本的所得保障に対する公的支援の程度が、女性がパートタイム労働と稼ぎの減少を選ぶ程度を決定している。「女性の仕事」としてパートタイムの仕事を固定観念化することを含め、職業分離は、フルタイムで働く必要のある女性の中にはパートタイムの仕事しか得ることができないかも知れない者がいるかも知れないことを意味する<sup>70</sup>。基準から外れた雇用の新たな領域は、恐らく世界的に会社と労働者を結びつけるオンライン・プラットフォームを通して作用するオンデマンド式のギグ・エコノミーである。

25. 非正規雇用をより経済的に存続できるものにし、社会保護を提供する措置が、従って、ジェンダー格差と取り組み、女性の経済的エンパワメントを推し進めるための優先事項である。これには、非正規経済の異なった部分で特別な状況を検討する多面的取組みが必要である。最低賃金のような労働市場への介入は、家事サービス、家内労働、小規模事業で働いている者のように、ある女性非正規労働者のために拡大し、施行できる。ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジ、拠出制でない年金、出産・育児休暇、子どものための基本的所得保障、公共事業計画のような措置と共に、普遍的制度と社会保護下限を含めた社会保護計画は、すべて様々な国々で適用されてきた政策選択肢である。

26. 閣僚たちは、対話中に以下の問題を討議するよう勧められる:

(a) 増加する非正規化と基準から外れた形態の仕事に対処し、すべての女性労働者のために良好な環境を醸成するために、各国政府はどのような措置を取りつつあるのか?

<sup>69</sup> 国際労働機関(ILO)及び非正規雇用の女性: グローバル化と組織化、非正規経済の女性と男性: 統計の姿、第2版(ジュネーヴ,ILO,2013年)。

<sup>70</sup> 国際労働機関、世界中の基準から外れた雇用: 課題を理解し、見込を分かち合う(ジュネーヴ、2016年)。

(b)非正規経済において女性労働者に社会保護カヴァレッジを拡大するために各国政府はどのような手段を取りつつあるのか?

(c)女性労働者のために柔軟性も基本的育児・保健ケア・所得保障も提供するために、パートタイム労働をどのように規制できるのか?

**万人のための完全かつ生産的雇用とディーセント・ワーク：どのようにすれば 2030 年までに「持続可能な開発目標 8」を女性のために実現できるか?**

27. 「持続可能な開発目標 8」の目的は、「万人のための維持される、包摂的で、持続可能な経済成長、完全かつ生産的雇用及びディーセント・ワークを推進すること」である。6 億を超える新しい職または年間約 4,000 万の新しい職が、ただ世界の労働年齢の人口の増加と歩調を合わせるために創出される必要があるものと見積もられている。働いてはいるが自分と家族を貧困から引き上げ、一日 2 ドル以上を稼ぐだけの稼ぎをしていない 7 億 8,000 万人の男女のために条件も改善される必要がある<sup>71</sup>。

28. 中小企業での職は、世界中の正規雇用の半数を占めており、開発途上国では、これが雇用の最も大きな割合を占めている。女性起業家は、全世界での正規経済の企業の 3 分の 1 を占めており、開発途上の新経済の大多数は、成長の可能性がほとんどない非正規経済の零細・小企業である。起業は、女性の経済的エンパワーメントの重要な手段となることもあり、改善された所得に繋がり、家庭・地域社会レベルでの貧困削減に寄与する。しかし、差別的な社会規範と家庭責任が、女性が事業を立ち上げることさえ妨げることもある。差別的な財産法と相続法のような構造的障害とその他の政策と規則が、特にその市場、金融サービスと製品、インフラ、調達機会及び社会保護への女性のアクセスを制限して、女性の起業を妨げている。

29. 雇用を創出するための政策は、普通、雇用成長のための主要なエンジンとして民間セクターを対象とするが、公共セクターも、重要な職の源である。さらに、公共セクターは、より幅広く経済にも社会にも利益を与えるサービスを提供する。公共セクターで働いている女性は、女性の無償のケア労働と家事労働を支えもするし減らすことにもなる保健、教育、ケア・サービスに集中している。女性のためのディーセントな職の数を増やすために各国政府が利用できる政策選択肢の中に、経済活動を刺激し、労働需要と保健、教育、子どもと高齢者のケア、公共行政及び農業改良サービスにおけるディーセントな職を生み出す公共サービスへの投資を増やす政策選択肢がある。

30. 閣僚たちは、対話中に以下の問題を討議するよう勧められる:

(a)すべての女性と男性のために、完全かつ生産的雇用とディーセント・ワークの公的提供を刺激するために、各国政府はどのような措置を取っているか?

(b)女性のためのディーセント・ワークを生み出すためにどのような種類の奨励策と規制が民間セクターに奨励されてきたか?

(c)ディーセント・ワークの状況で、各国政府はどのように女性の起業を奨励できるか? どのような政策が構造的障害を除去し、女性が金融、テクノロジー、市場、調達機会、スキル開発及び社会保護にアクセスできるようにして成功してきたか?

\*\*\*\*\*

<sup>71</sup> 国際労働機関、「ディーセント・ワークと『持続可能な開発 2030 アジェンダ』」、<http://ilo.org/global/topics/sdg-2030/lang--en/index.htm> より閲覧可能。

# パレスチナ女性の状況と支援(E/CN.6/2017/6)

## 事務総長報告書

### 概要

経済社会理事会決議 2016/4 に従って提出される本報告書は、2015年10月1日から2016年9月30日までの期間のパレスチナ女性の状況に光を当て、教育と訓練、保健、経済的エンパワーメントと生計、法の支配と女性に対する暴力、権力と意思決定及び制度的開発に関して国連システムの諸機関によって提供された支援の全体像を提供するものである。本報告書は、女性の地位委員会による検討のための勧告で締めくくる。

## I. 序論

1. 経済社会理事会は、パレスチナ女性の状況と支援に関するその決議 2016/4 の中で、継続する違法なイスラエルの占領とそのあらゆる形態の厳しいインパクトから生じるパレスチナ被占領地におけるパレスチナ女性の重大な状況について、深い懸念を表明した。理事会は、パレスチナ女性の状況と支援に関する以前の報告書で事務総長によって述べられたものを含め(E/CN.6/2016/6)、この状況を継続して見直し、あらゆる手段によってパレスチナ女性を支援し、この決議の実施において遂げられた進歩に関する報告書を、第 61 回女性の地位委員会に提出するよう事務総長に要請した。
2. 本報告書は、2015年10月1日から2016年9月30日までの期間をカバーし、パレスチナ国の国連機関からの情報に基づいて、パレスチナ女性の状況を見直すものである。
3. 他に表示がない限り、本報告書は、パレスチナ女性に支援を提供している国連システムの諸機関によって提出された寄稿と情報に基づいている。本報告書には、国連食糧農業機関(FAO)、国際労働機関(ILO)、事務局人道問題調整事務所、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、国連開発計画(UNDP)とそのパレスチナ人への支援プログラム、国連教育科学文化機関(ユネスコ)、国連人口基金(UNFPA)、国連子ども基金(ユニセフ)、国連麻薬犯罪事務所(UNODC)、国連近東パレスチナ難民救援活動機関(UNRWA)、国連中東和平プロセス特別コーディネーター事務所、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)、世界食糧計画(WFP)及び世界保健機関(WHO)のような国連機関からの寄稿が含まれる。本報告書には、西アジア経済社会委員会によって提供された情報も含まれる。
4. 本報告書は、パレスチナ人の生活条件と社会経済的条件に関するその他の報告書(A/71/87-E/2016/67、A/71/359-S/2016/732、A/71/86-E/2016/13 及び A/71/13 を参照)を補うものである。

## II. パレスチナ女性の状況

5. 報告期間には、平和を推進し、2国解決策を保とうとする国際社会による実体的努力が見られた。中東カルテット主要国は、2015年10月21日にウィーンに集まり、エルサレムを含む最終的地位の問題を解決し、1967年に始まった占領を終わらせる交渉された2国解決策の可能性への確信と希望を取り戻すために、以前の協定によって予想された移行に沿って、当事国によって取られるべき重要な手段を要請した。2016年2月の決定に従って、カルテットは、①文民に対する暴力とこれを煽るそそのかし、②入植地を拡大し、イスラエル人だけが使用するための土地の奪取とパレスチナ人の開発を否定するイスラエルの政策、③パレスチナ人の統一の欠如、継続する軍事活動及び制限的な閉鎖体制によって増加する恐ろしい人道危機を特徴とするガザ地区の状況という3つの2国解決策の可能性を危険にさらす傾向を

概説する報告書を7月に出した<sup>72</sup>。カルテットは、意味ある折衝に結果的に戻るための条件を生み出す勧告を申し出て、現地での2国の現実を確立することに向けた進歩に現実的に貢献できる以前の協定の下でのその公約に沿って、当事国が独立して行動を起こすことを要請した。

6. この間、2016年5月17日に、エジプト大統領の Abdel Fattah al-Sisi は、エジプトが努力に貢献してパレスチナ人同士の和解を促進する手助けをする用意があることを表明して、平和のための歴史的手段を取るようイスラエル人、パレスチナ人及びアラブの指導者たちに要請した。フランスは、6月3日に、閣僚会議を主催し、ここで、28カ国の代表団からの参加者たちは、2国解決策への支援を再確認し、国際社会が奨励策の提供を含め、この目標に貢献できる方法を討議した。フォローアップにおいて、フランスは、現在2017年初めに計画されている国際会議を招集する意図を表明した。当事国間の直接的会合の可能性もその他の重要な国際的利害関係者によって推進されている。

7. 入植地計画と建設の割合は、報告期間中に高まった。2016年の最初の第3四半期には、三年間で最も高い四半期毎の割合を記して、2016年の第2四半期の急騰のために、2015年の同期間を超えて建設開始が25%増加した。ヨルダン溪谷の新しい「国有地」の格付け、入植地でのいくつかの計画の承認及び第1四半期中の西岸C地区でのパレスチナの構造の破壊の増加も、イスラエルの存在を拡大し、東エルサレムを含む西岸でのパレスチナの開発を制限する組織的な政策を反映しているようである。4月1日以来、入植計画は、東エルサレムを含む西岸で、少なくとも2,400ユニット進んできた。クネセト議員は、私的に所有されているパレスチナ人の土地に建てられた入植ユニットを合法化することを目的とする法案を推進する努力を再開してきた。

8. パレスチナ人の和解が不在であることが、交渉して解決を達成する努力を妨げている。2016年にカターールが開催したファタハとハマスとその他のパレスチナ人派閥の間の和解会談並びにエジプト及びその他の地域の利害関係者による努力において、一つの民主的で合法的なパレスチナ当局の下で西岸とガザ地区を再統合するために極めて重要な非暴力、民主主義及びパレスチナ解放戦線(PLO)の原則に基づいて真のパレスチナ人の統合を達成することに関してコンセンサスは達せられていない。当事者たちは、依然として、PLOの原則に基づく国内統一政府の樹立と議会選挙と大統領選挙を行うという二つの主要な問題に関して意見が分かれたままである。ほとんどすべての主要なパレスチナの派閥の参画を得て、もともと2016年10月8日と定められていた地方自治体選挙は、2006年以来のガザ地区と西岸の初めての同時選挙となるはずであった。しかし、10月4日に、パレスチナ政府は、さらに通告があるまで地方選挙を延期することを決定した。この決定は、ラマラの高等裁判所による9月8日の選挙準備の中止に続くものであった。

9. 報告期間中の2015年の最後の四半期に、東エルサレムで、ガザ地区のアクセス制限地域を含めたパレスチナ被占領地のその他の部分とイスラエルにまで広がったイスラエルの文民と安全保障職員へのパレスチナ人による抗議、衝突、個人への攻撃を伴った暴力が急激に増加した。パレスチナ人たちは、入植者暴力を含め、紛争関連の暴力とイスラエルの占領に関連する政策と慣行から生命、身体的安全及び自由への脅しを受け続けた。2015年の最後の四半期に、西岸パレスチナ人とイスラエル人との2005年以来最高の死傷者数が記録された。大部分が、攻撃を避けて成功し、武器を押収し、過激主義者の疑いのある者を逮捕したパレスチナ国内安全保障軍による効果的努力のために、暴力は、2016年初めには少なくなり始めた。両サイドの継続する安全保障の調整も、暴力を減らすカギであった。しかし、継続する入植活動、暴力のそそのかし、イスラエルによる過度の武力の使用の事例及び真のパレスチナ人統合の欠如が新たな暴力の高まりに繋がるかも知れない。

10. 人道問題調整事務所によれば、2015年10月1日から2016年9月30日までに、ある程度パレスチナ被占領地とイスラエルにわたって、イスラエルの防衛軍または入植者によって、235名のパレスチナ人(男性168名、女性14名、男児48名、女児5名)が殺され、16,556名以上(男性82%、女性1%、男児19%、女児1%)が負傷した。多くのパレスチナ人は、ナイフ、銃によるまたは車を激突させる攻撃を行っているまたは行っていると伝えられる最中に殺害された。総計32名のイスラエル人(男性25名、女性6名、女児1人)がそのほとんどがイスラエル防衛軍の隊員であるが、パレスチナ人によって殺され、その他341名が負傷した。

<sup>72</sup> S/2016/595、付録。

11. 暴力の増加に関連する主な懸念の中に、武力の過度の使用と司法外殺害の可能性を含め、パレスチナ人のイスラエル人に対する攻撃とイスラエル安全保障軍の対応がある。こういった懸念は、パレスチナ人の殺害に関する説明責任と効果的な救済策の慢性的な欠如によって複雑化されている。例えば、2015年10月から2016年6月まで、イスラエル当局は、無能力とされた攻撃者と伝えられる者の2016年3月24日の非常に論争の余地のある明らかに司法外の殺害を含め、西岸とイスラエルでのパレスチナ人の死亡または傷害という結果となった出来事の総計24の刑事捜査を開始した。この捜査の中で、一つは一人の兵士の起訴に繋がった。

12. パレスチナ政府は、2名の安全保障職員の殺害に関わったものと疑われた Nablus の男性の2016年8月23日のパレスチナ安全保障軍による警察の拘禁中の明らかな司法外刑の執行の捜査を開始した。そのような行為の説明責任に関しては疑問が残る。

13. ユニセフは、2015年と2016年に文書化された子どもに対する重大な違反の発生の懸念される数を報告した。2015年10月から2016年9月までに、61,557名の子どもに悪影響を及ぼして、3,205件の発生が文書化された。これには、57名の子どもの殺害(56名のパレスチナ人の子ども---女兒7名と男児49名---及びイスラエル人女兒1名)と2,384名の子どもの傷害(2,271名のパレスチナ人男児と113名の女兒及び7名のイスラエル人男児と2名の女兒)が含まれていた。さらに、448件の学校への攻撃が文書化された。

14. 2016年8月現在、推定11,700のガザ地区の家庭(約60,000人)---そのうち約10%が母子家庭---が、依然として強制移動させられたままであり、賃貸アパート、プレハブ住宅または以前の自宅の瓦礫の中で、ホスト・ファミリーと共に暮らしている<sup>73</sup>。紛争の根本原因は、ガザ地区の陸路・空路・海路の閉鎖が11年目に入る時、依然として対処されないままであった。被害者に対する説明責任は、依然として対処されないままであり、地方のNGOと法的援助提供者が報告しているように、司法メカニズムへのアクセスは、依然として厳しく制限されたままである<sup>74</sup>。イスラエル当局は、一つの略奪の事例で31の刑事捜査と起訴の開始に繋がった約360の事件に関連して苦情を受けた。

15. ガザ地区における脆弱な休戦が続いている。5月初めに、イスラエルによって2つのトンネルが発見されて、その対応としてこれを破壊するための9回の襲撃があり、2014年の紛争以来、最も深刻なイスラエルとハマスの間の暴力の高まりがあった。戦闘員は、イスラエルに向けて約45発の迫撃砲とロケットを発射し、イスラエル防衛軍は、13回の空爆を行い、この交戦で、1人の女性が殺害され、その他数名のパレスチナ人が負傷した。8月21日に、2発のロケットがガザ地区から発射されたが、傷害も破壊もなかった。イスラエル軍は、ハマスの基地とその他の戦闘員の基地に向けて、ガザ地区の様々な場所に約60発のミサイルと砲弾で対応した。この作戦中に、5名が負傷したと伝えられた。これら事件は、ガザ地区における安全保障力学の脆弱さと両サイドが休戦を厳しく守る必要性を強調している。

16. 報告期間中に、西岸の特にC地区と東エルサレムにおいて、建築許可の欠如を引用して、イスラエル当局によるパレスチナ資産の破壊が途方もなく増えた。そのような許可は、こういった地域に適用される見たところ差別的で違法な企画体制のために得ることはほとんど不可能である。人道問題調整事務所によれば、2015年10月1日から2016年9月30日までに、当局は、971のパレスチナ人所有の建造物を破壊したり、差し押さえたりして、1,500名以上の人々を強制移動させ、6,500名以上の人々の生計に悪影響を及ぼした。

17. 要因の中には、男女に異なったインパクトを与えて、パレスチナ人の移動の自由と生計へのアクセスに対してかなりの障害となり続けているものもある。ガザ地区の190万人というパレスチナ人口は、イスラエルによるガザ地区の継続する閉鎖とエジプトとガザ地区との間のRafah交差点が減多に開かないことによって、東エルサレムを含む西岸から依然として見事に孤立させられている。東エルサレムへのアクセスは、西岸の残りの部分からパレスチナ人居住者にとっては依然として制限されている。物理

<sup>73</sup> ガザ地区、人道問題調整事務所: 2014年の敵対以来2年(2016年8月)。

<sup>74</sup> 例えば、Al Mazan 人権センター、「最新情報: パレスチナ人のイスラエルへの送還なし: イスラエルの修正第8号がいかに償還請求権のために余地を残さないか、ガザ地区、2015年12月」(2016年2月24日)、<http://mezan.org/en/post/20954> より閲覧可能。

的・行政的制限が、C地区の最も脆弱な地域社会、特に発砲地帯の地域社会と障壁の背後に位置する社会への人道アクセスを妨げ続けている。

18. パレスチナ中央統計局によれば、パレスチナ人の労働力は、2014年よりも3.5%高く、2015年には130万人に達した。15歳以上の人口が現在、3.4%増えたことで、労働力参加率は、45.8%(男性71.9%、女性19.1%)で、依然として変わらなかった。女性の労働力参加は、パレスチナ女性の側での高い教育達成度にもかかわらず、世界基準・地域基準によっても依然として極めて低いままであり、経済的可能性のかなりの損失という結果となっている。全体的な失業率は、男性の雇用の改善のために、2014年の27%から2015年には25.9%(336,300名)にまで僅かに改善した。女性の失業率は、39.2%(2014年に記録された38.55%から)にまで僅かに増加した。ガザ地区では、女性の失業は、驚異的な60%にまで増加した。パレスチナ女性の平均日給は、男性の108NISに比して81.9NISに達した状態で、ジェンダー賃金格差が根強く続いた<sup>75</sup>。20歳から24歳の若者の失業率は、2015年には36.5%と高く<sup>76</sup>、2016年には42.6%とさらに高くなった<sup>77</sup>。

19. 保健サービスへの女性のアクセスは、ガザ地区と西岸から東エルサレムとその他の医療施設へのアクセスを求める患者のための許可証の性別データのWHOによる分析を通して、2015年と2016年に監視され、分析された。Erez検問所を通じた保健へのアクセスは、許可率が一年の最初の7カ月で女性が74.8%、男性が66.2%に減少し、2009年以来最低の率を記録したので、2016年には急激に減少した。これは、2015年の同期間と比べて、女性患者、男性患者共に許可率の12%の減少を意味した<sup>78</sup>。ガザ地区の調整事務所省によって提供されたデータによれば、2015年に、許可証申請の状況で、イスラエルの安全保障面接を要求された患者の25%は女性であった。2016年には、女性の割合は33%にまで増加した。

20. 思春期の出産率(15歳から19歳までの女性の出産率)は、懸念されるままで、1,000人につき48(西岸では出生1,000につき35、ガザ地区では出生1,000につき66)であった。20歳から24歳までの女性の中で、22%が、18歳になる前に少なくとも一人の生児を出産していた(ガザ地区では25%、西岸では20%)。

21. 安全で十分に料金が手頃な水へのアクセスの欠如は、依然として極めて懸念されるままである。ガザ地区では、僅か10%の家庭に清潔な飲用水へのアクセスがある<sup>79</sup>。ガザ地区の沿岸の帯水層からの水の少なくとも96%が人間の消費には適さないものと推定されている<sup>80</sup>。西岸では、97%の家庭に清潔な飲用水へのアクセスがあるが<sup>81</sup>、水供給の質は依然として不十分である<sup>82</sup>。全部またはほとんどがC地区に位置しているパレスチナ社会の約70%は、水道に繋がっておらず、パレスチナ政府の水へのアクセスを提供する能力は限られている。パレスチナ人の間の平均家庭消費率は、C地区では一日一人当たり約40リットルであり、これは一日一人当たり100リットルというWHOの最低の勧告よりもはるかに少ない<sup>83</sup>。利用できる水の不適切な質と量のために、これら地域社会は、手頃とは言えない料金で水を買わざるを得ず<sup>84</sup>、パレスチナ人は、平均して、その月々の支出の8%を水の購入に費やしている。

22. FAOによれば、パレスチナ人家庭の食糧の不安定の程度は、報告期間中27%(ガザ地区で46%、西岸で17%)で、依然として高かった<sup>85</sup>。パレスチナの状況での食糧の不安定は、食糧への経済的アクセスの

<sup>75</sup> パレスチナ中央統計局、労働力調査(2016b)及び消費者物価指数データ(2016e)。

<sup>76</sup> パレスチナ中央統計局、労働力調査、プレス・リリース、2016年2月25日。

<sup>77</sup> パレスチナ中央統計局、労働力調査、プレス・リリース、2016年8月8日。

<sup>78</sup> [www.emro.who.int/images/stories/palestine/documents/WHO\\_monthly\\_Gaza\\_access\\_report-July\\_2016\\_final.pdf?ua=1](http://www.emro.who.int/images/stories/palestine/documents/WHO_monthly_Gaza_access_report-July_2016_final.pdf?ua=1)を参照。

<sup>79</sup> パレスチナ中央統計局、「2014年パレスチナの多様な指標クラスター調査」(2015年)。

<sup>80</sup> WHO、「パレスチナ被占領地の健康状態の現地評価報告書、2015年3月22日から4月1日」(2016年)。

<sup>81</sup> パレスチナ中央統計局、2014年パレスチナの多様な指標クラスター調査(2015年)。

<sup>82</sup> 一人あたりの消費量は、一日一人当たり100リットルというWHOの勧告---出典「WHO、パレスチナ被占領地の健康状態現地評価報告書、2015年3月22日から4月1日まで(2016)---に対して、一日71リットルである。

<sup>83</sup> EWASH、正義を渴望する(2016年1月)。

<sup>84</sup> 人道問題調整事務所、「2016年人道ニーズの全体像」(2015年)8頁。

<sup>85</sup> FAO, UNRWA, WFP 及びパレスチナ中央統計局、「2014年社会経済的安全保障と食糧の安全保障調査：西岸とガザ地区」(未発表の情報)

欠如と定義されている。ガザ地区では母子家庭の方が3ポイント高いが、西岸では、母子家庭の間の食糧の不安定の広がり、男性が家長である家庭よりも10ポイント高い(15%に比して25%)<sup>86</sup>。

23. パレスチナにおける早期学習機会へのアクセスは、就学前教育への入園率が57.3%(男児57.5%、女児56.9%)で、低い。基礎教育への就学の程度は、比較的高く、女児95%、男児93%である。しかし、中・高等学校における純就学率は、特に男児に関して懸念され、2015年には男児58%、女児77%であった<sup>87</sup>。女児と障害を持つ子どもは、軍事地帯と検問所と入植地の周辺のように、校内及び登下校途上で危険だと感じるような地域で、より学校から落ちこぼれがちであることを逸話的証拠が示している。

24. 法の支配は、依然としてパレスチナ被占領地全体にわたって重要な問題である。パレスチナ女性は、特に相続、子どもの後見及びその他の個人の地位の問題、自分の権利と手続きについての女性の限られた知識、経済的依存性及び社会的圧力と汚名に関して、性に基づいて差別する法律の結果として、司法へのアクセスにおいて特別な課題に直面している。女性が司法へのアクセス・サービスを管理している場合でさえも、女性はしばしば、特に女性と女児の暴力被害者に対処する際の専門知識を欠いており、女性の人権を侵害するように刑法と個人の地位法に関連する時代遅れの法律を解釈し続けているサービス提供者に直面する。パレスチナ国は、留保条件なく支持されている「女児に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を含めた7つの人権条約への加入を通して司法への女性のアクセスに対処するという公約を示してきた。

25. パレスチナ国では、女性と女児は、家庭で、またその地域社会で、差別法と伝統的慣行という形態での構造的暴力、家族や親密なパートナーからの身体的・経済的・心理的暴力を含め、多様な型の暴力を経験し続けている。心理社会的暴力は、ガザ地区では継続して最も多く通報される型の暴力であり(55%)、一方西岸では、心理社会的暴力は通報される事件の30%を占めており、身体的暴力の事件は、通報される事件のまた別の30%を占めている。全体的に、事件の78.5%において、加害者は配偶者、親または兄弟姉妹であり、配偶者だけでも全事件の67%を占めている。女性が殺害される事件の84.3%で、加害者は家族であった。ドメスティック・ヴァイオレンスは、最も広がった女性に対する暴力となっているが、ドメスティック・ヴァイオレンスの僅か1.4%しか裁判所に到達せず、57.6%の女性が、社会慣習が女性が苦情を申し立てることを妨げていると述べていることに留意するべきである<sup>88</sup>。シェルターや社会支援制度の大変な欠如もあり、これが女性に対する暴力への対処を特に手ごわいものにしていく<sup>89</sup>。

### III. パレスチナ女性への支援

26. 国連は、様々な開発課題・人道課題に対応する努力を継続した。パレスチナ人に対する国連の支援の優先事項は、「2014年から2016年までのパレスチナ国内開発計画」に沿った「国連パレスチナ国開発援助枠組」と人道計画を概説している「2016年人道対応計画」を含めた一連のカギとなる文書に概説されている。パレスチナ政府、ドナー及び市民社会と協力して、教育と訓練、保健、経済的エンパワーメントと生計、法の支配と女性に対する暴力、権力と意思決定及び制度的開発の領域で女性と女児の特別なニーズと優先事項に対処するために国連システムによって提供される援助に関する最新情報は、以下のパラグラフ27から63で述べられる。

#### A. 教育と訓練

27. 国連諸機関は、教育と訓練への女性と女児のアクセスを推進し、学習機会を改善するための様々なイニシアティブを継続して実施した。2015年から2016年の学年度中に、UNRWAは、349の学校(ガザ地区で252、西岸で96)を運営し、290,400名以上の学生にサービスを提供した。ガザ地区では、127,490名の女児が、UNRWAの学校に就学し(学生総数の48.5%)、年間の学生数の増加は約8,000名であった。

<sup>86</sup> パレスチナ食糧の安全保障セクター及びパレスチナ中央統計局、2014年社会経済的安全保障と食糧の安全保障調査(2016年5月)。

<sup>87</sup> 教育・高等教育省、2015年指標M&E報告書(2016年)。

<sup>88</sup> 「国連ウィメン、女性に対する暴力をなくすことに関するインパクトのある物語---専門基礎」、2016年、<http://palestine.unwomen.org/en/digital-library/publications/2016/10/spp#sthash.FrylyfEu.dpuf> より閲覧可能。

<sup>89</sup> UNRWA GBV リファーマル制度---2016年第1四半期。

西岸では、28,771名の女兒(総数の58.8%)がUNRWAの学校に就学した。基礎教育に加えて、UNRWAは、技術・職業教育訓練を継続して提供した。報告期間中に、540名の女兒(全学生の12%)がガザ地区で、567名の女兒(総数の82%)が西岸で、そのような訓練に参加した。

28. 西岸では、ユニセフとパートナーが、イスラエル軍が存在し、入植者がいる場所にある学校へのより安全な通学のために、学童に保護のための付き添いを提供した。これは4,667名の子ども(1,670名の女兒と2,997名の男児)と333名の教員(180名の女性と153名の男性)に利益を与えた。

29. ユネスコとパートナーは、980名の母親に包摂的で子どもに優しい教育に関する意識啓発セッションを行い、120名の女性教員を訓練することにより、早期幼児教育を推進し続けた。学校の校長と監督者が、包摂的教育、行動調査、子ども主導の活動に関するプロジェクト訓練に参加し、西岸とガザ地区の49の学校の17,810名の女子学生に利益を与えた。

30. 東エルサレムでは、UNDPが教育、高等教育省(MoEHR)と協働して、私立学校の8,500名近くの女子学生に質の高い教育とカウンセリング・サービスを提供した。

31. ガザ地区では、UNDPが、2014年の紛争中に破壊された学校で、女兒のニーズに対応してきた。復興プロセスが検討され、より良い子どもに優しい学校を建て直すという原則に基づいて女兒のニーズに対応してきた。これには、特別なニーズを持つ女兒にアクセスできるものにするために、校舎を主として水と下水道施設に適合させることが含まれる。部分的に破壊された教育施設(12の公立校と13の私立校及び7つの大学)の修復と再建は、37,222名の学生(その中の19,445名は女子学生)に利益を与えた。

32. ILOとパートナーは、スキル構築訓練で、低所得家庭からの50名の失業している女子大卒者を支援し、これに続いて民間セクターまたは地域社会を基盤とした団体での3か月の臨時職への就職を支援した。大卒者の約25%から30%が、有償の仕事を見つけ、大多数が、このプログラムへの参加が、より長期的な雇用を見つける希望を高めたことを示した。ガザのイスラム大学とのパートナーシップで、ILOは、建築セクターで雇用を見つける際に困難を経験している20名の若い女性建築家に家具のデザイン訓練を提供した。約15名の女性建築家が、基本的な事業概念、管理及び起業技術の訓練を受け、18名の女性家具デザイン受講者がガザの家具製造中小企業で助成金のある現場訓練を受けた。

33. ガザ地区では、UNRWAが、女子の大学卒業生に、労働市場のニーズにより良く応えるスキルを提供することにより、若い女性のリーダーシップ・スキルを高めた。報告期間中に、391名の女性と34名の男性が、このプログラムに参加した。さらに、724名の若い大卒女性が、市民社会と民間セクターでの就職機会にアクセスした。

## B. 保健

34. 国連は、保健ケア・サービスへのアクセスと質を改善するために、継続して以前の報告期間に報告された好事例と結果を基にことを進めた。UNRWAは、依然としてパレスチナ難民のためのプライマリー・ヘルスケア・サービスの主要な提供者であり、ガザ地区で21の保健センターを、西岸では42の保健センターを運営した。ガザ地区の人口の70%以上を占めるパレスチナ難民は、プライマリー・ヘルスケアを継続してUNRWAに頼った。ガザ地区では、2015年10月から2016年6月までの医療相談の総数は、2,870,183件であったが、そのうちの60%は女性の相談であり、西岸では、904,058件の相談のうち59%が女性の相談であった。

35. 妊産婦・子ども保健ケアは、継続して援助の基本的な構成要素であった。UNRWAは、32,625名の新たに登録された妊婦、出生前ケアを受けている218,661名の女性、出産後ケア・サービスを受けている28,303名の女性に援助を提供した。すべての妊婦の総計94.8%が、妊娠中に少なくとも4回UNRWAの保健センターを訪れた。ユニセフは、ガザ地区の出産後の家庭訪問プログラムの下で、総計3,532名の「危険度の高い」女性とその新生児に届き、支援するために、保健省とパートナーであるNGOを支援した。30,000名以上の女性が、栄養相談と保健教育セッションを受けてきた。UNDPは、2016年にガザ市とKhan Younisの16,000名の女性にサービスを提供しているAl-Shifa産院とAl-Tahrir産院の

リハビリテーションを支援した。UNFPA は、移動診療サービスから利益を受けている 1,654 名の妊婦を含め、3,682 名女性を有するガザ地区の 12 の地域社会での移動診療所の活動を支援した。

36. UNRWA の診療所は、思春期と成人女性の難民に乳癌検査と性と生殖に関する健康関連のサービスを含めた予防・治療サービスを提供した。UNDP は、東エルサレムの Augusta Victoria 病院とのパートナーシップで、移動マモグラフィ診療イニシアティブを開始し、一方ガザ地区では、UNRWA が、乳癌に対する意識を啓発するプロジェクトを開始した。UNRWA の保健センターを通して、68,382 名の女性が乳癌の検査を受け、4,438 名がマモグラフとスキャンのために移送された。

37. UNDP は、東エルサレムの 3 つの病院の専門の担当科を更新し、これによって年間 6,500 名以上の女性が報告期間中に改善された状態から利益を受けることができるようにした。UNDP は、パレスチナ赤新月社の階の修復と心臓病ケアのための 2 つの手術室の建設を通して、ガザ地区の女性を含め、脆弱な心臓病患者のための第三期治療も支援した。

38. 2016 年の前半に、6,166 名の女性と女兒が、ユニセフによって支援された水道の修復と水のタンカー輸送から利益を受け、一方、10,500 名の女性と女兒は、改善された下水道サービスから利益を受けた。ガザ地区の約 9,000 の家庭は、衛生用品の e-クーポンを受け、さらに 14,400 の家庭が下水・衛生用品を支給された。

39. 国連諸機関は、パレスチナ被占領地全体にわたって、女性と女兒に心理社会的支援を提供し続けた。国連ウィメンは、2014 年の敵対関係がエスカレートしている間に、強制移動させられた 1,800 名の女性と女兒に、集団及び個人の心理社会的カウンセリングを提供した。心理社会的カウンセリング・プログラムを通して、56 件の暴力事件がさらなるフォローアップのために別のサービス提供者に移された。西岸では、21 の場所で、UNRWA は、6,300 名以上の女性と女兒に届くために、地域社会を基盤とした団体の代表者、UNRWA のスタッフ、地域社会指導者及び民間難民委員会より成る家庭・子ども保護委員会を支援グループ討論と意識啓発行事に関わらせた。ユニセフの支援で、社会開発省及びその他のパートナーは、心理社会支援サービスで 32,417 名の子ども(その 49%が女兒)に到達し、ジェンダーに基づく暴力への対応を含め、地域社会を基盤とした子ども保護サービスで、7,987 名の子ども(その 51%が女兒)に到達した。

40. 国連ウィメンは、障害を持つ 16 名の女性に 4 人の女性理学療法士によって行われる理学療法を提供し、必要な医療設備も提供した。約 30 名の障害を持つ女性が、ガザ地区で心理社会的・法的カウンセリングを受けた。

### C. 経済的エンパワーメントと生計

41. 国連諸機関は、その開発プログラム形成の中で、女性の経済的エンパワーメントを推進し、食糧の安全保障と生計を改善するイニシアティブを継続して優先した。

42. 報告期間中に、国連ウィメンは、実作業を通しての指導プログラムに関して、包括的な能力開発を通して、地方的・地域的・国際的にその製品の競争力と市場性を高めるために、45 の女性主導の零細・中小企業と 547 名の受益者に技術援助を提供した。34 の零細・中小企業に財政援助が提供された。

43. ILO と国連ウィメンとの合同イニシアティブで、参加型のジェンダー監査が、社会的責任を高め、ジェンダーに対応した労働環境に向けた変革を奨励するために、2 つの主要なパレスチナ会社のために行われた。

44. FAO は、効果的な金融・貸付管理制度と信頼できるローンのサービス提供者との連携を確立するために、6 つの女性協同組合の 90 名のメンバーのために、マーケティングと簿記に関するいくつかの訓練セッションを行った。この訓練とワークショップは、ローン管理する女性の能力を高めた。西岸の 10 の女性協同組合から総計 50 名の女性が、品質管理、品質保証、加工食品のための地方と国際基準の適用に重点を置いた訓練から利益を受けた。

45. UNRWA の職の創出プログラムは、17,063 名の難民(そのうち 26.4%が女性)を雇用した。このプログラムによって提供された職の量(78.9%)は未熟練労働を必要としているが、社会的・文化的障害のために、未熟練女性のための文化的に受容できる職を見つける際に課題に直面している。西岸では、仕事で現金プログラムが、とりわけ、事務員、清掃人、守衛、行政補助員、家庭教師として女性を雇用した。報告期間にわたって、8,124 名の労働者が、仕事で現金プログラムに参加し、そのうちの 41.2%が女性であった。

46. ガザ地区では、強化された UNRWA の貧困評価システムが、一夫多妻結婚の女性、寡婦、離婚女性、夫と別居状態で暮らしている女性のような脆弱な型の女性が独立した貧困評価に応募し、男性の戸主とは別に UNRWA から食糧支援を受けることができるようにしている。報告期間中に、3,324 名の女性が評価に応募した。すでに訪問を受けた 2,082 件の中で、68.3%が援助の資格ありとされた。

47. 西岸で、UNRWA は、様々な貧困関連の要素に従って家庭を格付けする社会的セーフティ・ネット・プログラムのための貧困に基づく対象戦略を用いた。7,613 の家庭のうち、34%が母子家庭であり、受益者の 55.3%が女性である。優先的介入には、基本的な食糧の必要、緊急事態の現金介入、リファール及び家庭内カウンセリングが含まれる。

48. 一般的な食糧配布とクーポンを通して、WFP は、全受益者の 50%に当たる 294,818 名の女性受益者のために食糧消費の増加と食事の多様性を確保した。WFP の食糧クーポンは、どの食物商品を買いたいかを選ぶ自由を与えるので、家庭のニーズを管理する際に受益者をエンパワーする。女性は 87%の場合、クーポンの利用に関して決定を下している。

49. ガザ地区における復興努力の一部として、UNDP は、ガザ地区の家庭の 10.7%を占めている母子家庭を優先して、2014 年の敵対関係のエスカレート中に家が破壊された 1,154 の難民家庭ではない家庭のために一時的シェルターの現金援助を提供した。東エルサレムでは、150 のパレスチナ人母子家庭が 250 軒の家の再建を通して改善された生活条件から利益を受けた。

50. ILO は、羊牧場の管理、生活技術、金融・マーケティング識字、協同組合活動及び事業グループの結成に関して、50 名の女性羊飼育者を訓練するために、2015 年に対応プログラムを実施した。西岸では、FAO が、雨水を集める水槽の建設で 85 名の女性農業者を支援し、5 名の女性農業者のために土地改良を促進した。ガザ地区では、FAO は、野菜と蛋白質生産ユニットで 65 の母子家庭を支援し、48 の破壊された家畜小屋を修復した。西岸での異常気候条件を含めたショックに対応して、71 名の女性牧畜業者が家畜のための飼料を生産する能力を高めるために、旱魃に強い種を受けた。女性牧畜業者のものである約 30 の家畜小屋が修復され、FAO は、寒い天候条件に備えて、家畜小屋の防寒設備をするためのビニール・シートを提供することによって、西岸とガザ地区で 240 名の女性牧畜業者を支援した。

#### D. 法の支配と女性に対する暴力

51. 国連諸機関は、女性の司法へのアクセスを改善し、女性に対する暴力防止し、これに対応する機関と職員の能力を高めるために立案された様々なイニシアティブを継続して実施した。

52. 2016 年 1 月から 6 月までに、東エルサレムを含む西岸で、UNDP と国連ウィメンの合同法の支配プログラムを通して、5,248 名の女性が、無料の法的支援を受け、1,778 名が、法的権利意識訓練を受けた。ガザ地区では、2,025 名の女性が、法的支援を受け、6,569 名が、法的権利意識訓練を受けた。ガザ地区では、UNHCR が、女性団体と女性の伝統的地域社会指導者のためのジェンダーに基づく暴力と生命への権利に関する訓練を行った。報告期間中、特に 2014 年の紛争の余波の状況で、123 名の性暴力とジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーを含めた 2,749 名の国内避難民が、10 の法的支援診療所と 3 つの追加の移動支援診療所を通して、法的援助を受けた。

53. 国連諸機関と NGO によって実施される人道対応介入を通して、2,546 名のジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァー(107 名の男性を含む)が法的サービスにアクセスし、2,645 名のサヴァイヴァー(女性 2,541 名と男性 124 名)が心理社会的支援サービスを受け、19,904 名の人々(女性 17,084 名と男性 2,810 名)がジェンダーに基づく暴力意識啓発セッションに出席、または関連サービスに関する情報を受けた。

UNRWA は、ガザ地区と西岸で、ジェンダーに基づく暴力リファーマル制度を継続して運営し、パレスチナ難民のためにサービスを提供した。報告期間中に、2,138 件のジェンダーに基づく暴力事件がガザ地区で明らかにされたが、その 92.8%は女性に対するものであった。総計 7,129 の心理社会的カウンセリング・セッションがジェンダーに基づく暴力サヴァイヴァーによってアクセスされ、994 名の女性が法的カウンセリングを受けた。西岸では、309 名の女性と女児のサヴァイヴァーが、地域社会の精神衛生プログラムを通し、母親から母親へのグループを通し、また、医療カウンセラー、学校カウンセラーを通して支援を受けた。総計 11 の子ども結婚の事例が、ジェンダーに基づくリファーマル制度を通して明らかにされた。

54. 報告期間中に、国連ウィメンは、国内避難民女性に特に重点を置いて、ガザ地区のジェンダーに基づく暴力の女性被害者とサヴァイヴァーに提供されるサービスの質を改善するために活動した。国連ウィメンの介入は、ジェンダーに基づく暴力と関連サービスに関する意識啓発セッションで、5,736 名以上の受益者(5,194 名の女性と 542 名の男性)に届いた。国連ウィメンと市民社会パートナー、主として Al-Hayat センター、アラブ女性フォーラム、Wifaq 協会は、131 名のジェンダーに基づく暴力の女性被害者に事件管理支援を提供した。Hayat センターは、法律に抵触している女性(女性 17 名)と離婚した夫婦の子どもたち(子供 20 名)に事件管理サービスと再統合サービスで支援も行った。UNFPA は、開発されたガイドラインとパレスチナの国内リファーマル制度を利用して、ジェンダーに基づく暴力の「発見」、対応とリファーマルに関して、西岸とガザ地区の 800 名のサービス提供者のための訓練を提供した。UNFPA は、ジェンダーに基づく暴力サヴァイヴァーのための安全なスペースとして役立つパイロット段階として、ガザ地区の Jabalia で「ワン・ストップ」センターの設立を支援した。

55. ユニセフと UNFPA は、さらに、ガザ地区でのジェンダーに基づく暴力と子ども保護事件管理及びリファーマルのための標準活動手続の開発を支援した。約 160 名の社会開発省社会ワーカー、61 名の教育・高等教育省の学校カウンセラー及び 18 名の保健省の医療スタッフが標準活動手続、ジェンダーに基づく暴力の発見及びリファーマルに関するオリエンテーションを受けた。

56. UNODC は、ジェンダーに基づく暴力事件の捜査に関するものを含め、国際基準に従って、法医学・法科学サービスを管理し、運営し、届け、拡大する司法省、内務省及びパレスチナ市民警察の能力を強化し続けた。UNODC は、法医学実践家、高等司法会議、UNRWA の難民キャンプ診療所、地方の NGO 及びパレスチナ国のジェンダーに基づく暴力のサービス提供者のための国内リファーマル制度に関連する関係省庁のためのジェンダーに基づく暴力と子ども虐待の認識と対応に関する意識啓発ワークショップも行った。

## E. 権力と意思決定

57. 報告期間中に、国連ウィメンは、20 名の女性地方議員に技術支援を提供することにより、女性の政治参画とリーダーシップを高めた。25 歳から 45 歳までのこれら女性の中で、15 名が、地方議会議員の中で積極的な議員となり、地方議会で女性の優先事項とニーズを唱えた。さらに、UNDP は、女性が専門家及びフォーカル・ポイントに指名されているガザ地区の 5 つの中規模都市で地方の経済開発ユニットを設立し、制度化した。

58. UNRWA の学校で、132 の女子小学校と進学準備校からの 1,904 名の女子学生が学校議会プログラムに参加した。女子学生たちは、性と生殖に関する健康と早期結婚のようなジェンダー平等に関連するいくつかの問題に関して討議し、同輩を魅了した。西岸では、UNRWA が、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)に関して、地方社会からの 435 名の参加者のために意識啓発活動を行った。

59. 2016 年に、ユニセフと地方のパートナーは、生活技術プログラムを持って、脆弱な地域社会からの 6,747 名の不利な立場にある思春期の若者(その 48.5%が女性)に到達した。ユニセフ支援の生活技術プロジェクトからの約 80%の思春期の女児と男児は、地域社会イニシャティヴに関わり、これを主導している。これらプロジェクトは、意思決定と地域社会生活に参画するための重要なリーダーシップ・スキルを女児に身につけさせた。

## F. 制度的開発

60. 報告期間中に、OHCHR は、横断的問題としてジェンダーに基づく差別に対処しつつ、パレスチナ国が加入している 7 つの人権条約の下で実施し、報告する能力を強化する際に、継続してパレスチナ国を支援した。OHCHR の支援には、条約の規定、一般勧告及び報告ガイドラインに沿った訓練と関係省庁との 2 者間討議を通じた技術支援が含まれた。国連ウィメンと OHRHR は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の下での締約国報告書案に関して国内の協議会を開催するための技術援助と資金でパレスチナ国と独立人権委員会を支援した。東エルサレムを含む西岸とガザ地区からの市民社会団体の約 140 名の代表が、この協議会に参加した。OHCHR と国連ウィメンは、女性の人権を提唱し、推進するための国内協議会と NGO 報告の利用に関する技術的討議を含む人権条約報告・実施プロセスにおける市民社会団体の役割に関して、ガザ地区と西岸で市民社会団体のための訓練も行った。

61. ILO からの支援を得て、三者と相談して、民間セクター労働者とその家族のための社会的安全保障法が採択され、パレスチナ国議長 Mahmoud Abbas によって 2016 年 3 月 7 日に署名された。この法律には、増加した女性の労働力参加を支援し、雇用者から社会保障基金への育児休業給付をカバーするという財政的重荷を移すことによってより多くの女性を雇用するよう雇用者を奨励する母性保護保険が含まれる。

62. 2016 年 8 月に、女性課題省は、安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)の実施に関する国内行動計画を開始した。安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)の実施のための高等国内委員会によって開発され、特に国連ウィメンと ESCWA によって支援されて、この計画は、パレスチナ政府、市民社会及び女性団体によって支援されて、女性の参画とその視点とニーズを平和・安全保障・人道プロセスに包摂することを現実のものにする包括的な行動枠組を確立している。

63. 法律プログラムの合同規則の下で、UNDP と国連ウィメンは、法案作りの領域を含め、政策と手続きにジェンダーの視点を主流化するための司法機関と安全保障機関に支援を提供した。パレスチナ市民警察は、アラブ人地域に初めて警察のジェンダー戦略を開発する際に支援され、閣僚会議は、ドメスティック・ヴァイオレンスに対処する家族保護法案の最終仕上げのために一連の国内協議会を開催し、検事総長は、「暴力からの家族の保護のための特別検察官」ユニットを正式に承認し、合同プログラムから継続して支援を受ける 19 名の特別検察官を任命した。この合同プログラムは、社会保護、司法、安全保障セクター戦略、並びに女子差別撤廃委員会への報告プロセスにおけるパレスチナ国への技術支援の見直しと開発のために、社会開発省、司法省及び内務省に技術支援を提供した。合同プログラムは、暴力の女性と女兒被害者のためのセンターとなる建物の一つの刷新においてパレスチナ市民警察も支援した。

## IV. 結論と勧告

64. パレスチナ被占領地で、領土の分裂、パレスチナ人統合の欠如、アクセスと移動の制限、増加する入植地の拡大、暴力及びガザ地区の閉鎖が、継続してパレスチナ女性の状況に否定的インパクトを与えた。ガザ地区では、人道状況は、依然として恐ろしいものであった。2014 年の紛争からの復興の速度の遅さが心配され、以前の報告書で説明された女性と女兒が直面する保護の問題と課題の多くをさらに悪化させてきた。これには、増加する心理社会的ストレス、高い失業率、生計の機会の欠如、食糧の不安定、基本的サービスへのアクセスの制限、水・下水道・エネルギーへのアクセスの乏しさ、高い率の女性に対する暴力及び司法へのアクセスの欠如が含まれる。東エルサレムを含む西岸では、報告期間中のパレスチナ家屋と生計構造の破壊の増加と関連する強制移動が、既存の保護の問題をさらに悪化させた。移動の自由の制限は継続して基本的サービス、教育、生計の機会への女性と女兒のアクセスに否定的インパクトを与えた。

65. 法の支配は、性に基づいて差別する法律の結果として、女性と女兒が継続して司法にアクセスする際に重要な課題に直面している状態で、パレスチナ国全体にわたって依然として重要な課題である。法的枠組みを「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のような国際人権条約に沿うようにするために一層の努力が必要とされる。女子差別撤廃委員会へのパレスチナの締約国報告書の準備は、女性の人権とジェンダー平等に関する国内制度のさらなる説明責任を支援し、法律においても慣習にお

いても女性に対する差別を明らかにし、これに対処する際の重要な一里塚となっている。実体的平等を達成するために、法改革が明確に行われなければならない領域には、女性をドメスティック・ヴァイオレンスから保護する「家族保護法」の採択、とりわけ相続、離婚、子どもの後見における平等に関連して、「条約」の下での責務に個人の地位法を沿わせるための改正及び家族関連の殺害(いわゆる「名誉殺人」)に対する刑の宣告において緩和状況を除去し、異なった型の性暴力とジェンダーに基づく暴力に対する刑の宣告を導入するための刑法の改正が含まれる。

66. 女性の人権の実現を推進するために、継続した技術支援が、女子差別撤廃委員会、人権理事会とその特別手続、国際刑事裁判所及び国際刑事裁判所を含めた人権条約機関とその他の関連プロセスに完全にかかわるためにパレスチナの行為者に提供されるべきである<sup>90</sup>。技術支援が、人権プロセスへの参加を促進し、人権理事会とかかわる際に、女性団体と主流の人権機関との間のより強力な協働を確保するために、女性団体に提供されるべきである。

67. 女性に対する暴力は、依然としてパレスチナ国における深刻な保護の問題であり、ガザ地区では、状況は特に厳しい。「女性に対する暴力と闘うための国内戦略」の実施を支援して、国連は、継続中の努力を土台として、女性の司法へのアクセスを改善し、女性に対する暴力を防止し、これに対応する機関と職員の能力を強化するためのイニシアティブを継続して実施するべきである。国連諸機関は、すべてのカギとなる行為者と共に、「国内戦略」の中間見直しの勧告に沿って、女性に対する暴力に対応し、保健ケア、心理社会的・法的援助とカウンセリングと経済的エンパワーメントの利用可能性を確保するべきである。

68. 国連システム諸機関は、入植者暴力、強制移動、家屋の破壊及び移動制限を含め、暴力に対する女性と女兒の増加する脆弱性と暴露に占領と紛争が与えるインパクトを緩和することを目的とするイニシアティブを含め、防止努力を強化するべきである。

69. 女性の経済的安全保障と権利を改善することは、女性のエンパワーメントと保護全般を支援することに対するカギである。地方の生産を拡大し、職を創出することを目的とする政策は、地方で競争する可能性を高めるための女性の地方での生産の質の水準を支援するべきである。情報技術、製造及び観光セクターのような新しい経済セクターへの女性のかかわりのための機会を探求することは、女性の経済参画のための機会を最大限にするであろう。人口過密の職業セクターから離れて若い学生と大学卒業生を導くさらなる手段として、キャリア・カウンセリングと技術的・職業的教育訓練サービスが、技術的キャリアの魅力を高めるために提供されるべきである。これは、労働市場の情報と職探しメカニズムを不利な立場にある周縁化された女子青年に利用できるものにするのと相俟って行われるべきである。ガザ地区では、現在までの女性の限られた参画と経済機会を仮定すれば、紛争後の回復と復興努力によって生み出されるその参画と機会にもっと注意が払われるべきである。

70. 国政選挙・地方選挙の見込みは、継続して大きな課題であり、女性は依然として公的生活、和平プロセス及び国内の和解努力の様々なレベルの意思決定機関で数が少ないままである。従って、女性の問題を国のアジェンダの高い位置に据えるように、パレスチナ女性の政治代表とリーダーシップを高めるために、長期的で持続可能なメカニズムを支援することが極めて重要である。政治的権利に対する意識と変革的な地域社会の建設が、女性に味方する政治の方向と開発に影響を及ぼすことができる機能的環境を醸成するための重要な条件である。

71. 国連は、中東の包括的な平和の実現を継続して支援している。女性の人権とエンパワーメントの推進は、依然としてこれら努力にとっての基本である。2016年にパレスチナ国によって開始された女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議 1325号(2000年)の実施に関する国内行動計画は、平和・安全保障及び人道プロセスへの女性の参画とその視点とそのニーズの包摂を現実のものとするための包括的な行動枠組を設立している。国連は、国内行動計画の実施と監視を支援し、さらに、中東和平プロセスのための国連特別コーディネーターの説明を通して、パレスチナ女性が経験している人権と人道法

<sup>90</sup> パスチナの状況の慈善調査の商況で、検察局は、国際刑事裁判所の管轄圏内での犯罪に関して女性の権利侵害に関する情報を提出するよう関心のある当事者に要請してきた。

の侵害に安全保障理事会の注意を向けるために、安全保障理事会決議 2242 号(2015 年)によって示された機会を利用している。

72. 報告期間中の政治的動機の暴力の全体的増加が懸念され、平和の見込みをさらに脅かしている。紛争への政治的解決を見いだすことが依然として極めて重要である。

\*\*\*\*\*

## 女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金の活動に関する ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関報告書 (E/CN.6/2017/7)

### 事務総長メモ

事務総長は、女性の地位委員会と人権理事会に対し、総会決議 50/166 に従って準備された、女性に対する暴力根絶行動を支援する国連信託基金活動に関する、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関報告書を謹んで提出する。

### 女性に対する暴力の根絶行動支援国連信託基金活動に関する、ジェンダー平等と 女性のエンパワーメントのための国連機関報告書

#### I. 序論

1. 2016 年に、女性に対する暴力根絶行動を支援する国連信託基金は、女性と女兒に対する暴力を防止し終焉させる努力を支援する、世界規模で多国間の助成金を交付して 20 年になった。信託基金は 1996 年、総会決議 50/166 により設立され、国連システムに代わり、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（国連ウィメン）が運営している。国連ウィメンは信託基金に対し、強力な制度的基盤を提供し、地域、多国間、および国別事務所を通して現地支援を行っている。信託基金は、機関間のプログラム諮問委員会を通して他の国連システムと密接に活動し、女性と女兒に対する暴力の防止と根絶に向け結集した努力を推進する際に、非常に重要な役割を果たしている。

2. 本報告書は第 61 回女性の地位委員会と第 35 回人権理事会のために準備されたものであり、2016 年における信託基金の影響と成果を記述している。

3. 信託基金 20 周年は、女性と女兒に対する暴力の防止と対処への努力に向けた基金の貢献について反省し、基金の仕事の優先的 3 分野の進展と、持続する関連性を見直す鍵となる機会を提供した。優先的 3 分野とは女性と女兒の不可欠で安全かつ適切な、多分野にわたるサービスへのアクセスの向上；法律、政策、国内行動計画及び説明責任制度の実施強化；女性と女兒に対する暴力防止の推進である。信託基金は過去 20 年にわたり、139 の国と地域で 463 団体に対し、総額 1 億 2,900 万ドルに上る助成金を支給して真に世界規模の支援を達成してきた。

4. 2016 年、信託基金は 77 の国と地域で、女性と女兒に対する暴力の防止と対処を目的とする 107 のプロジェクトを支援した。この 1 年で 25 万人の女性と女兒がサヴァイヴァー向け、エンパワーメント活動、および暴力からの保護に対するサービスから直接の恩恵を受けた。この数字には少なくとも 3 万 1,000 人の女性移動労働者、1 万人の先住民女性、3,400 人のレズビアン、バイセクシュアル、性同一性障害の女性および 1,300 人の障害を持つ女性と女兒が含まれていた。

5. 2016 年、信託基金の企画は、女性に対する暴力に終止符を打つ努力をした男性、男児、官僚、一般の人々を含む 600 万人以上に及んだ。受益者の合計が前年の 6 倍に増加したのは、特にアフリカでいくつかの大規模な意識啓発キャンペーンが行なわれたためである。信託基金企画の分析によると、2016 年の

受益者 1 人当たりのコストは、2015 年のそれが 12 ドルだったのに対し 2 ドルと大幅に減額した。信託基金の助成金受領者が受ける影響は、持続可能な変化の点で、しばしば非常に少額の投資がいかに大きな見返りになりうるかを示している。

6. 9 月に信託基金は、「上限なし：完全参加プロジェクト」の一部として公共、民間および多国間セクターの 30 を上回る中核パートナーの連合に加わった。これは持続可能な開発目標のジェンダー平等のターゲットを推進させるために行動するという、一連のコミットメントを表明しているクリントン財団のイニシアティブである。これらのコミットメントは 60 カ国以上の 90 万人を上回る人々に影響を与えるだろう。特に特別資金窓口を通し、信託基金は難民や国内避難民の女性と女兒に対する暴力に取り組む企画に対し、少なくとも 100 万ドルの助成金を約束した。11 月、信託基金はこの窓口を通し、難民や移動の危機にある女性と女兒に対する暴力への対処に取り組む 5 団体に、250 万ドルに上る助成金を授与した。2016 年、移動や難民の危機は世界規模で激しさの一途をたどり、世界で 2 億 4,400 万人の移動者のうち半数近くを、また世界中の 1960 万人の難民のうち半数を女性と女兒が占めた。難民や移動者の女性と女兒に対する特別窓口を開くことで、信託基金は、女性と女兒への暴力問題が人道主義的な危機に関して対処されることおよび、その危機に対する、より持続可能で効果的な世界規模の対応に貢献するために、有効な戦略を開発し、分かち合い、構築することを確保する目的を持つ取り組みの支援を求めていく予定である。この特別窓口のもとで実施される企画は、信託基金の第 20 回資金サイクルに含まれる。

7. 2016 年の、信託基金の新しいウェブサイト開始は、持続可能な授与および信託基金と助成金受領者の業績の可視化に向けた支援を増強する、総合的努力の重要な部分であった。そのウェブサイトは、助成金受領者の活動、進捗、結果についての知識や証拠の分かち合い；新しい、あるいは前進するパートナーシップの強調；信託基金にとって重要な説明責任と透明性のツールである助成金管理制度へのアクセスの提供；および潜在的な応募者を支援する指針の提供などの発表の場を与えている。

## II. 状況

8. 信託基金からの助成金受領者の活動を含む、人権と女性のエンパワーメントに向けた世界的な運動は、女性と女兒に対する暴力が気付かれる方法を変革してきた。だが課題は依然として人を脅かすものとなっている。世界中の女性 3 人のうち 1 人が、ほとんどの場合親密なパートナーからの身体的および/あるいは性的暴力を経験している。女性の 70%もが、生涯で親密なパートナーからの身体的および/あるいは性的暴力を経験してきた。今日生存しているうちの少なくとも 2 億人の女兒や女性が、30 カ国で、何らかの形で女性性器を切除/割礼されており、そこではその行為が非常に行き渡っている。大多数の場合、女兒は 5 歳になる前に切除を受けていた。今日生存する 7 億人以上の女性が 18 歳の誕生日以前に結婚し、2 億 5,000 万人以上が 15 歳以前に結婚していた。

9. 2015 年 9 月に国連総会で承認された、持続可能な開発目標の第 5 目標には、全ての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の根絶および有害な行為を終わらせるという特定のターゲットが含まれており、これは女性に経済的な資源への平等な権利を与え、ジェンダー平等を推進する政策と施行可能な法律を強化する改革の一部である。本報告書には、この目標の促進における信託基金の成果が要約されている。

10. 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力への取り組みだけに専念する、唯一の世界的な多国間助成金授与メカニズムとして、信託基金は、地域および国レベルの持続可能な変化の達成を助けるという独自の地位にある。信託基金は 3 つの戦略的指針を通してユニークである。すなわち助成金受領者から集めた世界中の証拠を学ぶ触媒となること；持続可能な資金提供を擁護し育てるために、独自のマニフェストを活用し、力を集めること；および女性と女兒に対する暴力の防止と終焉のために結果志向のアプローチを支援することである。

## III. 証拠を集め、分かち合い、構築する

11. 2016 年信託基金は、2015-2020 年の戦略計画の 2 番目の柱である、女性と女兒に対する暴力の終焉に関する証拠のハブの構築で大きな進展を遂げた。2008 年以来の企画評価のサンプルから得られた、調

査結果の独立したメタ評価とメタ分析は、助成金受領団体が得た結果の概要、および周期的に出る調査結果、教訓、好事例などの統合を提供した。多分野にわたるサービスへのアクセスを拡大したプロジェクトが最も効果的であり(95%)、法律、政策および国内行動計画の実施を強化したプロジェクトが最も持続可能であった(83.3%)。独立評価者の報告書に記録されたこれらの調査結果その他は、将来の信託基金企画の向上のための基線を形作ることになろう。

12. 10月、信託基金はサラエヴォで、多部門にわたる協力の仕組みに関する3日間のワークショップを組織した。毎年知識交換イベントシリーズの最初として、ワークショップには多分野のサービス提供に係わる地域にある10の国と領土から16団体が集まった。ワークショップの目的は、知識や経験、またその地域および地域の向うにいる暴力のサヴァイヴァー女性へのサービス提供における好事例を知らせるために、学んだ教訓などを共有することであった。ワークショップから出された結論と勧告は、来るべき信託基金の知識の産物の中で刊行され、第61回女性の地位委員会のサイド・イベントで発表される予定である。

13. 助成金受領者の意見を収集するため、年次パートナー調査が制定されてきた。2016年、信託基金のポートフォリオの優良な断面を表す、活動的な助成金受領団体85団体が調査を終えた。調査に応じた団体の圧倒的多数(97%)が、この分野で活動する他の人たちへの資金源として信託基金を推薦すると述べ、提供されるプログラムに関する助言、手引きや監視、評価の訓練などの価値を強調した。ある団体は、協力や特に監視と評価を通して学ぶ可能性のゆえに、信託基金を資金源として推薦すると述べた。

14. 信託基金の後ろ盾により可視化と周知が進むというのが、ほとんどの応答者が言及する、もうひとつの主な恩恵であった。応答者の圧倒的多数(82%)が、信託基金の後援を確保することで、助成金授与期間の最後に更なる資金を集められると感じていた。他の資金提供者による認識の高まりの点で、信託基金支援が与える肯定的な影響は特に小規模の団体で顕著であり、それにより、小規模機関の組織能力の構築を援助するという信託基金の戦略的目的に貢献している。

15. 例えば人権教育と擁護を通して子ども結婚および強制結婚の事例を減らす活動をしている、パキスタンのSindh地域社会財団は、信託基金の支援を活用して米国国際開発庁から資金を得ることができた。ネパールでは、5つの地区で「正義のためのSAHAS(勇気)」という企画を実施し、紛争にまつわる暴力の女性サヴァイヴァー94名が経験談を共有できるようにした「ストーリー・キッチン」が、同様の企画を拡大するための助成金を「ガヴァナンス・ファシリティー」から授与された。これはネパール政府、デンマークおよびスイス大使館、イギリスの国際開発部門が合意した新しいイニシアティブである。

16. 2010年から2012年にかけて、信託基金は”SASA!”を拡大するため、東部および南部アフリカにわたって「声を上げる」と共に活動する、最初の組織集団の支援をした。”SASA!”は女性に対する暴力とHIV感染を防止するための、地域社会の動員方法論である。カンパラで行なわれたランダム化比較試験はSASA!方法論の有効性を示しており、団体、財政支援機関、政府、国連機関、宗教的奉仕活動団体、及びその他の行為者は政策を設定し、財源を取り分け、サハラ以南のアフリカとその向こうを横断した地域社会でSASA!を実施している。好事例の繰り返しや拡大は「声を上げる」新企画の焦点であり、2016年から2019年まで信託基金から資金を提供されている。新企画により、「声を上げる」は克服するための明確な指針を提案する目的で、SASA!の実施グループが経験してきた課題や苦勞を体系的に研究できるだろう。「声を上げる」は、タンザニア連合共和国の地方にある3つのパートナー団体やケニアの難民キャンプ、ハイティの地域社会と提携するため、カリフォルニア大学サンディエゴ校とチームを組んできた。

17. 2016年、信託基金チームは16カ国の企画に対し26回の監視ミッションを行った。下記に示した「ブレイクスルー基金」(インド)は、訪問中に分かってきたいくつかの革新的方法と最善の好事例を示している。

18. 4月の訪問中、信託基金はドメスティック・ヴァイオレンスについて地域の意識啓発をするために、ビデオ撮影用箱型車や壁書き、コミュニティー・ラジオなどのメディアが使われている企画を見た。チームは、大道劇と、それに引き続いて行われる若いヴォランティアとの会合を含む活動を見学したが、

会合では「ブレイクスルー」が如何にその場にいる若者と係わるか、オンラインとオフライン活動間の絆を結ぶ助けになるかを図解していた。ハッシュタグ#Askingforit と一緒にキャンペーンでは、女兒がハラスメントについて思いきって話す時には介入して支援するよう、傍観者に奨励した。男性と男児の訓練に続く参加者からのフィードバックでは、若い男性の間でジェンダー問題に関する知識が 50%増えたことを示していた。

19. 5月に信託基金のスタッフは Al Shehab 包括的開発機関による、エジプトにおける HIV/エイズと女性に対する暴力との交点で活動する企画を訪れた。2016年1月から7月までで、448人の女性と女兒が立ち寄り型コミュニティー・センターが提供するサービスを利用した。その企画には、対象にした地域から 333名の男性と男児及び 170名の女性が係わり、意識啓発活動に参加した。

20. 「コロンビア全国先住民族団体」により実施されている企画が 5月の訪問対象であった。信託基金チームはその企画が、特に武力紛争状況における先住民族女性と女兒に対する暴力問題に向けて取り組む、合同の努力を如何に向上させたかを見ることができた。その企画は女性や暴力、司法へのアクセスに関する法律の制定に向けた、うまく行ったアドヴォカシー努力の一部であった。これによりその団体は、暴力の告発事件に対する戦略を確立する責任を持つ国立の司法本体である Consejo Nacional de Justicia Indígena を動かし、女性の参画を保障することができる。

21. 6月、信託基金チームはアルメニアの女性支援センターを訪れたが、ここではシェルターや緊急悩み事相談電話など、暴力のサヴァイヴァー女性に対する特殊支援サービスを提供している。チームはエレヴァン近くのメツァモール町を訪問したが、ここは以前、唯一利用できる社会支援が、ヴォランティア団体が提供するものだけで、しばしば市長の個人的寄付が支えていた。助成金受領者は、対象となる地域社会にいるステークホルダーを識別して地方の取り組みを築き、それにより持続可能性を強めるよう、ステークホルダーとパートナーになった。信託基金チームは有害な慣行と取り組む 2つのプロジェクトも訪問した。タンザニア連合共和国ではセレンゲティの地域社会で、その地域社会が運営している通過儀礼の代替モデルを推進するために、Amref Health Africa が法的権利と人権センターと協働して活動している。そのプロジェクトは直接、eラーニングで、およびモバイル学習戦略を通して健康部門にも係わっているが、これは女性性器切除/割礼の結果に関する意識を啓発し、介入が文化的に適正で持続可能かつ地域社会の必要性に敏感に反応することを確保するためである。

22. 信託基金の助成金受領団体である「女性と子どもの健康に悪影響をおよぼす伝統的慣行に関するガンビア委員会」は、2015年の女性性器切除/割礼を禁止する法律の主要な提唱者のひとつと認められている。ガンビア政府は法案を提出する際に、この助成金受領団体が準備した法案を使用し、努力の最終段階を支援する瀬戸際で、信託基金が賢明な投資をしたことを確認した。2つの地区で訓練後にインタビューを受けた若い母親達のほとんど(64%)が、将来、自分の娘には女性性器切除/割礼を受けさせるつもりはないと述べた。そのプロジェクトは、慣行の終焉を促進させるため、代替の雇用の機会を探る手続きを行っている人達に手を差し伸べることに重点を置いた。

#### IV. 資金の動員とアドヴォカシー

23. 創立から 20年で信託基金は寄付者を 3から 20へと寄付者ポートフォリオを増やし、助成金として授与できる総額は 1997年の 100万ドルから 2016年の新助成金 1,300万ドルへと増加した。これは、値する資金優先権を得るのに依然として苦闘している分野では大きな成果である。

24. 2016年12月の時点で、オーストラリア、オーストリア、ドイツ、アイスランド、イスラエル、リヒテンシュタイン、オランダ、スイス、トリニダード・トバゴ及び英国など各国政府が信託基金の第 20回助成金授与サイクルに貢献した。

25. またフィンランド、日本、シンガポールおよび米国の国連ウィメン国内委員会、スウェーデン郵便番号財団、平和協会国連ウィメン、新しい民間セクターのパートナーなどからも支援を受けた。

26. 4月に信託基金は公正取引の宝飾品会社 SeeMe と組んで、助成金交付 20 周年を記念する活動を開始したが、この会社は信託基金 20 周年記念のシンボルとして、独自の「オレンジ・ハート」首飾りを創作した。首飾りはチュニジアの暴力のサヴァイヴァーにより、地元の伝統的な技術を使って製作された；首飾りの売上金の 50%は信託基金が支援する企画の利益になる。アムステルダムで組織されたイベントの講演者には、オランダ政府の代表者やセルビアの暴力の女性サヴァイヴァーと一緒に活動する信託基金の助成金受領団体である「ファンド B92」のディレクターが含まれていた。

27. 10月、信託基金は英国のロンドン・カレッジ・オブ・ファッションと組んで、女性と女兒のための明るい暴力のない未来と信託基金のための資金調達のコミットメントを象徴する、自身の「オレンジ・ラベル」プロジェクトを開始した。「ファッションは女性に対する暴力にノーと言う」コンテストの一環として、ファッションに携わる学生と教師は意識啓発を手助けする企画の一部として、作品を制作するよう要請された。地位が確立しているデザイナー達は、企画の一環として、女性と女兒に対する暴力を終わらせるメッセージを具体化した特別作品を制作するよう請われた。人目を引く企画は、さまざまな製品を魅力的にし、世界中の小規模および大規模の会社を係わらせることを目的としている。大学の学生達がデザインした「オレンジ・ラベル」は、信託基金が支援する計画の利益になるようなコース・リレイテッド・マーケティングのブランドとして使用される予定である。実際に衣服に縫いつけられるラベルとして使用されようと、ファッション業界以外の製品に見分けのつくつけ足しとして使用されようと、「オレンジ・ラベル」は、女性と女兒に対する暴力の世界的な広がり防止と終焉への合同の取り組みにおいて、民間セクターと信託基金が支援する計画とをつなぐだろう。

28. 11月、信託基金は過去 20 年にわたる人生を変えるような結果と成果を祝うため、ニューヨークで募金 20 周年記念の祝宴を催した。お祝いではプムジレ・ムランボ＝ヌクカ国連事務次長/国連ウィメン事務局長がホストを務め、国連ウィメン親善大使のニコール・キッドマンが映画界、演劇界、ジャーナリズム、慈善事業家および、女性と女兒に対する暴力の防止と終焉への努力に関する直接体験の話と共有する信託基金受領者など、世界的な有名人を呼び集めた。

## V. 助成金授与と受領者の業績

29. 2016 年、信託基金には 117 の国と地域から 1,792 件の財政支援申し込みがあった。応募者の圧倒的多数(90%)は市民社会組織であり、5%は現在の難民危機の状況での女性と女兒に対する暴力に取り組む対策に焦点を置いていた。財政支援の要請は総額 6 億 7,700 万ドルを上回った。信託基金は 30 の国と地域にまたがる 36 の助成金受領団体に 1,300 万ドルを授与した。またブルキナファソ、マダガスカル、モンテカルロのプログラムには初めて助成金が授与された。助成金の地域的配分としては、29%がアフリカのプログラムに；26%がアラブ諸国と北アフリカのプログラムに；24%がアジアと太平洋のプログラムに；14%がラテンアメリカとカリブ海のプログラムに；そして 7%がヨーロッパと中央アジアのプログラムに割り当てられた。

30. 125 万ドルに上る助成金が少額助成金 (12,5000 ドル以下) の形で、年間運用予算が 20 万ドル以下の 11 の小規模団体に授与された。小規模な国内組織への戦略的重点を採用することで、信託基金は、草の根と女性が指導する組織に現れている、基本的で持続可能な変化への大きな可能性を利用しようと求めている。2015年に少額助成金を授与された企画は、以下のキルギスタンとセルビアの例が示すように、幅広いテーマに取り組んでいた。

31. キルギスタンでは、信託基金の助成金は、僻地に住む女兒に家族、学校、社会での暴力の脅しを防止し、対応するために不可欠なスキルを教える、暴力のない生活に関する教育プログラムの運用上の概念の開発をするよう、「キルギスタン女性社会国内連盟」を支援した。合計で 750 人の女兒、485 人の男児と 351 人の成人 (16 人の教師を含む) が暴力からの保護の女兒の権利についての講座を取った。ある参加者は「講座を取った後は、男児・女兒達の自覚や意識、行動がいかに変わるかを目の当たりにした」とコメントした。セルビアの「女性協会—Sandglass」が実施する企画は、この国で最も開発が遅れている地区のひとつであるランナ郡で、防止と対応のサービスを強化する活動をした。2016 年前半の半年で、新しい暴力の女性サヴァイヴァー 75 人が Sandglass 緊急ホットラインに電話をかけ、パートナー団

体からの支援サービスにアクセスした。受益者の報告では、彼女達は Sandglass に向かうようになってからエンパワーされたように感じ、また、団体は彼女達に信頼できる必須の情報を提供していた。ロマ人の受益者はまた、自分達がより安全に感じ、権利についてより情報を得て、要求するのに、よりエンパワーされたと報告した。助成金受領団体は新しく 13 人のロマ人女性に必要なサービスを与えたが、これは 2015 年の 2 倍の数字である。暴力の状況にある女性を支援する活動をしている、16 人のカウンセラーと 9 人の活動家にも訓練が施された。

32. 持続可能性は信託基金の戦略の中核となる要素である；それが追求されている方法のひとつが、財政支援をさらにもう 1 期間、遂げた進歩や好事例に投入するため、成功した企画を選び取ることである。例えば、「人権のための医者」はコンゴ民主共和国とケニアで、以前の企画の成果の上に構築したプロジェクトを実施し、紛争中および紛争後の環境における性暴力に対応する、成功した部門横断的戦略を拡大している。その企画は、法医学的手法と考証に関する訓練の完全な主体性を当然視する、地元のパートナーの能力を深め、広げることに焦点を当てており、企画の最初の局面で開発された、モバイルからの応募である MediCapt を通したものも含まれている。

33. 下記のパラグラフでは、2016 年に既に信託基金から支援を受けた企画の代表的な横断面が提示されている。企画は信託基金活動の主要な分野にわたっている：女性に対する暴力の防止、特にジェンダー不平等についての態度を変えるため、若者に取り組むイニシアティブを通して防止すること；サヴァイヴァーの、適切で多部門のサービスへのアクセスを確保すること；及び女性に対する暴力を防止し対処するための法律や条例の実施を支援することである。例はまた、紛争と紛争後の状況、HIV と女性と女兒に対する暴力との交点、思春期の女の子に対する暴力などに関する、信託基金の特殊なテーマの窓口にも及んでいる。

## A. 防止

34. 女性と女兒に対する暴力の防止は、信託基金が財政支援をしたほとんどの企画の主要な要素である。社会の態度が形成される時に一度にやる早期の介入は、効果的な変化には特に重要で、助成金受領団体の多くが学校や教育の場、若い人の団体などに焦点を当てた企画を実施していた。

35. アルメニアでは「暴力のない社会」が、ジェンダーに基づく暴力と戦うための、同国初の国内行動計画で教育面の向上に向けて活動した。その企画は、いくつかの極めて重要で画期的な出来事を達成したが、それには教育科学省が推薦する補助ガイドブックの出版が含まれ、これが同国では今や教師の訓練に使用される主要なツールとなり、95 名の社会科学の教師を訓練した。

36. バングラデシュでは、同国の地方の女性団体である「Nari Progati Sangha」が、4 つの地区にある 80 の中学校で、女性に対する暴力を黙認し進めてしまう有害な規範や態度と取り組む活動をしている。企画の終了までに、対象となった全ての学校で 95% の生徒が意識啓発の授業に出席し、生徒達に人生を変えるような影響を与えている。助成金受領団体が実施したその他の活動には、自己防衛に重点を置いたスキル・キャンプがあり、160 名の若者が参加した。キャンプは非常に人気があり、学校では企画の終了後も継続することを決めた。

37. 「モンゴル女性基金」は、モンゴル国のドルノド県とバガヌール地区の地方議会と共に、学校で意識啓発プログラム活動を行っている。訓練は選ばれた 4 校が牽引し、生徒とスタッフ双方の態度の、ジェンダーに基づく暴力に対する理解の向上と積極的な変化から、授業が非常に必要なものであり有効であると裏づけられた。助成金受領団体はまた、テストケースのカリキュラムの持続可能で継続した実施を保証する、地方自治体からの財政支援を何とか確保した。

38. パレスチナ国では、ガザの「コミュニティ・メディア・センター」が、女性に対する暴力の性質について意識を啓発し、女性を守る政策と手続きを練り上げるよう、意思決定者に圧力をかけるために活動した。2016 年前半の半年で、メディアの 32 名の女生徒が訓練を受け、114 件のメディアで取り上げた話と報告が生み出された；75 件はセンターのウェブサイトやフェイスブック、他の地方のニュース機関のウェブサイトで公表された。ガザの 3 つの行政区で 10 の意識啓発ワークショップが開催され、女性 449 名、男性 206 名が参加した。

39. 南アフリカでは、若い人の団体である「草の根サッカー」が、女兒のエンパワーメントや性と生殖に関する権利の意識を養成するため、パートナーと連携して女兒を中心とした企画を実施した。2016年の1月から6月まで、企画は「世代 Skillz」プログラムで男児 668 名、女兒 847 名と係わった。企画終了調査の調査結果は、思春期の女の子が暴力の体験が減少し、暴力を正当化する傾向が減ったと報告したことを示していた。また、HIV や女性と女兒に対する暴力、利用できる保健サービスに関する知識が増えたことも示していた。

40. 信託基金は、女兒のエンパワーメントとジェンダー平等にとって主な障害のひとつである、学校内とその周辺でのジェンダーに基づく暴力に取り組む「プラン・ヴェトナム」による企画を支援した。その企画は、ハノイ中の 20 校で 11 歳から 18 歳までの 3 万 1,000 人の思春期の男児と女兒に及んだ。モデルの成功に基づき、ハノイ教育局は潜在的に 50 万人を越える思春期の若者に届く、市内 766 校を横断するイニシャティヴを繰り返す計画を立てた。

## B. サービス

41. 多くのプロジェクトの重要な部分である、女性と女兒に対する暴力に取り組むための信託基金の戦略のもう一つの柱は、サヴァイヴァーが保護され地域社会に再統合されるのを保証する、不可欠で安全かつ適切な多分野にわたるサービスを提供することである。これには訓練が行き届き、適切に意識啓発されたスタッフや政策立案者、それに効率よく提携し、暴力のサヴァイヴァーのニーズに対応するサービス提供者が必要である。

42. 例えばエルサルバドルは世界でも女性殺しの割合が継続して最も高いのだが、「Asamblea de Cooperación por la Paz」が実施する企画が、地元の女性と若者の団体の間で制度的対応と連携を改善し、監督とアドヴォカシー・スキルを強化する活動をしている。その企画は、17 の地方自治体にいる 60 人の警察官に対し、女性への暴力の事例にもっと効果的に対応する方法について専門家訓練を施し、少なくとも 1,000 人が、女性と女兒に対する暴力の影響を受けている人々が利用できるサービスについて気付かされた。

43. リベリアではキリスト教徒、イスラム教徒、異教徒団体の指導者などと共に活動している「聖公会救援と開発」が実施するプロジェクトが、ファシリテーターとしての役割に備えるため、ジェンダーに基づく暴力問題への適切な参加方法で 6 人の若い信仰指導者とファシリテーターを訓練してきた。さらに、30 人の若い人たちが、ジェンダーに基づく暴力に反対する 2 つの国内異教徒団体連合の会員になった。

44. モロッコでは「女性の権利保護のためのイニシャティヴ」が、女性の保護と司法へのアクセスを強化するため、包括的介入モデルを実施した。企画の存続期間を越えて、フェズの多機能センター Batha は当初予想された 4 倍の利用者を受け入れ、2,049 名の女性と女兒の暴力のサヴァイヴァーに対し、質の高い心理カウンセリングと保健サービス、法的支援を提供した。2016 年、少なくとも 54 人のサヴァイヴァーが、Batha センターが提供する経済的生計サービスにアクセスした。

45. 「アクション・エイド・ミャンマー」は、ヤンゴンのサービス提供を改善する包括的イニシャティヴを実施した。この企画は 2012 年に行なわれて成功したテストケース企画に基づいて作成され、農山漁村女性への法的支援サービスの提供により、司法へのアクセスを推進することに特に重点を置いた。インタビューされた弁護士補助員のほとんどが、企画の訓練の結果、女性と女兒に対する暴力の事例を扱う際に、より自信があると報告し、196 名の女性が弁護士補助員との相談から恩恵を受けた。補助員は事例の更なる支援のために 11 の事例を「リーガル・クリニック・ミャンマー」に照会した。

46. タジキスタンで暴力の女性サヴァイヴァー用の唯一のシェルターを運営している Najoti kudakon は、Kulob 山岳地帯にいる農山村女性向けサービスへのアクセスを向上させるために活動している。その企画に該当する地域では、135 名の女性（うち 61 名はドメスティック・ヴァイオレンスのサヴァイヴァー）が、他の女性を支援するスキルを身につける訓練を終了した。企画は Kulob 地域の村にある 12 の女性支援グループの設立を支援したが、グループは組織が提供するシェルターやその他必要なサービスにと

って照会手段になった。実施の最初の1年で51名のサヴァイヴァーが支援と法的サービスに照会され、うち38名がドメスティック・ヴァイオレンスを経験していた。

47. 東ティモールで、インドネシアによる占領下(1975-1999)の性的暴力の女性サヴァイヴァーをエンパワーするため、Chega Ba Ita Association が実施したプロジェクトでは、司法へのアクセスが焦点であった。13の地区で仕事をしており、プログラムは直接サヴァイヴァーや国立女性団体と共に活動して、政策立案者や国会議員と係わり続けている。暴力のサヴァイヴァー15名がリーダーシップと組織的能力強化の訓練に係わり、4名の女性が紛争時の体験の映画を作った。3名の女性は経済的に独立できるよう、お互いに支援し合うため、地域社会でグループ活動を開始した。

48. 「Leonard Cheshire 障害信託」はジンバブエの10の地区でプロジェクトを実施しており、約500人の障害を持つ女性と女兒に手を差し伸べて、女性に対する暴力に関する情報を提供し、女性を暴力から護る手続きや関連法を伝えている。また暴力のサヴァイヴァー93名に実際的な支援を提供した。さらにプロジェクトは41名の警官と裁判所職員に、ジェンダーに基づく暴力を伝える際の様々な障害の影響に関し、手話で訓練する手助けをした。

### C. 法律を実施する

49. 毎年、信託基金の受領申し込みの約3分の2が、女性に対する暴力に反対する法律の有効な実施の確保を求めている。助成金受領団体の多くが取り組んでいる主要な課題は、各国が確実にその責務を果たし、女性に対する暴力を防止し対処するために法律の強化と国内行動計画や政策を完全に実施することである。

50. 信託基金の助成金受領団体である「ネパール不断の開発」は、証明済みの直接提供方法論を使い、ネパールの学校32校で4,504人の若い人達に性と生殖に関する健康についての知識を与えている。学生達は、月経中の女性を家族や地域社会から引き離す、有害な伝統的慣行である Chhaupadi に反対する121のイベントを組織したが、この慣行は2005年ネパールの最高裁判所から非合法とされた。さらに、4地区の地域の指導者と伝統的治療者が性と生殖に関する健康について訓練を受け、6つのパートナーである市民社会組織が、Chhaupadi とジェンダーに基づく暴力に対抗する作業を通常のプログラムに主流化する方法について、技術的支援を受けた。

51. パレスチナ国では「女性のための心理カウンセリング・センター」が、いわゆる「家族の名誉」のためのジェンダーに関連した、女性の殺人を根絶する目的で活動している。その助成金受領団体は保健・社会問題省の政府職員とヘブロン及びベツレヘムの警官に対し、現在の全国照会制度の実施を奨励する訓練プログラムを開始した。司法制度及び女性がどのように保護サービスへのアクセスを増やせるかについて、地域社会の理解を高めるため、10か所で40のワークショップが開催された。その団体は1,439件の女性に対する暴力を警察に照会し、法廷での法定代理又は支援を400名の女性に提供した。

52. ペルーの「女性の権利保護研究所」は、新しいペルー刑事訴訟法の改善された適用を通し、性暴力の刑罰免除と取り組む企画を実施した。その企画は、判事や検察官を含む4,721人の公務員に訓練を施した。フニン市は助成金受領団体が草案した、性暴力被害者のための統一宣言手続きの規約に関する条約議定書を承認した。さらに、33,700人の女性を代表する75団体から627名の女性指導者が訓練を受け、そのうちの115名が当局と共に一連の手続きを開始した。

53. ラテンアメリカの地域的な「安全な都市計画」の成功の上に構築した、「Sur Corporación de Estudios Sociales y Educación」は、チリ、コロンビア、エルサルヴァドルの私的及び公共スペースにおける、女性に対する暴力への有効な制度的対応を確保するため、サヴァイヴァーや警察と共に活動した。そのプロジェクトは385人以上の女性と女兒、および85名の暴力のサヴァイヴァーが、利用できる保護制度について確実に分かるようにした。プロジェクトが対象とした3つの警官隊から合計436名の警官が、仕事にジェンダー視点を統合する訓練を受けた。

54. トーゴでは小規模で若く献身的な組織である Alafia が、HIV 感染の危険を増やす有害な伝統的やもめ暮らしの慣行を撲滅するために活動している。2012年に採択された法律では、寡婦に対しこのような

慣行への拒否権を与えているにもかかわらず、ほとんどの地域社会はそれに気付かず、特に農山漁村地帯では慣行が広く行き渡ったままである。3月と4月に24の村にまたがって2つの能力形成ワークショップが組織され、1,960人の地域社会の指導者と村長が携わったが、そのうちの1,193人は女性であった。ワークショップの終了までに村長の95%、地域社会の指導者の90%が、女性の権利についての知識と理解をより深めたことを示し、この有害な伝統的慣行の撲滅を助けるため、同輩の感受性を高め続けると約束した。

## D. 紛争

55. いくつかの助成金受領団体が、信託基金の特別資金窓口のひとつを通して、紛争中あるいは紛争後の環境における暴力のサヴァイヴァーである女性と女児の、特別なニーズと取り組む企画を実施した。コンゴ民主共和国ではPanzi財団が、2つの地区のワン・ストップ・センターで、統合された人権に基づく心理社会的、法的小および社会経済的支援の提供を拡大している。これまでのところ、性暴力のサヴァイヴァー119名が、センターで利用できるサービスについての情報を受け取った。彼らは弁護士補佐官から法的カウンセリングを受け、最初の法的カウンセリングの後、「Panzi法律クリニック」に照会された。「人権のための医者」と連携して、そのプログラムはまた、Panziモデルの原則及び性暴力の法医学的証拠の適切な収集に基づいて、医学や法律、心理社会学の専門家を訓練する予定である。

56. Promundoは、高レベルの都市暴力の状況（ブラジル）及び紛争の影響を受けた環境（コンゴ民主共和国）での、女児に対する暴力を防止するため、証拠に基づいた経験の上に構築する企画を実施している。暴力を経験あるいは目撃した思春期の女児と男児と直接に活動して、その企画は彼らの経験についての批判的な反省と健康的で暴力のない態度や行動を養成するため、集団の教育とカウンセリングを使っている。若者向けの2つの「living peace」手引書が吟味され、手引書に基づく16時間の訓練プログラムが提供されている。コンゴ民主共和国では、地方の大学出身の臨床心理学の学生と心理学者32名がファシリテーターとして認定された。ブラジルではPromundoが教育政策における19名の主要な利害関係者と会合を主催した。

57. 国際刑事裁判所から法廷助言者の地位を与えられた唯一の国際女性団体である「ジェンダー正義のための女性のイニシャティヴ」は、コンゴ民主共和国、リビア、スーダン及びウガンダで、武力紛争時のジェンダーに基づいた犯罪の信頼できるデータを収集し、戦争の悪影響を受けた女性向けに司法へのアクセスを拡大するために、地元の能力を強化する活動をした。助成金受領期間中、その企画は北及び南キヴで、性犯罪とジェンダーに基づく犯罪のサヴァイヴァー2,072名が医療と心理社会的支援にアクセスできるよう援助した。（比較すると、2012年には数字は250以下であった）。彼らのうち85%はその企画を通して、レイプ関連の傷害に対する外科手術を受ける支援も得た。介入した国全てで合計7万8,675人の直接的小および間接的受益者が、プログラムと活動に参加した。受益者のうち3万6,300名の女性と女児が性犯罪やジェンダーに基づく犯罪のサヴァイヴァーであった。

58. 前回のプロジェクト期間にあげた「カンボジア特別法廷の被害者支援課」の業績は、多大で持続可能な可能性を示しており、助成金受領団体はさらなる財政支援を申し込むよう求められた。現在の企画は、利害関係者間にジェンダーへの配慮を補強して高め、1975-1979年にクメール・ルージュにより犯された広範囲な人権侵害に関する法廷の手続きの中で、ジェンダーに基づく暴力の女性サヴァイヴァー達が確実に意味のある参加ができることを目的としている。企画の新しい要素は、このようなトラウマが家族に与えてきた財政的影響の認識のもとで、女性サヴァイヴァーと所得を生み出すスキルの訓練とを結び付けている。

## E. サービスが行き届かない集団

59. 信託基金は、サービスが不十分な過少評価された女性と女児の支援に2,200万ドル以上を投資している。これは2015年から見れば大幅な増加である。これらの助成金から恩恵を受けている集団には移動者と難民；障害を持つ女性；先住民族女性；家事労働者；セックス・ワーカーの女性；HIVに感染した女性；レズビアン、バイセクシュアル及び性同一性障害の女性；それに高齢の女性がいる。下記の例は支援したイニシャティヴと採用した方法論の多様性を映し出している。

60. アルバニアでは、「LGBT 反差別同盟」が、暴力を経験しているレズビアン、バイセクシュアル及び性同一性障害の女性が利用できる応対サービスの質を高めるプロジェクトを実施した。そのプロジェクトは、差別や暴力の防止に関する見聞の広い政策立案に基盤を提供する、初の全国調査を公表した。さらに、助成金受領団体は6つの市でその地域にいるレズビアン、バイセクシュアル、性同一性障害の女性の特別なニーズに取り組むため、連絡窓口の訓練をした。

61. モーリタニアでは、信託基金の助成金受領団体 SOS-Esclaves が、奴隷のサヴァイヴァーである44名の女性と子どもを支援した。そのプロジェクトは、女性のリーダーシップ訓練と女性の助言者が指導する毎月の意識啓発集会について、2つのワークショップを提供した。1,260人余りの人々が、大多数は女性だが、これらの集会に参加した。2015年11月24日と25日にジュネーブで開かれた「マイノリティ問題に関するフォーラム」の第8回会合に、SOS-Esclavesの国のコーディネーターが出席し、モーリタニアの刑事司法制度におけるハラティンとアフロ・モーリタニア人が直面している制度的差別について発表した。SOS-Esclavesは、非常に影響力があり権力を持つ部族出身の、奴隷所有者2人の有罪判決を確保した：これは奴隷のための特別法廷による初の有罪判決であった。

62. 「Fundacio Sida i Societat」は、グアテマラのセックス・ワーカーに対する性暴力を防止し削減するための企画を実施した。企画が設立した女性セックス・ワーカー・ネットワークは、性と生殖に関する権利、HIV、ジェンダーに基づく暴力、及び利用できるサービスについて、同輩教育を通して418人のセックス・ワーカー、33人の少数民族女性、それに187人の暴力の女児サヴァイヴァーに意識啓発を行った。

63. 「ジャマイカ命のためのエイズ支援」は、ジャマイカでHIV感染者やその他の主要な母集団に臨床サービスを提供している唯一のNGOで、一貫して「国際的なエイズ対策の進捗報告」へ提出された好事例の一部となってきた。団体のサービスにアクセスした全依頼人の90%以上の見解によると、彼らはより良い健康を享受している。少なくとも1,469名の、HIVに感染している、あるいは女性に対する暴力の悪影響を受けた女性、女児及び性同一性障害者が、報告期間中にサービスにアクセスした。3か所の診療所の現場が、診療所の来訪者、HIVと梅毒のテスト、及びその他のサービスの取り込みが増えたと報告した。さらに532人以上の女性と女児が、今では生活と技術や、女性に対する暴力に対応するための法的識字とアドヴォカシーの知識や訓練を得ている。52名の法律施行役人と36名の行政区駐在の下級判事及び裁判官が、HIVや暴力の影響を受けた女性と女児のニーズに適切に対応することができるよう、意識啓発訓練に参加した。

64. タンザニア連合共和国では地方の女性団体である「成長のための平等」が、ダルエスサラームの2地区にある6つの市場に安全な環境を作り上げることで、女性の経済的権利を強め、暴力に対する脆弱性を削減するために活動している。そのプログラムは、団体が5つの市場で実施した前回の企画時に収集した、受益者の勧告の上に作られている。40名の地域社会法律サポーターと弁護士補佐官のネットワークが作られ、25名の弁護士補佐官が、女性に対する暴力と女性の人権について豊かな知識を得るため、また、ジェンダーに基づく暴力の報告にある女性や女児の支援方法について2日間の訓練会合に出席した。

## F. 第20回サイクルの助成金受領団体

65. 信託基金の中心を小規模団体におくという前回の成功に基づき、2016年11月に完了した第20回助成金支援サイクルは、思春期の女の子に重点を置くベラルーシ、ブルキナファソ、及びセルビアでの企画と共に、この特別助成金支援窓口を継続し、拡大している。これらの企画は性的関心と健康に係わる問題に関する情報へのアクセス、暴力を識別し対応するスキルの提供、親密なパートナーからの暴力の底に潜む社会の態度と取り組む、資料の開発と普及などの向上を目的としている。その他の新企画は、暴力のサヴァイヴァーのための司法へのアクセスの向上（コンゴ民主共和国とメキシコ）；女児を性暴力から護るための仕組みを開発する目的で、地域社会と学校を動員すること（ナイジェリア）；女性のリーダーシップとエンパワーメントを推進し、女性と女児に対する暴力を終わらせるための芸術とスポーツの利用（ルワンダ）等の活動をする予定である。サヴァイヴァーに対する、必須の安全かつ適切な多部

門にわたるサービスへのアクセスの向上は、カンボジア、モンテネグロ、ソロモン諸島、及び旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国における新企画の中心点である。

66. 信託基金は、難民危機の状況にある女性に対する暴力と取り組む特別窓口を通して、5つの新企画を支援している。イラクとヨルダンに本拠を置き、プロジェクトの目的としては、シリア難民に対する性暴力とジェンダーに基づく暴力の監視、文書化及び報告をすること；これらの犯罪に関する意識の啓発と支援サービスへのアクセスの向上；性暴力とジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーであるヤズィーディー教徒の女性と女兒に支援を提供すること；イラクのクルディスタン地域にいる女性と女兒に対する暴力を防止し対応するために、より良い環境を作り出すよう、個々の女性をエンパワーし多様な利害関係者と係わること；ヨルダンの高度に脆弱で孤立した女性と女兒に、広く手を延ばして利用できる支援サービス、女性の権利、暴力の防止などについての教育を提供することなどである。

67. アフリカではカメルーン、ケニア、マダガスカル、マラウイ、マリ、シエラレオネのプロジェクトに新しく助成金が授与され、多部門にわたるサービスの提供；エンパワーメント活動を通して女性と思春期の女の子に対する暴力の防止；女性性器切除/割礼や早期結婚のような有害な伝統的慣習を終わらせるため、社会規範を変えること；女兒の商業的な性的搾取の防止；及び性暴力のサヴァイヴァーのための司法へのアクセスの向上などが中心となる予定である。主要な受益者には思春期の女の子、難民及びHIV/エイズ感染者やレズビアン、バイセクシュアル、性同一性障害の女性を含む、サービスが不十分な女性などが含まれるだろう。

68. ラテンアメリカとカリブ海諸国で信託基金から支援を受ける新企画は、法律、政策、国内行動計画の効果的な実施や、市民意識キャンペーンを通しての女性と女兒に対する暴力の防止と終焉のための説明責任制度の増強、女性たちに地域社会で変化の担い手になるよう奨励することなどを求めている。プロジェクトは3カ国（チリ、コロンビア、グアテマラ）で活動し、先住民族女性やアフリカを祖先とする女性などのサービスが不十分な集団と活動する。

69. アラブ諸国ではレバノンの新企画が、難民、女性の人権擁護者、及びシリア・アラブ共和国の危機的状況で人身取引や親密なパートナーからの暴力を受けた女性と女兒に焦点を当てるだろう。パレスチナ国では、暴力の女性と女兒のサヴァイヴァーが、確実に必須の安全で適切な多分野にわたるサービスにアクセスできるよう求める企画が実施される予定である。

70. アジア太平洋では、障害を持つ女性がカンボジアの信託基金が助成するプロジェクトの中心であり、一方、インドのプロジェクトは、農山漁村地域社会で特に Dalit (不可触賤民) の家事労働者の間にある、親密なパートナーからの暴力と子ども結婚や強制結婚の防止に関して活動する予定である。ミャンマーとソロモン諸島の企画は、司法へのアクセスと刑罰免除を終わらせることに重点を置く予定であり；ミャンマーの企画は性同一性障害のセックス・ワーカーのニーズを満たすことを求めるだろう。最後に、パキスタンの企画は女性のリーダーシップ能力を形成し、サヴァイヴァーの経済的自立の解決を探る活動になるだろう。

71. ヨーロッパと中央アジアでは信託基金が支援する企画が、暴力の危険にさらされている、あるいは経験した高齢女性の保護と必要に応えるサービスに（モルドヴァ共和国）、教育と助言の支援、また自営業の機会を提供して暴力のサヴァイヴァーの経済的エンパワーメントを強化することに（セルビア）重点を置く予定である。

## VI. 前進の道

72. 2016年、信託基金が行なった助成金受領団体のメタ評価と調査は、将来に向けて堅固なプラットフォームを提供した。それらのお陰で信託基金は反省することができ、助成金受領団体からの女性と女兒に対する暴力の防止と終焉に関する、また同時にその有効性を高める、類のない大量の知識や経験の蓄積と活用を継続しながら、確信を持って前進することができた。

73. 次の5年間にわたる信託基金の仕事は、財政支援モデルを「寄付者に依存」モデルから、国のより広い制度的対応に組み込まれた、持続可能な作業のプログラムの創造へと変えることを狙った、持続可能な開発の未来像に下支えされるだろう。中心的な課題は、各国政府が適正評価手続きの基準を満たすよう奨励し支援すること、及び法律を執行して実施し、女性に対する暴力を防止して対処するために、適切な資源を国内行動計画と政策に割り当てるという責務を確実に果たすことになるだろう。

74. 信託基金は、加盟国や国連システム、市民社会組織と十分に協力して活動し、政策立案者や法律制定者が女性の人権の実現を推進する際に、前向きにすぐ対応できるよう支援する努力を懸命に続けるつもりである。経済的不利益は、女性に対する暴力を牽引し、女性がこのような暴力から自分を守る選択肢を制限する、ジェンダーに基づく差別が広く行き渡った結果である。支援を受けたプロジェクトは、女性が仕事場で身を守るのを助けることから、経済的自立を育むことができるスキルの獲得まで、さまざまな方法論とアプローチを通してこの取り組みを追及している。

75. このような極めて重要で意欲的な目的を果たすため、信託基金は継続してパートナーのポートフォリオを拡大し、世界のいたるところにある、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力に取り組む際に、大なり小なりの助成金受領団体への支援を増やすため、潜在的な支援者と関わる新しい創造的な方法を追求するつもりである。キャンペーンと「オレンジ」イニシアティブが火をつけた想像力とエネルギーは、女性と女兒に対する暴力により大きな地球規模の関心をもたらし、最も重要なことに、信託基金が育成し続けると約束した変化の大きな可能性にはっきりした兆候を与えた。

\*\*\*\*\*

## 女性の地位委員会議長に宛てた経済社会理事会理事長からの 2016年11月15日付の書簡(E/CN.6/2017/8)

機能委員会に関連して、7月に開催された経済社会理事会の2016年の会期で採択された決議と決定を含む下記の表にご注意いただきたく存じます(付録をご参照ください)。

閣僚宣言に加えて、総計28の決議と70の決定が、この会期に採択されました。

この書簡とその付録が、ご検討ともし必要でありますならば行動のために、貴機能委員会のご注意を頂けますならば大変幸甚に存じ、この点で、継続したご支援とご協力に対して感謝申し上げたいと存じます。

(署名) Federick Musiiwa Makamure Shava

### 付録

関連国連機関による行動を要請する、2016年経済社会理事会会期で採択された決議と決定

女性の地位委員会によるフォローアップを必要とする決議と決定

2016/3 女性の地位委員会の複数年にわたる作業計画

2016/4 パレスチナ女性の状況と支援

2016/224 第60回女性の地位委員会報告書と61回会期の暫定アジェンダと公式文書

機能委員会による行動を要請する決議

2016/2 国連システムのすべての政策とプログラムにジェンダーの視点を主流化する

2016/15 「2011年から2020年までの10年間の後発開発途上国のための行動計画」

### 国連システムのすべての関連国連機関による行動を要請する決議

2016/2 国連システムのすべての政策と計画へのジェンダーの視点の主流化

2016/5 「非感染性疾患の予防と管理に関する国連機関間タスク・フォース」

2016/7 「アフリカ開発のためのニュー・パートナーシップ」の社会的側面

2016/8 現代世界における社会開発を再考し、強化する

2016/9 国連の緊急事態人道支援の調整の強化

2016/15 「2011年から2020年までの10年間の後発開発途上国のための行動計画」

2016/20 国連に関連する専門機関と国際機関による非自治領土への支援

2016/22 情報社会世界サミットの成果の実施とフォローアップにおいて遂げられた進歩の評価

2016/26 第15回公共行政専門家委員会報告

2016/28 ハイティに関する特別諮問グループ

\*\*\*\*\*

## 経済社会理事会と持続可能な開発に関する高官政治フォーラム の作業へのインプット(E/CN.6/2017/9)

### 事務局メモ

1. 本メモは、女性の地位委員会の作業が、2017年の経済社会理事会と持続可能な開発に関する高官政治フォーラムの作業に対して行うことのできる貢献についての概要を提供するものである。
2. 総会は、経済社会理事会強化に関する総会決議 61/16 の実施の見直しに関するその決議 68/1 で、理事会の補助機関にとって意味合いを持つ変革を導入した。この決議のその他の規定の中で、総会は、理事会が年次テーマの採択と2015年から理事会のセグメントを交互にすることを通して、国連システムに提供する実体的リーダーシップを説明した。この決議の採択で、総会は、補助機関が理事会を強化するより幅広い状況で、独自の作業を推し進める機会と期待を生み出した。
3. 総会は、その決議 70/1 で、総会と経済社会理事会が主催する高官政治フォーラムが、経済社会理事会の機能委員会によるテーマ別見直しに対する支援を含め、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に関連する世界レベルでのフォローアップと見直しプロセスを監督する際に、中心的役割を持つことを決定した。
4. 女性の地位委員会の今後の組織と作業方法に関する経済社会理事会決議 2015/6 に従って、委員会は、その作業に貢献するために、理事会の合意された主要テーマのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関連する側面について報告し、その作業にテーマ別取組みを適用し、複数年にわたる作業計画を採択してきた。優先テーマを選択する際に、委員会は、「北京行動綱領」と第23回特別総会の成果に加えて、相乗作用を築き、理事会システムと高官政治フォーラムの作業に貢献するために、「2030 アジェンダ」のみならず、理事会の作業計画を考慮に入れている。
5. 経済社会理事会決議 2016/3 に含まれているように、委員会の複数年にわたる作業計画は、委員会が2019年までに検討する優先テーマと見直しテーマを述べている。その複数年にわたる作業計画は、委員会が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの促進された実現に貢献するために、理事会と高官政

治フォーラムの作業との相乗作用と関連性を築くことができるようにしている。委員会は、2017年から2019年までに以下のトピックを検討する：

2017年

優先テーマ：変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメント

見直しテーマ：女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の実施における課題と業績(第58回会期の合意結論)

新たな問題/重点領域：先住民族女性のエンパワーメント

2018年

優先テーマ：ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワーメントを達成する際の課題と機会

見直しテーマ：メディアとICTへの女性の参画とアクセス及び女性の地位の向上とエンパワーメントの手段としてのそのインパクトと利用(第47回会期の合意結論)

2019年

優先テーマ：ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントのための社会保護制度、公共サービスへのアクセス及び持続可能なインフラ

見直しテーマ：女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性(第60回会期の合意結論)

6. 経済社会理事会は、最近、以下のように、2017年、2018年及び2019年の主要テーマを決定した：

2017年：持続可能な開発の推進、機会の拡大及び関連する課題への対処を通じたあらゆる形態と側面での貧困の根絶

2018年：世界から地方へ：都会と農山漁村地域社会での持続可能で強靱な社会を支える

2019年：万人のための一つの世界：平等で包摂的な社会を築くために人々をエンパワーする

7. 詳細に検討されるべき「持続可能な開発目標」と共に、高官政治フォーラムの現在のサイクルのためのテーマも、以下のように、総会決議 70/299 で決定されている：

2017年：変化する世界における貧困根絶と繁栄の推進；目標 1, 2, 5, 9 及び 14 並びに 17

2018年：持続可能で強靱な社会に向けて；目標 6, 7, 11 及び 15 並びに 17

2019年：人々のエンパワーメントと包摂性と平等の確保；目標 4, 8, 10, 13 及び 16 並びに 17

8. 2017年の理事会と高官政治フォーラムのテーマの重点は、第60回・61回委員会の作業からかなりの利益を受けることができる。特に、2016年の第60回会期で、委員会は、女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性に関するその合意結論で、「2030アジェンダ」のジェンダーに対応した実施のための詳細な道程表を述べた。この合意結論は、①規範的・法的・政策枠組の強化、②ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントに資金調達するための機能的環境の醸成、③持続可能な開発のすべての領域での女性のリーダーシップと意思決定への女性の完全かつ平等な参画の強化、④ジェンダーに対応したデータ収集、フォローアップ及び見直しプロセス、⑤国内の制度的取り決めの強化という「2030アジェンダ」のジェンダーに配慮した実施を達成するために、各国政府及びその他の利害関係者による行動が特に緊急を要する5つの政策領域を強調している。分析と行動の勧告は、理事会と高官政治フォーラムの作業への寄与として利用できる。

9. 第 61 回委員会の優先テーマは、その他の側面の中でも「目標 5」とその他の「目標」、特に「目標 8」との間の関連性を強調するものと期待されている。女性の経済的エンパワーメントも、「目標 1」に向けて進歩を遂げるために極めて重要である。委員会の見直しテーマである「女性と女兒のための『ミレニアム開発目標』の実施における課題と業績」も、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの実現を促進しようとする努力において、「ミニアム開発目標」から「持続可能な開発目標」へと移行するために行われる行動に重点を置く機会となる。これらトピックは、従って、2017 年の理事会会期と高官政治フォーラムのテーマに沿うものであり、その審議に直接的に貢献することができる。

10. 委員会によるその優先テーマの検討の成果は、そのテーマに関する合意結論並びに関係ラウンド・テーブル、意見交換対話及び専門家パネルの議長概要を含むことが期待されている。見直しテーマと重点領域の検討の成果は、議長の概要となる。これら成果は触媒となることができ、ジェンダーの視点のその審議と成果への統合において、効果的に理事会と高官政治フォーラムを支えることができる。優先テーマと見直しテーマに関する事務総長報告書(それぞれ、E/CN.6/2017/3 及び E/CN.6/2017/4)も、審議を支援できる。

\*\*\*\*\*

## 第 64 回・65 回女子差別撤廃委員会の結果(E/CN.6/2017/10)

### 事務局メモ

#### 概要

本メモは、採択された決定を含め、それぞれ 2016 年 7 月 4 日から 22 日までと 10 月 24 日から 11 月 18 日まで、ジュネーブで開催された第 64 回と 65 回女子差別撤廃委員会の結果を反映するものである。2016 年 2 月 15 日から 3 月 4 日まで、ジュネーブで開催された第 63 回会期に関する情報は、総会への委員会の報告書(A/71/38、パート III)で見ることができる。

#### I. 序論

1. 総会は、その決議 47/94 で、女子差別撤廃委員会の会期が、できれば女性の地位委員会への情報のために、これら会期の結果の時宜を得た伝達ができるように計画されるべきであることを勧告した。

2. 女子差別撤廃委員会は、それぞれ 2016 年 7 月 4 日から 22 日までと 10 月 24 日から 11 月 18 日までその第 64 回・65 回会期を開催した。第 64 回委員会は、提案された「持続可能な開発目標」の指標 5.1.1(「平等と性に基づく非差別を推進し、施行し、監視する法的枠組みが設置されているかどうか」)のための報告プロセスに関わるという公約を繰り返し述べ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の実体的規定がそれら法的枠組みの明確化のための基礎として役立つのではないかとという提案に対する支持を示している書簡をジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)に送った。女子差別撤廃委員会は、その後「すべての移動労働者とその家族の権利保護委員会、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)及び国連ウィメンとの合同で採択された難民と移動者の大規模移動のジェンダーの側面への対処に関するステートメントも見直し、OHCHR と国連ウィメンによって主催された「条約」を通じた女性移動労働者の労働と人権を推進し、保護することに関するサイド・イベントを移動労働者委員会と共に開催した。

3. 第 65 回委員会は、特に女性に対する暴力に関するその一般勧告第 19 号(1992 年)を更新することに関連して、強化された協力を討議するために、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者である Dubravka Simonovic と会見した。女子差別撤廃委員会は、国連ウィメン、経済協力開発機構の社会機関及び提案されている「持続可能な開発目標」指標 5.1.1 のジェンダー指数と世界銀行の女性、企業、法律データベースによって準備された問題のリスト案を歓迎し、この問題を 2017 年から問題と質問のリストと締約国との建設的対話に統合することにより、この問題をテストすることを決定した。委員会は、

2017年から締約国との対話は受け入れないことも決定した。委員会は、手続きの効果を評価し終わるまで、簡素化された報告手続の下で検討されることになっている締約国からの新たな要請も受け入れないことを決定した。

4. 女子差別撤廃委員会は、パートナーとのかかわりを継続した。第63回会期直後に、委員会議長の林陽子は、ニューヨークでの第60回女性の地位委員会でステートメントを行った。2016年10月10日の第65回会期前に、議長は、ニューヨークでの総会の第三委員会に第61回・62回・63回委員会報告書(A/71/38)を提出した。

5. 第64回委員会は、売春女性の差別を提唱しているアムネスティ・インターナショナルの新しい性労働者政策に関して、この団体からの説明を受けた。

6. 第65回委員会は、国連ウィメンが開発した「条約」に関する新しいオンラインの訓練ツールで、セント・ドミンゴの国連ウィメン訓練センターの代表からのビデオ会議を通じた説明を聞いた。委員会は、「持続可能な開発目標」、特に指標5.1.1を監視するための指標の開発に関して、事務局の経済社会問題局統計部の統計サービス課の課長からビデオ会議を通して説明も受けた。委員会は、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関連する問題を討議するために、列国議会同盟(IPU)の会長、ジュネーブで開催された第135回国議会同盟総会に参加したジェンダー平等の推進に積極的な議員を伴ってきたバングラデシュの議員 Saber Chowdhury 及び拷問禁止委員会と私的に会見した。委員会は、人権条約機関制度、指標5.1.1に関するその国連ウィメンとのかかわり及びその最近の一般勧告案に関する作業の強化に関する総会決議68/268の状況で、「条約」とその「選択議定書」の実施に関して締約国に説明した。

7. 女子差別撤廃委員会は、国連国別チーム、機関及び専門機関、その他の政府間機関、国内人権機関及びNGO(最後に述べたNGOは国際女性の権利行動監視機構アジア太平洋が調整)から受けた国に特化した情報から利益を受けた。

8. 女子差別撤廃委員会の第65回会期の最終日である2016年11月18日現在、「条約」には189の締約国があり、「選択議定書」には108の締約国があった。総計71カ国が、委員会の会議時間に関する「条約」の第20条(1)の修正を受け入れていた。修正を発効させるには、「条約」の締約国の3分の2(現在は126の締約国)が、事務総長に承諾文書を寄託しなければならない。

## II. 第64回・65回女子差別撤廃委員会の結果

### A. 委員会によって検討された報告書

9. 第64回委員会は、「条約」第18条の下で提出された8つの締約国の報告書を検討し、それについての最終見解を出した：アルバニア(CEDAW/C/ALB/4)、フランス(CEDAW/C/FRA/7-8)、マリ(CEDAW/C/MLI/6-7)、ミャンマー(CEDAW/C/MMR/4-5)、フィリピン(CEDAW/C/PHL/7-8)、トリニダード・トバゴ(CEDAW/C/TTO/4-7)、トルコ(CEDAW/C/TUR/7)及びウルグアイ(CEDAW/C/URY/8-9)。

10. 第65回委員会は、11の締約国の報告書を検討し、それについての最終見解を出した：アルゼンチン(CEDAW/C/ARG/7)、アルメニア(CEDAW/C/ARM/5-6)、バングラデシュ(CEDAW/C/BGD/8)、ベラルーシ(CEDAW/C/BLR/8)、ブータン(CEDAW/C/BTN/8-9)、ブルンディ(CEDAW/C/BDI/5-6)、カナダ(CEDAW/C/CAN/8-9)、エストニア(CEDAW/C/EST/5-6)、ホンデュラス(CEDAW/C/HNC/7-8)、オランダ(CEDAW/C/NLD/6)及びスイス(CEDAW/C/CHE/4-5)。

11. 国連国別チーム、機関と専門機関、その他の政府間機関、国内人権機関及びNGOの代表者たちが会期に出席した。締約国の報告書、委員会の問題と質問のリスト、それについての締約国の回答及びそれらの導入ステートメントは、委員会の最終見解と同様に、関連会期の下での委員会のウェブサイトにもポストされている。

### B. 「条約」第21条の実施に関連して取られた行動

#### 教育への権利に関する作業部会

12. 作業部会は、第 64 回・65 回会期に集まり、女性と女兒の教育への権利に関する一般勧告案を討議した。

#### **変動する気候における災害危険削減のジェンダー関連の側面に関する作業部会**

13. 作業部会は、第 64 回・65 回会期中に集まった。第 64 回会期では、作業部会は、委員会に提出された一般勧告の第一案を討議した。第 65 回会期では、後に地域間で利害関係者とオンラインで分かち合われることになった一般勧告案に関してコメントするよう締約国に勧める口頭メモを送り、コメントの提出期限をすべての利害関係者のために 2017 年 1 月 31 日まで延期することを決定した。

#### **作業方法に関する作業部会**

14. 作業部会は、第 64 回・65 回会期中に集まった。第 64 回会期では、作業部会は、フォローアップ情報とフォローアップ問題の最大数の提出、簡素化した報告手続の下での報告に先立つ問題と質問のリストの採択、国別タスク・フォースの活動の継続及び建設的意見交換対話のためのモデル質問の現行リストの期限を検討し、委員会に決定案を提出した。第 65 回会議では、作業部会は、国別タスク・フォースの調整会議に関する決定案を検討し、委員会に提出し、委員会の最終見解の標準パラグラフを改訂した。すべての決定案は、委員会によって採択された。作業部会は、国別報告者のためのガイダンス・メモも改訂した。

#### **女性に対する暴力に関する一般勧告第 19 号の更新に対して責任を有する作業部会**

15. 作業部会は、第 64 回・65 回会期中に集まった。第 64 回会期では、作業部会は、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告の第一案(一般勧告第 19 号を更新)を仕上げ、これは委員会に提出され、地域間で、利害関係者とオンラインで分かち合われた。第 65 回会期では、作業部会は、数多くの利害関係者から受領された第一案に関するコメントを検討し、継続して地域間で検討することを決定した。委員会は、案の採択まで一般勧告案に関するその継続する作業において、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者との密接な協働を継続するために、作業部会の提案を支持した。

#### **女子差別撤廃委員会/国連ウィメン/「持続可能な開発目標」作業部会**

16. 作業部会は、第 64 回・65 回会期中に集まった。第 64 回会期では、作業部会は、ニューヨークで 2016 年 6 月 14 日と 15 日に国連ウィメンによって開催された「持続可能な開発目標」の指標 5.1.1 に関するワークショップの成果を討議し、この問題に関して地域間で国連ウィメンとの協力を継続することを決定した。第 65 回会期では、作業部会は、指標をテストするために国連ウィメン、社会機関とジェンダー指数及び女性と法律データベースが準備した質問表案を討議した。作業部会は、2017 年 2 月/3 月の第 66 回会期で、委員会に 2017 年の持続可能な開発に関する高官政治フォーラムへの実体的インプットの第一案を提供することも決定した。

#### **列国議会同盟に関する作業部会**

17. 作業部会は、第 64 回・65 回会期中に集まった。両会期で、作業部会は、IPU との協力のための優先事項を討議した。第 64 回会期では、作業部会は、「持続可能な開発目標」プロセス、特に測定と指標 5.1.1. を通して、政治的・公的生活への女性の代表者数を増やすこと、選挙を監督するための独立した国内の説明責任メカニズムの設立、開発と人権との間の関連性をよりよく理解するための国々への技術支援の提供及び政党のためのクオータ制に関する勧告に重点を置いた。第 65 回会期では、作業部会は、委員会と IPU 総会との間の年次合同会議を制度化し、議会が独自のジェンダー配慮にアクセスする能力を築き、移動と難民の流れ、女性・平和・安全保障及び「目標」実施の監視に重点を置いた。

### **C. 委員会の作業を促進する方法と手段に関連して取られた行動**

#### **「条約」第 18 条の下での委員会の作業方法の強化**

18. 第 64 回委員会は、報告に先立って、それぞれの定期会期後に集まることになっている会期前作業部会によって簡素化された報告手続(決定 58/II)の下で準備された問題と質問のリスト案の会期の初めの受領の 10 日以内に文書でコメントを提出したメンバーだけが、委員会の次の定期会期の本会議でそのようなリストの採択中に討議の修正を提案できることを決定した。委員会は、報告に先立つ問題と質問のリストが、委員会の以前の最終見解を実施するために取られた措置に関する情報を提供するように締約国に求める標準パラグラフを含め、最大 25 パラグラフに限られ、75 以上の問題を提起しないことを決定した。委員会は、さらに、締約国との建設的対話のために、国別タスク・フォース内で永久的に活動し続けることを決定した。

19. 第 65 回委員会は、提出期限の過ぎた報告書が、提出期限までだけの期間をカバーすることを避け、「遅滞の場合には、報告書は、その提出時期までの全期間をカバーするべきである」という文を加えることにより、当該締約国の次の定期報告書の提出のための期限に関してその最終見解の中で標準パラグラフを修正することを決定した。委員会は、ライヴのウェブキャスティングと概要記録カヴァレッジのある公的会議で、「条約」の締約国との 2 年毎の非公式会議を開催し即座に有効とすることも決定した。

### フォローアップ手続き

20. 委員会は、最終見解のフォローアップに関する報告者の報告書を採択し、アルジェリア、アンゴラ、オーストリア、チリ、キプロス、ハンガリー、クウェート、マルタ、メキシコ、ネパール、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トーゴ及びトルクメニスタンのフォローアップ報告書を採択して、第 64 回・65 回会期でフォローアップ手続きの下での作業を継続した。報告書は、委員会のウェブ・ページにポストされた。第 64 回委員会は、最大限 4 つの問題またはサブパラグラフにフォローアップのために委員会により指定された最終見解の問題の数を制限することを決定した。第 65 回委員会は、フォローアップ報告者として Hirlary Gbedemah を代理報告者として Lia Nadaraia を任命し、両者とも 2017 年 1 月 1 日から 2018 年 12 月 31 日の 2 年間を任期とすることを決定した。委員会は、退任する報告者 Xiaoqiao Zou によって示されたフォローアップ手続きの評価も採択し、手続きが継続され、次回の評価が、2018 年 10 月/11 月に開催されることになっている第 71 回会期で次の評価が行われることを勧告した。

### 提出期限の過ぎた報告書

21. 委員会は、事務局が、5 年またはそれ以上報告書の提出期限が過ぎている締約国に、できるだけ早く報告書を提出することを思い出させるべきであることを決定した。第 65 回会期の最終日である 2016 年 11 月 18 日現在、5 年以上報告書の提出期限が過ぎている締約国は 12 カ国あった：ベリーズ、クック諸島、ドミニカ、キリバティ、ラトヴィア、モザンビーク、ニカラグア、セントキッツ・ネヴィス、セントルシア、サンマリノ、サントメプリンシペ及びスリナムである。提出期限がはるかに過ぎた報告書に関しては、委員会は、最後の手段として、特定の日時までに長く提出期限の過ぎた報告書を受領できなければ、報告書不在のまま、その締約国における「条約」の実施の検討を進めることを決定した。2017 年には、委員会は、報告書不在のまま、セントキッツ・ネヴィスにおける「条約」の実施を見直すことを計画している。提出され、検討が予定されている報告書の数が証明しているように、締約国は、事務局が伝える督促状に対応してきた。委員会には、現在、第 66 回会期(2017 年 2 月/3 月)と第 69 回会期(2018 年 2 月/3 月)との間に、検討が予定されている 36 の報告書がある。

### 委員会の今後の会期の日程

22. 委員会は、以下のように、第 66 回・67 回・68 回会期の日程試案を確認した：

#### 第 66 回会期

- (a) 「選択議定書」の下での通報作業部会の第 37 回会期: 2017 年 2 月 7-10 日、ジュネーヴ
- (b) 「選択議定書」の下での調査作業部会の第 6 回会期: 2017 年 3 月 9-10 日、ジュネーヴ
- (c) 本会議: 2017 年 2 月 13 日-3 月 3 日、ジュネーヴ

(d)第 68 回会期の会期前作業部会: 2017 年 3 月 6-10 日、ジュネーヴ

#### 第 67 回会期

(a)「選択議定書」の下での通報作業部会第 38 回会期: 2017 年 6 月 28-30 日、ジュネーヴ

(b)「選択議定書」の下での調査作業部会第 7 回会期: 2017 年 6 月 29-30 日、ジュネーヴ

(c)本会議: 2017 年 7 月 3-21 日、ジュネーヴ

(d)第 69 回会期会期前作業部会: 2017 年 7 月 24-28 日、ジュネーヴ

#### 第 68 回会期

(a)「選択議定書」の下での通報作業部会第 39 回会期: 2017 年 10 月 18-20 日、ジュネーヴ

(b)「選択議定書」の下での調査作業手部会第 8 回会期: 2017 年 10 月 19-20 日、ジュネーヴ

(c)本会議: 2017 年 10 月 23 日-11 月 17 日、ジュネーヴ

(d)第 70 回会期の会期前作業部会: 2017 年 11 月 20-24 日、ジュネーヴ

#### 今後の委員会会期で検討される報告書

23. 委員会は、第 67 回会期で、エルサルバドル、ドイツ、アイルランド、ヨルダン、ミクロネシア連邦国家、ルワンダ、スリランカ及びウクライナの報告書を検討することを確認した。

#### D. 「選択議定書」の第 2 条と 8 条から生じる問題に関して委員会が取った行動

24. 第 64 回委員会は、第 35 回会期に関する「選択議定書」の下での通報作業部会の報告書を支持した。委員会は、デンマークに関する通報第 57/2013 号と 64/2013 号、オーストリアに関する通報第 67/2014 号に関して、不許可の決定をコンセンサスで採択した。

25. 第 64 回委員会は、その見解に含まれている勧告の満足のいく解決を見いだしたので、デンマークに関する通報(第 53/2013 号)に関するフォローアップ対話を終了することも決定した。

26. 「選択議定書」の第 8 条の下での調査に関しては、委員会は、とりわけ、「選択議定書」の下での第 4 回調査作業部会の報告書を支持した。カナダに関する調査第 2011/1 号に関しては、委員会は、委員会の会期間の調査に対応して取った措置に関して、「選択議定書」の第 9 条(2)に従って、締約国から受けた情報を評価するために、指名された委員にマンデートを与え、第 65 回委員会に対して勧告を行うことを決定した。

27. 第 65 回委員会は、「選択議定書」の下での第 36 回通報作業部会の報告書を支持した。委員会は、スロヴァキアに関する通報第 66/2014 号に関連して違反有りとする見解を採択し、デンマークに関する通報第 61/2013 号と 71/2014 号及びノルウェーに関する通報第 74/2014 号をコンセンサスで不許可と宣言した。

28. 「選択議定書」第 8 条の下での調査に関しては、委員会は、「選択議定書」の下での第 5 回調査作業部会の報告書を支持した。フィリピンに関する調査第 2010/1 号については、委員会は、フィリピンに関する調査報告書に含まれている勧告(CEDAW/C/OP.8/PHL/1、パラ 49-52)の実施に関連して、その最終見解(CEDAW/C/PHL/7-8)、パラ 56)で要請されたフォローアップ情報が、同時に「選択議定書」の第 9 条(2)の下で締約国によって提出されることになっている情報となることを締約国に伝える口頭メモを送ることを決定した。カナダに関する調査 2011/1 号に関連して、委員会は、2018 年 11 月に中間フォローアップ報告書を提出し、調査報告書に含まれている委員会の勧告を実施するために取られた措置に関して、2020 年に包括的なフォローアップ報告書を提出するよう締約国に要請することを決定した。

\*\*\*\*\*

## 経済社会理事会に協議資格を有する NGO、国際婦人年連絡会提出の ステートメント(E/CN.6/2017/NGO/31)

事務総長は、経済社会理事会決議 1996/31 のパラグラフ 36 と 37 に従って、配布されつつある以下のステートメントを受領した。

### ステートメント

国際婦人年連絡会は、男女共同参画社会を達成するという共通の目標を持って、36 の国内の女性団体をまとめている。私たちは、女性のエンパワーメントの状況での年来の目標である「女性の経済的自立」が男女共同参画社会を達成するカギであり、あらゆる意思決定レベルでの女性の積極的参画がこの目的にとっての基本であることを信じている。

### 女性の経済的自立を阻む要因

女子差別撤廃委員会による過去と現在の勧告に対する政府の対応の遅さで証明されているように (CEDAW/C/JPN/CO/7-8)、信頼できる経済構造を持つ安定した民主主義国である日本がジェンダー平等を達成することを未だに妨げている深く根差したジェンダー構造が犯人であることが提起されている。

中央政府であれ、地方自治体であれ、企業であれ、1947 年以来、法の下での平等を保証し、性のための政治的・経済的・社会的関係における差別を禁止している憲法(第 14 条)があるにもかかわらず、構造的なジェンダー・バイアスによってほとんどの意思決定プロセスに女性があまり参画していないという事実も提起されている。

すべての意思決定プロセスに女性がほとんど参画していない状態で、男性支配の構造が、(1)結婚に当たり、一方の配偶者に旧姓をあきらめさせる家族法を制定し、このようにして個人としての人格を追求する際に、継続性を喪失させ、(2)婚姻中に扶養家族の地位を選択するよう既婚女性を誘導する税コード(マイ・ナンバー制度)を維持し、(3)これと相俟って、財政的不安定のために既婚女性に離婚を思いとどまらせ、言うまでもなく、経済的自立を欠いている主婦が離婚訴訟中に十分な交渉力を持ってない、自分自身が稼いだ所得に基づく老齢年金、(4)離婚手当も婚姻中に蓄えた財産の平等な分割の保証もない離婚訴訟法を確立し、(5)実際に、その実施のために大いに家族に頼る若者、高齢者、虚弱者及びその他の不利な立場にある人々のためのケア制度を推進し、再びケアを必要としている人々をケアするために稼ぎ手でない人々に雇用を辞めるように仕向けることを可能にしていることを考慮に入れる。これらの特徴は、しばしば女性の利益を推進するものと説明されているが、実際は、女性を主婦の依存した地位を選ぶよう仕向けている。私たちは、このようなジェンダー・バイアスのある計画を変えるために、政治と経済界のすべての意思決定プロセスへの女性の参画を増やすことが最も緊急であると考えます。

### 政府の政策

私たちは、2013 年 9 月 26 日の第 68 回国連総会での首相の発表に示されているように、女性をエンパワーし、ジェンダー平等を推進する現政府の公約を歓迎し、この素晴らしい言葉が空虚に述べられたものでないことを心より願う。

国政選挙及び地方選挙に立候補する男女候補者の数を平等にするよう政党を奨励するために、様々な場で、最近では 2016 年 10 月に、政権にある政党、つまり、自由民主党と公明党を含め、様々な政党に

よって発表された提案、並びに野党、つまり、民進党、日本共産党、生活の党、社会民主党、日本維新の会の提案も歓迎する。

## 私たちの公約

私たちは、十分な数の女性がすべての意思決定プロセスに参画するように、すべての選挙に積極的に参画するよう女性を動員し、公職に立候補するよう女性に要請し、そして勿論自分の良識に従って投票するよう女性に要請し、すべてのジェンダーに基づく法律が廃止され、判例法が破棄されることが極めて重要であると考えている。私たちは、男性が「女性に代わって女性の願いを理解し、実現してくれること」を主張しないで、女性が自分の意思を表明することが、自由で民主的な社会の基本原則であると信じている。

\*\*\*\*\*

## 経済社会理事会に協議資格を持つ NGO、大卒女性インターナショナル、BPW 国際連盟、女性団体国内同盟、民主主義を通じた平和のための寡婦、水パートナーシップのための女性、ゾンタ・インターナショナルが提出したステートメント(E/CN.6/2017/NGO/56)

事務総長は、経済社会理事会決議 1996/31 のパラグラフ 36 と 37 に従って、配布されつつある以下のステートメントを受領した。

### ステートメント

仕事の世界で、女性の経済的エンパワーメントを推進することは、ジェンダー平等の達成、人権の実現及び持続可能な開発のための基本である。各国政府、企業、地域社会がすべての職場で女性をエンパワーし、不平等の撤廃に投資する時、国々、地域社会及び家族は、保健の改善、教育への参画及び貧困削減を目の当たりにする。このことに沿って、特にこれで女性が労働力においてより強力な積極的役割を果たすことができるようになるようになるところでは、家庭とケア支援における男性の役割が認められるべきである。

女性のために職場でジェンダー平等を実現する努力は、持続可能な開発の一部としての経済的・社会的開発の重要な戦略である。女性と女兒は、貧困の中で暮らしている人々の大多数を占め、根強い多面的な不平等を経験しており、このようにして経済的開発の可能性を制限している。

「アディスアベバ行動アジェンダ」のパラグラフ 6 を通して、国々は、仕事の世界における女性のエンパワーメントを達成することを公約している。国々は、今、その公約を達成する変革的措置を定める必要がある。

- ・ 持続可能な開発、特に持続可能な開発目標 5 の一部として、専用の資金がジェンダー平等を推進するために提供されるべきである。すべての国々で、すべての女性と女兒、並びに周縁化された集団の経済的エンパワーメントを実現する実際的な行動の欠如が、持続可能な開発目標の成功を妨げるであろう。これら行動には、その家族のケアの状態に関わりなく、女性が経済的福利に貢献する機会が含まれるべきである。

- ・ 正規・非正規の教育は、変化する仕事の世界で女性がエンパワーされることを保障する際に、極めて重要な役割を果たす。教育を通して、女性と女兒は、仕事の世界で成功するために必要なスキルを延ばすことができる。教育と訓練は、女性の雇用のエンパワーメント・ニーズが場所によって異なり、それらに最も適切であるように対象を絞るべきであることを考慮に入れるべきである。

・法律は、雇用者に柔軟な労働時間を認め、職場でのセクシュアル・ハラスメントと闘い、すべての職場と教育制度にわたって性暴力から女性と女兒を保護するための奨励策を提供するべきである。法律には、教育を通してエンパワーされた女性と仕事の世界でのその貢献を妨げる制限や障害の削減が全体的な経済的生産性と繁栄を高めることができることを認めることが含まれるべきである。

・先住民族女性、移動労働者及び障害を持つ者といった周縁化された集団は、経済に完全に参画することから排除され続けており、全世界で女性の雇用率は、男性よりも少ない26%である。社会経済政策と法的枠組みは、女性と男性が労働力に完全に平等に参画できるように強化されなければならない。全世界で約8億3,000万人の女性労働者は、出産休業によって実際には適切にカバーされていない(国際労働機関(ILO)2014年)。出産休業に関する国際的なガイドラインはあるが(必ずしも守られているわけではない)、父親休業に関する国際的なガイドラインはない。こういった型の社会経済政策は、女性と男性が、社会の経済的・社会的福利に貢献する可能性を実現する能力に直接的インパクトを与える。

・伝統的に、女性支配の労働セクターには、低い価値が置かれてきた。これには、ケアの提供、教育、その地の家庭内のサービスが含まれる。これら労働領域の価値の移行及び家庭内労働のよりジェンダーに中立的な分業が、ジェンダー平等を推進するために達成されなければならない。そのような変革が、経済に完全に参画し、ディーセント・ワークにアクセスする女性の能力を推進するであろう。

## 教育と訓練のインパクト

質の高い教育へのアクセスが、どのように主要な役割を果たそうとも、経済的繁栄、正規経済への包摂、職と指導的地位への平等なアクセスを保証することはない。教育での男女同数が達成間近で、女性の教育達成度が男性を追い抜いているところでさえ、女性は未だにあらゆるレベルで、あらゆるセクターで、職の平等な割合を占めてはいない。このことは、職場と社会で作用している他の形態のジェンダー差別の結果として示されてきた。

女性が変化する仕事の世界にそのスキルを適合できることを保障し、すべての女性と女兒が、継続する生涯にわたる正規・非正規の教育と訓練にアクセスできることを保障するために、一致した努力が払われるべきである。技術的スキルと適切な言語スキルを提供する教育と訓練へのアクセスを高めることが極めて重要である。

女性は、様々な領域で仕事とキャリアを追求し、起業家となるために、スキルのセットを備えているべきである。例えば、科学、技術、工学、数学のように、女性の数が少ない産業とセクターに特に重点を置くことが、世界中の経済開発の基本となるだろう。

脆弱な集団が、仕事の世界において、また仕事の世界のために女性がエンパワーされる必要のある教育にアクセスすることを保障するために、特別な対象を絞った努力が払われるべきである。移動女性、難民、農山漁村地域で暮らしている女性、高齢女性及びその他のマイノリティ集団は、しばしば、仕事の世界において、また仕事の世界のためにエンパワーされることを妨げる職業教育にアクセスする際のかなりの課題を抱えている。多くの地域社会で、成人女性と高齢女性は、職業教育への拡大されたアクセスから利益を受けておらず、従って、経済的に遅れたままになっている(エンパワーされていない)。平等な参画とエンパワーメントを確保する開発努力において、以前は「取り残されていた」経済的に脆弱な集団を対象としたより多くのプログラムが展開される必要がある。

## 起業、雇用及び民間・公共セクターの役割

民間・公共セクターは、仕事の世界で女性をエンパワーする際に果たすべき重要な役割がある。女性のエンパワーメントを支援するための持続可能な開発の状況内での民間セクターによる優先的利益の変化は達成でき、民間セクターは、それ自体が強化されるべき国の責務を補い、支援しなければならない。

職の市場でジェンダー平等達成の一部として、女性は完全で平等な法的権利、財産権、土地の所有権と金融資源へのアクセスを与えられなければならない。訓練を通して金融意識を高めることは、仕事の

世界への女性のますますの貢献を達成し、このようにして「2030 アジェンダ」に貢献する際に、果たすべき重要な役割を有する女性が主導し、所有する中小企業の開発を可能にするであろう。

雇用者として、民間セクターは、指導的地位にある女性の数を増やし、すべてのセクターにわたってジェンダー多様性を改善し、仕事の世界への女性のための道筋へのより多くのアクセスを提供するための特別な行動をとらなければならない。

仕事の世界での女性のエンパワーメントは、経済がより生産的で革新的になるための基本的要件であることがますます認められ、受け入れられている。障害を生み出し、女性の労働の価値を男性の労働よりも低いものにする社会的に受け入れられている慣行は、受容できるものではない。全世界の統計が、女性が同一労働に対して少ない賃金を支払われており、すべての指導的地位で数が少ないことを証拠が継続して示している。

## 実施、政策措置及び行動

以下の行動と政策措置が「2030 アジェンダ」の実施を助け、仕事の世界での女性のエンパワーメントを確保するプロセスを促進するであろう。

- ・すべての「ILO 条約」は、仕事の世界でジェンダー平等を達成するためになされた公約に従って、加盟国によって実施されるべきである。
- ・女性の人身取引を防止し、現代の奴隷制度を防止し、これら脆弱な集団のすべての女性が質の高い教育と訓練にアクセスできることを保障するために、もっと多くのことがなされなければならない。
- ・経済構造と自分の国のプロセスに完全に貢献できるように、一人親家庭、移動女性と難民女性、高齢女性、孤立した農山漁村社会の女性のような周縁化された集団に法的・財政的支援が認められなければならない。
- ・育児休業政策は、両親がケア責任を分かち合うことを保障するべきである。仕事と家庭の二重の差し迫った必要は、しばしば、男性が女性と分かち合わない必要であり、多くの場合、女性が家庭での唯一のケアの提供者である。この責任の分業は、あらゆるレベルの職場での女性のエンパワーメントに対する差別と障害という結果となる。ケアと家庭責任が分かち合われて初めて社会は男性にも女性にも利益となる平等なものになるであろう。

## 法律

加盟国の法律は、職場での平等を達成し、雇用者が差別的慣行に対して責任を持たされることを保障する基本的ツールである。法律は障害を打ち破り、雇用者としてまたは起業家とビジネス・ウィメンとして仕事の世界で女性とその役割を果たす機会を提供する。

法改革は、以下を保障するべきである:

- ・女性の土地所有権と相続権が、その地方社会の経済に貢献するよう女性をエンパワーし、その家族を食べさせるものと認められること。
- ・女性は平等な賃金を含め、その雇用において平等な条件を受けること。
- ・労働環境が、女性が雇用とリーダーシップの機会に平等に参画できる施設を有する包摂的で安全なものであること。
- ・セクシュアル・ハラスメントが一形態の差別でありジェンダーに基づく暴力として正式に認められること。
- ・女性が仕事の世界に完全に参画できるようにして、独自の権利で旅をする自由を持つこと。

## データ・監視及び評価

徹底した、透明性のあるジェンダー別統計と指標が、説明責任方法論として極めて重要である。これらは、適切な金融戦略を開発する手段として、人権とジェンダー平等の公約を成就するためにも基本的なものである。

- ・性別データ: ジェンダーに特化した不利な条件とニーズを考慮に入れるために、多くのその他の領域、つまり、男女間の財産・資産の配分、ジェンダーに基づく暴力のような微妙な問題のジェンダー別データを編集することが重要である。

- ・ジェンダーに配慮した指標: 例えば雇用セクターにおいて、両性間の不平等が増加したのか減ったのかを測定し、指標が生産財または賃金割合へのアクセスを測定する。

性別データとジェンダーに配慮した指標は、ジェンダー格差を測定し、その結果不平等を矯正する開発計画を調整し、仕事の世界の女性のエンパワーメントを確保するために、国内的に、地域的に、世界的に収集されるべきである。

最低限、「変革的 2030 アジェンダ」に与えられたガイダンスの実施が優先事項であるべきである。これは、年齢、性、地理、所得、障害、性的指向、人種、民族性及び不平等の測定に関連するその他の要因に基づいて分類されたデータを提供するであろう(女性と女兒が経験する重複する不平等を含め)。指標の中には、家庭単位で(個人単位ではなく)測定されるものもあるが、これら指標のために収集されたデータは、家庭がどのように構成されているかを知ることが重要であるので、依然として極めて重要である。こういった情報がなければ、持続可能な開発の一部としての女性と女兒のエンパワーメントが直面している格差と課題を適切に完全に明らかにすることは難しいであろう。

## 結論

経済的エンパワーメントは、個人、家族及び社会をエンパワーする基本であるので、万人のための人権でなければならない。女性の貢献は、家族と地域社会を強化し、経済成長にとっての基本である。

仕事の世界に参入するのみならず、その分野での最高の地位及び指導的地位に到達するために、女性が利用できる経済機会の範囲を拡大するために、さらに多くのことがなされなければならない。女性はしばしば、仕事の世界で複雑化される重なり合う差別に直面し、人種、民族性、年齢、性的指向、地理的位置、障害及びその他の要因すべてが、職場での女性差別を助長することもある。仕事の世界での女性のエンパワーメントは、あらゆる部門にわたってあらゆる地位で女性が平等に代表される結果となるべきである。世界が 2030 アジェンダに向かって動くとき、仕事の世界での女性の貢献が高まることは、より強力な地域社会とより強力な世界経済への貢献を生むであろう。

本ステートメントは、大卒女性インターナショナル、BPW 国際連盟、女性団体国内同盟、民主主義を通した平和のための寡婦、水パートナーシップのための女性及びゾンタ・インターナショナルが支持するものである。

\*\*\*\*\*

## 経済社会理事会に協議資格を有する NGO、アジア太平洋女性 監視機構提出のステートメント(E/CN.6/2017/NGO/95)

事務総長は、経済社会理事会決議 1996/31 のパラグラフ 36 と 37 に従って配布されつつある以下のステートメントを受領した。

### ステートメント

変化する世界における女性の経済権: より良い政策と実施の現実的手段

「北京行動綱領」は、アジア太平洋地域で重要な役割を果たし、「北京行動綱領」とジェンダー平等のための「国内行動計画」の枠組み内での女性の権利の領域で、多くの業績が達成された。「北京行動綱領」実施の20年からの教訓は、集団的で統合力のある行動があって初めて女性の生活を改善することができることを伝えている。

現在のネオ・リベラルなイデオロギー内での女性の経済的エンパワーメントは、依然として多くの女性にとっての主要な課題である。「持続可能な開発目標」は、これら課題のあるもの、特に経済と金融の領域でジェンダー平等の主流化に対処するための機会を提供している。

アジア太平洋女性監視機構は、「持続可能な開発目標5」の「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女兒をエンパワーする」の確立を支持し、すべての「持続可能な開発目標」とターゲットにわたってジェンダー平等とジェンダー主流化も推し進めることを各国政府と国連に要請する。

女性は政策改革のみならず、適切な実施手段、特に資金提供を必要としている。ドナーのみならず国家はよい政策、法律、戦略を有しているかも知れないが、その実施手段で失敗していることが認められている。実施は、最も周縁化され、脆弱な人々を対象としてもっと効果的で、効率的でなければならない。

女性のための経済的安全保障を確保するには、地域内のすべての国家、非国家行為者、開発行為者による適切で透明性のあるレベルの説明責任が存在する必要がある。

女性に与える否定的な経済的インパクトは、女性の高まる脆弱性と差別につながり、貧困の女性化を強め、その脆弱性がさらに高まる女性の劇的移動という結果となることもある。

小企業における女性の数を増やし、女性の起業を支援することは、女性とその家族のための経済的安全保障を高める一つの方法である。

政治的・経済的・公的生活を含め、あらゆる領域でのあらゆるレベルの意思決定で女性の完全で効果的な参画と平等な機会を保障するためには、ジェンダー平等が、すべての国内行動計画と世界のすべての国々で、女性の権利とジェンダー平等に関して中心となっている必要がある。世界の多くの国々は、ジェンダー政策を有しているが、より強力なジェンダー平等法とより効果的なジェンダー対応予算制度の必要性がある。

同一労働同一賃金のディーセント・ワークは、効率的な資金提供と能力開発プログラム並びにニュー・テクノロジーへの程度の高いアクセスを持つ国の開発優先事項の中にある必要がある。

臨時仕事の問題は、「農山漁村の問題」として圧倒的に明らかにされているが、臨時仕事における女性の増加が拡大し、臨時労働力のジェンダー化を、予見できる所得とディーセント・ワークに対する障害であり、主要な女性問題として位置付けている。

ドメスティック・ヴァイオレンス、家庭内暴力、血縁関係グループの暴力は、女性が子どもであろうとなかろうと、女性の出席、成績、安全性従って生産性に深刻な影響を与えている。

性と生殖に関するサービスへのアクセスは、女性にとって極めて重要である。性と生殖に関する健康サービスへのアクセスを妨げる宗教グループと保守的政党の増加する否定的影響に対処し、制限する緊急の必要性がある。

高い経済・金融の地位にあるますます多くの女性は、国の経済に重要な役割を果たすことができる。

私たちは、各国政府、民間セクター及び市民社会に以下を要請する:

- ・ジェンダー予算編成を行い、あらゆるレベルの女性の経済的エンパワーメントに予算の割り当てを増やすこと。

- ・小企業への女性のかかわりを支援する効果的戦略を規模拡大し、促進し、女性の起業を支援すること。
- ・農山漁村地域の女性の経済的安全を支援する戦略を増やすこと。
- ・女性の経済的エンパワーメントと災害と紛争の悪影響を受けている地域の強靭性を高める戦略を支援すること。
- ・程度の高い説明責任を行い、ジェンダーの視点からの資産の所有権と企業及び女性の農業へのかかわりの測定を含め、女性の経済的エンパワーメントの効果的測定を保障するフェミニスト団体と協力すること。
- ・生活時間と無償労働を測定し評価すること。
- ・誰も取り残されないように、「持続可能な開発目標」の実施とデータ分類のための強力なジェンダー指標の枠組。
- ・すべての金融機関と意思決定メカニズム及びあらゆるレベルの構造で、2030年までに50対50のリーダーシップを確保することに向けて手段を取ること。
- ・女性が経営する企業のための資本を増やすアファーマティブ措置または特別措置を取ること。
- ・女性が正規の経済的行為者となるためのジェンダーに優しい機能的環境を醸成すること。
- ・強制的健康保健メカニズムを通して、国家の予算から、貧困者、18歳未満の若者、障害者、妊娠と出産の質に影響を及ぼす併発症のある女性を含め、最も脆弱で妊産婦死亡の危険にさらされている人々のために、避妊具の調達とその他の性と生殖に関する健康サービスに資金を提供し確保すること。
- ・この地域の国々の効果的な保健インフラを強化し、設立すること。

#### 私たちは国家に以下を要請する:

- ・適切な資金調達を含め、効果的な実施手段を伴い、国内及び地方の女性のニーズに基づきすべての配置行為者からの定期的な結果に基づく説明責任がかかわるe-政策改革を検討すること。
- ・「持続可能な開発目標」の実施において、女性の権利とジェンダー平等のための「国内行動計画」を強化し、格上げするために、「私たちの世界を変革する:『持続可能な開発 2030 アジェンダ』」のターゲット 5.a、5b 及び 5c の実施への適切な注意。
- ・国内法に従って、経済資源への女性の平等な権利並びに土地及びその他の形態の財産、金融サービス、相続権及び天然資源の所有権と管理権へのアクセスを改善する改革を行うこと。
- ・女性のエンパワーメントを推進するために、機能的なテクノロジー、特に ICT の利用を高めること。
- ・ジェンダー平等とあらゆるレベルのすべての女性と女兒のエンパワーメントの推進のための健全な政策、施行できる法律及び効果的な戦略を採用し、強化すること。
- ・女性の経済的エンパワーメントにかかるケア責任の役割を認め、ジェンダー賃金格差に対処すること。
- ・女性と女兒に対する暴力をなくすことに向けて緊急に行動すること。

\*\*\*\*\*

以 上